

令和 7 年第 4 回本巣市議会定例会議事日程（第 4 号）

令和 7 年 8 月 26 日（火曜日）午前 9 時 開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	吉 村 知 浩	2 番	高 橋 知 子
3 番	瀬 川 照 司	4 番	飯 尾 龍 也
5 番	片 岡 孝 一	6 番	高 橋 時 男
7 番	寺 町 茂	8 番	澤 村 均
9 番	高 橋 勇 樹	10 番	今 枝 和 子
11 番	高 田 浩 視	12 番	河 村 志 信
13 番	鏑 本 規 之	14 番	臼 井 悦 子
15 番	道 下 和 茂	16 番	大 西 徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	谷 口 博 文
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	村 澤 勲
企 画 部 長	林 玲 一	市 民 部 長	加 納 正 康
健康福祉部長	林 晃 弘	産業経済部長	瀬 川 清 泰
都市建設部長	高 橋 君 治	水道環境部長	青 木 竜 治
教育委員会 事 務 局 長	高 木 孝 人	会 計 管 理 者	磯 部 千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保 守 康	議 会 書 記	大 西 貞 充
議 会 書 記	廣 瀬 知 倫	議 会 書 記	内 木 雅 浩

開議の宣告

○議長（道下和茂君）

おはようございます。

昨日に引き続き、市政全般についての一般質問を行います。

ただいまの出席議員は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりでございます。

なお、録画放送のため、議場内において一般質問を放送関係職員が撮影することを許可いたしておりますので御報告をいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（道下和茂君）

日程第 1、一般質問を行います。

11番 高田浩視議員の発言を許します。

11番 高田浩視議員。

○ 1 1 番（高田浩視君）

おはようございます。よろしくお願いします。

今朝、朝から富士山の大噴火のＣＧを見たせいでしょうか、何か非常に心に動揺が発生しております。ちょっと緊張が発生しています。4年間の思いを込めて熱く熱く質問させていただきます。

6月の質問で米の販売価格の高騰が市政に与える影響を学校給食とふるさと納税について質問しました。今、今後の動向は予断を許さないようです。引き続き市民生活に与える影響を抑える取組を的確にお願いしたいと思います。

しばらくの間、国の施策により安定はしていたようですが、ここに来て新米が流通し始め、その価格は昨年以上のようです。昨年は、お米の需要と供給のバランスが崩れて供給不足が高騰の原因のようによるものだという報道もあります。生産も増えているようですが工場生産と違いますので、気候、自然現象などの影響を大きく受けているようです。天候等報道を見聞しますと、期待以上の収穫は見込めないのではないかという思いになります。何か人の手で防ぐことはできないのかという思いなんです。

それで、1項目めです。

農業に被害を与えている害虫・害獣の現状と早期の対策にということで、昨年以上に暑い夏が続く、秋の収穫期を迎える農作物への影響が懸念されています。さらに、昨年以上に害虫や害獣の被害の拡大が予想されています。これは地域の環境や経済に深刻な影響を及ぼします。農業経営が困難になると、営農意欲の減退、耕作放棄や離農の増加も進むおそれがあります。

昨年は多くの方が果樹の栽培を諦めています。また、森林の下層植生が食害されると土壌の流出

や希少植物の消失など、圃場周辺、農村地域周辺の自然環境に悪影響を及ぼします。早期の現状把握等対策が必要と考えます。

それで、1点目ですが、現状把握している状況と今後の予想についてお伺いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

近年の地球温暖化により気温上昇や気候変動が生態系に大きな影響を与えており、カメムシなどの害虫や鹿、猿、イノシシ、カラスなどの害獣による農作物への被害の拡大が懸念されています。その要因としましては、気温の上昇により冬季の厳しい寒さが緩和され、害虫及び害獣である野生動物の生存率が向上し、個体数が増加していることが考えられます。

鳥獣による被害状況につきましては、毎年1月に市内の農事改良組合から提出される鳥獣による被害状況調査結果により把握しています。令和6年の調査結果では、本市全体での被害総面積は460アール、被害総額は2,113万9,000円でした。

鳥獣の種類別による被害額は、1番がカラスの934万5,000円で、続いて猿が292万5,000円、ハクビシンが288万1,000円の順となっています。

地域別では、根尾地域と本巣地域では猿、鹿、イノシシによる被害が、糸貫地域と真正地域では、カラス、ハクビシンによる被害が多く見受けられています。

農作物の種類別の被害額では、イチゴ、トマトなどの野菜が1,103万9,000円で最も多く、続いて果樹の924万1,000円、稲の55万9,000円となっています。根尾地域と本巣地域では野菜の被害が、糸貫地域と真正地域では果樹の被害が多い状況となっています。

市としましては、本巣市鳥獣被害防止計画に基づき鳥獣捕獲を進めており、令和7年度では鹿が1,300頭、猿が140頭、カラスが120羽、イノシシが50頭の鳥獣捕獲を計画し、委託先である本巣市猟友会や地域住民との連携を密にしながら効果的な鳥獣害対策を実施し、農作物への被害防止に努めています。

また、ここ数年酷暑が続いていることからカメムシによる被害が深刻化しており、7月18日に県病虫害防除所から水稻に対するイネカメムシなどの斑点米カメムシ類の予察注意報が発出され、薬剤による対策が推奨されています。

柿などの果樹については、令和6年の柿の出荷量は前年比の約83%で、販売額は約77%であったとの報告を受けています。なお、梨につきましては、カメムシの被害は受けていないとのことでした。

今後の被害予想になりますが、令和5年度と令和6年度での比較では、害獣被害につきましては、カラスや鹿などが減少し、猿が若干増加している状況ですので、引き続き個体数調整などの鳥獣害対策を行うことで大きな変動はないと考えます。

一方で、害虫であるカメムシについては、今年度も全国的に酷暑が続いておりカメムシが繁殖しやすい状況となっていることから農作物への被害が想定されますので、県病虫害防除所やぎふ農業協同組合からの情報を注視し、適切な時期に薬剤散布を行い防除していただくことを周知したいと考えています。

〔11番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田浩視議員。

○11番（高田浩視君）

今のところで1点だけ、再質問といいますか確認をしたいのですが、今、鹿ですが、糸貫地内の果樹園内でも目撃情報があるという話があるのですが、被害報告は受けていないのか、お伺いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

糸貫地域での鹿の被害報告はございません。ただ、郡部の船来山においては鹿の存在が確認されていますので、猟友会による個体数調整において、くくりわな等によって捕獲を実施しているところでございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田浩視議員。

○11番（高田浩視君）

では2点目です。

そういうことで2点目ですが、耕作放棄地の管理状況が被害を増加させているような気がしているんです。管理の指導を強める必要はないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えします。

本巣市の農業委員会が実施した農地面積調査によりますと、令和6年度における市内の遊休農地面積は7.4ヘクタールであり、農地全体の0.4%になっています。

遊休農地が発生する主な要因としては、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業経営の悪化並びに鳥獣被害などが考えられ、荒れ果ててしまった農地を再び耕作可能な状態に戻すには多大な時間と労力が必要であることから、新たな遊休農地の発生を事前に防ぐことが極めて重要と考えていま

す。

市としましては、農地を遊休化させない取組として中間管理機構を活用し、農地所有者である貸手と担い手である借手を仲介し、農地の集積・集約化を図り円滑な農地利用を促進しています。

また、住民から遊休農地に関する苦情が寄せられた場合は、市から農地所有者に対し除草などによる農地の保全管理に努めていただくようお願いの文書を送付しており、農地所有者が対応できない場合は市シルバー人材センター等を利用していただくよう案内しています。なお、文書を送付したにもかかわらず保全管理がされなければ再度文書を送付し、それでも放置された場合は、自宅訪問を行って保全管理をお願いするとともに相談を行っています。

また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施し、遊休農地を発見した場合は市に報告をしていただいております。令和6年度では遊休農地として判断した農地は86筆あり、そのうち遊休農地を解消した農地は5筆となっています。

遊休農地を放置しますと草等が生い茂り、虫や野生動物がすみ着くなど環境が悪化し、隣接する農地への被害や近隣住民への迷惑がかかるなど周辺地域に様々な悪影響を及ぼすことから、遊休農地の拡大防止対策を強化する必要があります。そのため、遊休農地の農地所有者に対して実施している農地利用意向調査において、遊休農地に至った原因を記入する項目を追加し、その原因に適した対策を助言していきたいと考えます。

〔11番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田浩視議員。

○11番（高田浩視君）

ここももう一点だけ確認をしたいのですが、耕作放棄地の管理に関して法的に規制するという制度はないということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

市が強制的に実施するような法的根拠はございません。あくまでも地権者の問題ですので、遊休農地となった原因や隣接する農地の住民の声をお届けして御理解いただくということと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田浩視議員。

○11番（高田浩視君）

このような農地の多くは地権者が地元にはない場合が多々あります。文書や訪問をお願いしているということですが、雑草の成長は大変早い、やるなら迅速な対応が効果があるはずです。

また、カメムシなどタイミングによっては被害を拡大させるというお話も聞いています。管理を地権者に任せていては何も変わらない、動かない、半ば強制的に管理を地元に委託してもらう。当然、費用は本人が、地権者が負担してもらいます。隣の生産者は害虫・害獣被害で負担が発生しています。そのような一歩踏み込んだ仕組みに市が介入していく取組を考えていく段階に来ているのではないかという思いであります。

続いて、2点目の質問に入ります。高齢者福祉と金融機関の連携についてです。

今の現状、この日本に取り巻いている現状を確認します。

団塊世代は2025年、今年ですね、75歳、2030年には80歳に到達します。これまで2025年問題は、団塊世代の医療費、介護費用といった社会保障給付費の急増とその対応が問題とされてきました。それとは別に資産の2030年問題も存在することが指摘されています。

2020年の最近、最も死亡者が多い年齢は、男性89歳、女性93歳です。多くの人が認知機能の低下を経験することになります。認知症率は75歳以上で20%、軽度認知障がいを加えると41%です。厚生労働省の今年5月の推計で認知症患者と認知機能の低下した人は1,000万人、将来は1,200万人で、認知機能の低下した人が国民の13%を占めるようになると報告しています。

認知機能が低下すると自分で認知機能の低下の認識ができなくなる。軽度の認知障がいでも詐欺、消費者問題に巻き込まれるリスクが上昇しますが、本人は巻き込まれたことにも気づかない、私に限って大丈夫という認識です。在宅の認知機能低下者で診断を受けているのは7%、ほかは治療を受けていないということです。

高齢者の自動車運転に関する実態と意識調査があります。年齢とともに車の運転に関する自信が上昇します。年齢とともにヒヤリ・ハットを経験しなくなります。高齢者の自動車事故の発生率は若い世代の2倍から3倍、自分自身の運転能力を把握できなくなっている。この状況の中で金融資産の高齢化が起きています。

75歳以上の保有する金融資産は600兆円、認知機能の低下した人が保有する資産は260兆円、75歳以上の金融資産の運用には制限があります。資産の高齢化に加え、加齢による認知機能の低下を経験する人が増加する。高齢期になると多額の資産に関し複雑な意思決定が増えますが、認知機能は低下してくる。経済力を持ったまま認知機能が低下する人が増える社会になる。

そこで、国は認知機能が低下しても本人の希望に添った経済活動ができる社会、心配なく普通の生活ができる社会に取り組んでいます。

今、金融機関の店頭で起きていること。金融機関の前線は状況を把握していますが、本部・企画は把握していない。高齢者には大きな文字で、大きな字で、大きな声で礼儀正しく説明すれば十分ですという勘違いですね。

そこで、国です。令和6年9月、閣議決定された高齢社会対策大綱において、テーマに消費安全確保地域協議会、重層的支援体制整備事業の支援会議に金融機関の参加を促進、支援会議から金融機関等に提供を求める。福祉機関との連携などを掲げ、認知機能の低下した人を地域で支えるために社会福祉と金融機関の連携の促進を求めています。実証地域において金融機関等が発見した認知

機能に問題のある高齢者の情報を関係機関が共有し、見守る仕組みを自治体と連携し、確立するとしています。

市の取組について確認をしたいと思います。

そのような取組について、現状はいかがでしょうか。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

少子高齢化社会が進展する中において高齢者が暮らしやすい社会をつくることは、他の世代にとっても優しく暮らしやすい社会の実現につながり、さらには、いずれ高齢期を迎える世代にとっても安心して豊かに暮らせる社会づくりを行うことが必要であることから、総合的な対策の指針として国は令和6年9月に高齢社会対策大綱を策定しました。この大綱では高齢社会において急速に進む様々な変化に適切に対処するため、3つの基本的な考え方に基づき5つの分野別指針を定め、施策の推進を図ることとしております。

施策の推進に向けた具体的な取組の一つといたしまして、日常生活において認知機能を必要とする場面が多い金融機関の窓口は認知機能の低下した高齢者等と接する機会も多く、金融機関から地域の福祉機関等へ必要な支援につなげることが望まれることから、個人情報保護に関する法律に定める例外に該当する場合において、本人の同意を要することなく個人データの共有が可能な消費者安全法に基づく消費生活安全確保地域協議会や社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の支援会議の枠組みに、必要に応じて金融機関の参加を促進し、認知機能が低下した人を必要な支援につなぐ取組を推進し、併せて重層的支援体制整備事業の支援会議の開催に当たって、同会議から金融機関等の認知症が疑われる方の状況を把握していることが想定される機関に対して、必要に応じて情報提供を求めるよう市区町村に促す高齢社会対策大綱に明記されています。

本市の現状といたしまして、本巣市消費者被害防止ネットワークにおいて消費者問題としては取り組んでいるところではございますが、本大綱に基づく具体的な動きはありません。今後、必要に応じて対応してまいりたいと考えます。

〔11番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田浩視議員。

○11番（高田浩視君）

そういう御返答があったんですが、2点目なんですが、認知機能の低下した人を従来の福祉サービスでは把握できていないため対応が後手に回っていると。今、地域社会の資源を開発、生かすことで負担が減る。それぞれの地域に合った自助、共助、互助、公助ですね、そして商助の組合せを開発するというふうに言われています。

それで、２点目として、早期に金融包摂を確立するため、金融と福祉の連携を進める必要はないのかという考えで御質問させていただきたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

金融包摂とは、公共的、社会的サービスの享受が制約されている人々を支援するために提唱されてきた社会包摂の考え方に沿って、金融面においても全ての社会構成員に等しく金融サービスにアクセスできるよう支援するための取組であると認識しており、超高齢社会において認知機能の低下した高齢者等の経済活動を見守り、支える社会経済システムの確立が重要であると考えます。そのためには金融と福祉の連携が不可欠であり、具体的には、１．高齢者の金融トラブル防止のための啓発活動の推進、２．本人確認や不審取引の見守り体制の強化、３．成年後見制度や信託制度の活用支援、４．金融サービスの高齢者対応の推進、５．関係機関との情報共有・連携の強化などが上げられます。

このような取組は、個人の資産と生活を一体的に守るセーフティーネットを構築する上で極めて重要であると考えます。既に国も連携を推進し、まだ多くはございませんが、他の自治体において金融包摂の確立に関する連携協定を締結する動きが見られます。しかしながら、高齢者のプライバシー保護と見守りの体制のバランス確保、相互理解の不足、高齢者に寄り添った専門的な相談体制の整備といった課題も存在します。

これらの課題を乗り越え、誰もが経済的に安心して暮らせる社会を実現するため、関係機関や金融機関と連携を緊密にし、地域包括支援センターや消費生活センター、警察等との連携体制を強化することで、高齢者が安全かつ安心して金融サービスを利用できる環境づくりを推進してまいりたいと考えます。

今後も国の指針を参考にしながら本市における実情に即した具体的な取組を検討し、必要に応じて金融機関との連携を一層深めてまいりたいと考えます。

〔11番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田浩視議員。

○11番（高田浩視君）

ありがとうございます。

皆さんと、執行部の皆さんというか職員の皆さんと情報を共有したいので、この中で2022年2月の社協の情報誌「NORMA」というところにこういう話題が載っていました。紹介して情報を共有したいということです。

意見交換の中で確認したことは、地域によって課題は様々であり、社協や地域包括支援センター

の対応も異なるという点である。この点では本社からの指示で支店が統一的に動く金融機関とは異なる。したがって、社協等と金融機関の各支店の連携は、顔の見える関係の中で地道な日々の対話、率直な意見交換、連携の実践活動の中で好事例を積み上げていく必要がある。そうした実践によって金融機関が店頭等で経験する高齢顧客に対する諸問題、諸情報、ささいな心配な点を社協や地域包括センターと共有・連携する。信頼関係を築くことができる。こうした金融機関と社協等の信頼関係は、最終的には金融機関は高齢顧客の相談が、お客以外の場合は社協等につなぎ、社協等は住民の相談が金融関連であれば金融機関につなげるということで、顧客住民のお金と生活の問題をスムーズに相談できるお金、資産の介護を実現するようなお金、金融・福祉連携が地域の中で定着することができる。他方で課題になるのは個人情報の取扱いであるが、高齢者本人の財産に差し迫った危機があれば必要な関係者間で個人情報を共有するべきであり、自治体、社協と金融機関はこのためのガイドラインをつくる必要があるとあります。

まとめると、資産の2030年問題が近づく中で金融と福祉の連携推進のためには、まず1. 日頃から金融機関と社協等の間で積極的に接点、交流を持つこと、そして具体的な事例を基に社協と金融機関、高齢者本人、御家族が連携するためのマニュアルなどを共有するといった好事例を全国の金融機関、社協等で共有して普及していくことが急がれるとあります。

その中で一つ、先ほどもありましたが、福祉行政が高齢者の金融資産管理に関わらないといけないうのかということがありますが、生活困窮者自立支援法に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインにおいて、金融機関との連携はあくまでも把握するための機能であり、財産管理ではないというふうに示されていると、こういうことをちょっと共有させていただきました。

それでは、3番目の質問になります。

最後の質問になりますけど、4年間勝手に取り組んできた、挑んできた施策である質問で締めさせたいと思います。切り口を変えて質問させていただきます。

3点目ですね、行政のフロントヤード改革の実践についてです。

総務省は、地方公共団体の行政改革として、令和6年度中に住民と行政との接点、フロントヤードの多様化、充実化などを図る人口別の総合的な改革モデルなどを構築し、横展開を図ることとしています。本事業では総合的なフロントヤード改革をさらに進めるため、住民の希望に添った窓口の実現等、職員の時間を生み出す業務フローに重点を置いた汎用性のある人口規模別のモデルや先進的な取組を行うモデルを構築するとともに、その横展開を図ることを目的として実施しています。

目指す姿としては、原則オンライン、窓口手続は最小限、丁寧な窓口を希望する住民に寄り添える体制の構築が掲げられています。そして、フロントヤードとバックヤードの連携強化、データ分析による窓口業務の改善、企画、立案業務の充実です。データ連携の徹底、人手を介さない業務フローの実現、申請データの分析活用により処理状況課題の見える化ということですね。窓口業務の改善としては、来庁者の多寡に応じた職員配置や来庁者数の実態を踏まえた受付時間の変更などによる業務ミーティングの時間確保など、市の取組をしています。

それで、市の取組を確認したいのですが、この今年の5月ですね、フロントヤード改革推進手順

書、総務省自治行政局行政経営支援室からこれが出されていますね。そこでちょっと改革のポイントというのが示されています。ポイントだけ、5項目あるのですが、少しこれも共有したいと思います。

ポイント1. 方針への明記、全庁的、横断的な推進体制の整備、改革の方向性を設定、ポイント2. デジタルの導入を自己目的としない、現状分析に基づいた取組等の選定、ポイント3で既存業務の見直しや業務フローの見直しの徹底、ポイント4として、適切な成果指標の設定と費用対効果等の検討・検証、そしてポイント5として、窓口の改革等一体的に進めることが本格的な取組というものが上げてあります。

この手順書の中で、ちょっと事例として挙げているのが静岡県の裾野市の例が挙げられています。裾野市では目指す市の姿の設定をされています。

裾野市さんが目指す姿の設定としているのは、市民の皆さんに提供する価値、目指すゴールとして頼りになる窓口というのを設定しています。裾野市さんが設定する頼りになる窓口の5つの要素というのは、オンライン申請を広げるとともに、来庁いただいた場合には手続きがスムーズに終わり、悩み事があれば安心して相談、解決する窓口だということです。

5つのポイントというのは、まず1点目、行かなくて済む。オンラインや出先等、来庁してもすぐ手続きを拡大する。2つ目が行ってすぐ終わる。来庁して証明発行や手続きは迅速に完了する。3. 待っても苦にならない。仮に待ったとしても快適に過ごせる庁舎空間。4つ目が安心して相談できる。安心して相談できる相談体制、窓口を。5つ目が、次のときは改善されている。継続的なサービス改善により成長し続けるフロントヤードを目指しています。決して書かない窓口が目的ではありません。

このフロントヤード改革の取組の事例を自治体の担当者に聞く機会がありました。その中でも本巢市でもニーズが大いにあるのではないかと感じた実証についての取組を御紹介しながら提案していきたいと思います。

まず豊田市ですね、担い手不足、老朽化に備えるインフラDXというのを進めています。道路メンテナンスの高度化、効率化に向けた取組です。豊田市は道路メンテナンスに係るDXは大変進んでいます、今回はフロントヤードの部分です。まずスマート窓口の構築、オープンデータ化して工事申請書のオンライン化を進めています。やったのは自治体の困り事の解消を要望する工事申請書について、kintoneを活用してオンライン申請の仕組みを構築し、スマート窓口の実現、職員の業務改善を図りました。工事申請のオンライン化ですね。従来は工事申請書の事務は紙で行われ、案件管理は共有エクセルで行われていたと。電話で進捗確認の問合せを受けることが多かったと。まず自治会というか、ここでは自治体と呼びしていますが、自治体では申請書作成、申請書提出、対面約60分、支所地域支援課、申請内容をエクセル入力、担当課確認、決裁、申請書送付約150分で、担当課としてはエクセル入力を約10分、進捗確認に5分や10分かかっていたと。これを導入した後は、工事申請書はタブレット等でインターネットの入力フォームから必要事項を入力することでオンライン申請が可能だと。夜間や休日でも提出可能。進捗状況は問合せすることなくタブレットで

確認可能。自治区申請書作成、申請書提出、これはオンライン。支所、地域支援課、申請内容はアプリに自動入力、担当課は入力決裁をアプリ内で完結。進捗状況は問合せすることなくタブレットで確認可能。何度も同じことを同じ事項を入力する必要がなくなる。ペーパーレス化が図られ、データの一元管理により件数の集計等が容易になったという、こういう事例をお聞きしました。

これは非常に有効だと思うんですが、自治会からの申請のオンライン化が有効ではないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

初めに、自治体フロントヤードとは、自治体における住民と行政の接点を指し、具体的には行政手続における窓口業務や住民が集う庁舎空間など、住民と行政が関わるあらゆる場面对象となります。その中で自治体フロントヤード改革とは、総務省が策定しました自治体DX推進計画において、自治体DXの重点取組事項として自治体フロントヤード改革の推進が示されており、行政手続のオンライン申請や書かないワンストップ窓口等、住民との接点の多様化、充実化やデータ対応の徹底などのフロントヤード改革の推進の必要性が上げられております。

また、これにより住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要となります。本市においては昨年7月の新庁舎開設に合わせて、市民の利便性を高める迷わない、書かない、動かない、待たない、行かないといったスマート窓口機能の導入により、市民サービスを大きく向上させております。

御質問の自治会からの申請のオンライン化につきましては、現在、自治会長から市へ提出いただく書類は自治会補助金の申請や各種要望事項、また次年度の自治会役員等の名簿など多岐にわたっております。これらの提出様式は市のホームページにも掲載しており、電子メールによる提出も受け付けております。現状は来庁されることが大半で、メールによる提出は一部の自治会長に限られておりますが、今後は電子メールによる提出を推進し、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田浩視議員。

○11番（高田浩視君）

電子メールの提出により利便性の向上に努めていきたいと考えていますと。まずオンライン化は検討していないということですね。

2番目に子育てに係る申請のオンライン化について事例を紹介したいと思います。

三重県明和町、人口2万2,000人です。「2040変革推進宣言」というのを2024年に行っています。これは、オンラインのこの改革の中で言っています。たった16年後の2040年、明和町の子どもたちが社会の中心になる時代には、超高齢化やインフラの老朽化などの増加し続ける課題に対し、役場の職員も新規採用難などにより地域の労働者不足が深刻な問題になることが予想されています。これは2040年問題と呼ばれております。明和町は2040年問題に対応するため、3つの柱を掲げて取り組んでいきたいと考えております。一つ、あったかいサポートの充実。デジタルを最大限に活用し、デジタル化可能な業務はデジタルに委ねることで、人と人が触れ合うサポートをより充実させます。2つ目、住民起点の行政サービスへの転換。ルールや仕組みの変革に基づいたバックヤードとフロントヤードの改革を進め、住民一人一人に合わせたサービスを提供します。3番目、職員の自己実現と働きやすい環境の創造です。業務の見直しや時間短縮を通じて職員の自己実現を促し、残業の削減と離職者の減少を図ることにより、職員に選ばれる職場をつくります。これは子育て世代をまずターゲットとした行政手続をデジタルで完結するという取り組みをしています。妊娠から出生時までの手続、育児から入園関連の手続のオンライン化を進めています。自ら制度を知らなくても子育て世代の暮らし代行サービスが溶け込み、いつでもどこでも自分の都合に合わせて行政手続を進めることができる。デジタルを最大限に活用し、デジタル化可能な業務はデジタルに委ねることで、人と人が触れ合うサポートをより充実させると。ルールや仕組みの変革に基づいたバックヤードとフロントヤードの改革を進め、住民一人一人に合わせた整備を提供しますとあります。

業務の見直しや時間短縮を通じて職員の自己実現を促し、残業の削減と離職者の減少を図ることにより職員に選ばれる職場をつくりますという宣言で、こういうことが行われているんですけど、それでお伺いしたいと思うんですけど、子育てに係る申請のオンライン化が非常に有効であるんじゃないかということで御質問したいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

子育て世代に係る申請のオンライン化につきましては、特に育児中の保護者の方は子どもの体調管理や家事など多忙な日常を送られており、できるだけ市役所に何度も足を運ばず、手続はスムーズかつ簡便に行える仕組みが求められているものと考えております。現在、本市が行っております子育てに関わる主なオンライン手続につきましては、児童手当に係る手続として、受給資格及び児童手当の額についての認定請求、額の改定の請求及び届出、氏名変更・住所変更等の届出及び受給事由消滅の届出等、児童扶養手当に係る手続として現況届の事前送信、妊婦に係る手続としては、医師または助産師の診察を受け、妊娠が判明した場合の妊娠届、保育に係る手続として教育・保育給付認定の申請、保育施設等の利用申込みについてマイナンバーを使用するぴったりサービスで申請を受け付ける体制を整えております。加えて、妊娠中の方へのアンケート及び令和7年度からは幼児教育課において開始しておりますこども誰でも通園における利用申請、利用予約をL o G oフ

ホームにて受け付ける体制を整えております。

今後も子育て世代に関わらず福祉施策を利用する市民の方々が負担を感じることなくスムーズに行政サービスを御利用いただけるよう、支援を必要とする市民の目線に立った行政手続のオンライン化の推進に努めてまいりたいと考えます。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田浩視議員。

○11番（高田浩視君）

3点目に行くんですが、明和町の中でデジタルフロントヤード改革推進という中で、推進に向けたコミュニケーション戦略として、デジタルサービスはつくったら使ってもらえるものではないと。デジタルサービス展開に向けた4つのプロセス、まず知ってもらい認知、試しに使ってもらい利用、興味を持ってもらう共感、便利を感じてもらい満足というふうになっています。今は1点目、2点目をちょっと御紹介したんですけど、このことがDXアクションプランでの位置づけはどうなっているのか、最後の質問は、やはりDX担当の企画部長にお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

自治体のフロントヤード改革を推進するに当たっては、明和町の話もございましたが、改革に取り組む姿勢を庁内外に明確に示すことが重要であると考えております。また、限られた予算の中で組織の壁を超えて改革を進めるためには、全庁的かつ横断的な推進体制を構築する必要があり、さらに窓口業務の最前線に対応に当たる職員の協力も不可欠であるというふうに認識をしております。

本市では、IT推進本部の直下に各部門の職員が連携して取り組むための体制を整えておりまして、DX推進リーダーを中心に全庁的にデジタル技術を活用した改革を推進しております。このIT推進本部及びDX推進リーダーを中心に、デジタル技術を活用した改革により実現したい行政サービスの在り方を設定、共有し、全庁的な意思統一を図ることで市民サービスの質の向上と業務の効率化を目指す改革の方向性を令和6年度に策定した本巣市DX推進計画アクションプランとしてお示しをしております。

議員御質問の自治会からの申請や子育てに係るオンライン申請につきましては、このアクションプランに行政手続のオンライン化の推進として位置づけております。策定当時、301件の行政手続についてオンライン化が可能であると把握しておりまして、そのうち92件の手続につきましては既にオンライン化をしております。残る209件につきましてもアクションプランの計画期間でございます令和9年度までに順次オンライン化を進めてまいります。これによりまして、市民の利便性の向上

はもとより手続に関わる時間負担の軽減も図ってまいります。

また、本市では新庁舎の建設に合わせて国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして書かない窓口の実現やオンライン申請の拡充を実施いたしました。これらの取組は、住民と行政の接点であるフロントヤードのサービス多様化と利便性向上を目指した改革の一環でございまして、市民サービスの質の向上と窓口業務の効率化の両立に大きく寄与しているものというふうに考えております。

なお、このアクションプランは、デジタル技術の活用により市民サービスの質の向上と業務の効率化を目指すものの、窓口業務の基本は、やはり市民の皆様に安心していただける丁寧な対応であるというふうに考えております。デジタルツールの導入そのものが目的とならないよう、市民の利便性の向上及び行政運営の効率化に立ち返り、市民ニーズであつたり現場業務を正確に把握し、また分析も行った上で、さらに市民の利便性向上と職員の業務効率化の双方を実現するため、デジタルツールの活用を見据えつつ、アナログ的な手法も含めた既存業務の見直しにも取り組んでまいります。

さらに、デジタル化の取組によって創出できた職員の時間は、より丁寧で柔軟な市民サービスの提供に充ててまいります。

また、日々進化するデジタル技術の動向や多様化する市民ニーズを的確に捉え、DX推進リーダー会議において継続的かつ活発な議論を行いまして、進捗状況の確認や評価の段階で、必要に応じて計画内容の修正や、また新たに盛り込む事業なども検討し、柔軟にこれからも対応してまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田浩視議員。

○11番（高田浩視君）

さっきの手順書の中に、改革を進めるに当たり陥りやすい失敗と支障事例と対応策というのがあったので、ここもやっぱり執行部の皆さんとか職員の皆さんと共有したいので、少し読ませていただきます。

1点目、窓口業務担当部門とのコミュニケーション不足。窓口業務担当部門とのコミュニケーション不足により、窓口の現状や実態に即したデジタルツールの調達ができなかったため、同部門の職員の協力が得られなくなってしまって改革が滞ってしまった。

2点目、事業者の提案をうのみにデジタルツールを導入。事業者からの便利になるという言葉を用ひにしてデジタルツールを導入。現場のニーズに即したものではなかったため、導入したデジタルツールの利用が進まなかった。

現状分析不足。デジタル化自体が目的となつてしまい、実際の利用件数を丁寧に分析せずにデジタルツールを導入した結果、効果に見合わないオーバースペック的なデジタルツールの導入となつてしまった。

4 番目、職員が使えないデジタルツールの機能。オンライン申請システムの申請書様式の作成手順が難解であるため職員による申請様式の作成が進まず、オンライン申請に対応する手続が増えなかった。タブレットを使用した書かない窓口を導入したが、申請様式を紙からタブレット用にデータ化する作業が煩雑で、現状原課が対応できなかった。

5 番目、職員が管理できないデジタルツール。R P Aを導入しシナリオ作成を委託したが、職員のR P Aに対する理解が進んでおらずシナリオを管理することができなかった。業務の運用を変更するたびにシナリオ変更について事業者に発注しており、コストがかかっていたという例が紹介されています。

先ほどの企画部長の答弁は、先ほどの1 点目、2 点目に関しては、アクションプランの中で行政手続のオンライン化として考慮していますということでしょうか。本巢市のアクションプランは今年の3 月に出されています。フロントヤード改革手順書は今年の5 月です。令和6 年度モデルプロジェクトで目指す姿が示されています。さきの明和町モデルプロジェクトは令和5 年度の補正予算のモデル自治体です。本巢市のアクションプランは、何回も言っていますが、目指す姿がよく分かりません。窓口、フロントヤードの改革というのは、2040年を見据えて明和町で取り組んでいるように大変有効ではないのか。デジタルという言葉が先行すると、使えない市民は置き去りにされる、そんな気持ちになっているんです。誰が見ても理解できる目指す姿をまず示す必要があるのではないかと、取り組む職員の皆さんが一丸となって市民の皆さんの理解が得られるのではないかと、いうふうに考えています。

最後に今、ちょっとですけど国の支援策ということで確認をしたいのですが、自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトなど説明者派遣事業等アドバイザーの派遣がある。それと、財政措置として新しい地方経済・生活環境創生交付金、市町村におけるC I O補佐官等としての外部人材の任用等に係る地方財政措置、そして3 丁目、市町村支援のためのデジタル人材の確保に係る地方財政措置、そして令和7 年度新規デジタル活用推進事業債、充当率90%、交付税措置率50%というのがあります。十分検討していただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

続いて、12番 河村志信議員の発言を許します。

○12番（河村志信君）

事前通告に従い、一般質問させていただきます。

まず、議員においては年4 回の一般質問の機会が与えられています。2 期8 年が過ぎ、私自身が取り上げてきた質問のテーマを振り返りますと、偏りというか同じような質問をしているなど感じることがあります。得意分野と申しましょうか、やはりそのテーマに深い興味・関心があるために似通った質問になるような感じを受けております。今日も以前に同様な質問をしているなど感じられるかもしれませんが、目標達成のためには何度もチャレンジし、議員としての思いが実現するまで粘り強く取り組みたいと思いますので、御配慮をよろしくお願いいたします。

今回は、1つ、広域観光について、2つ、子どもたちの通学について、3番として、災害から誰もが生き残れるまちへを取り上げたいと思います。

では、大きな質問の1に入りたいと思います。

広域観光・本市の観光のこれからについてお尋ねいたします。

本市には日本三大桜の淡墨桜はあるが、その開花シーズン以外は観光に来てもらえないという声が多くあります。この8月30日にはいよいよ東海環状自動車道本巣―大野神戸インター間が開通し、いよいよ関西からの来訪者の利便性も大きくアップいたします。福井県とつながる冠山トンネルも新たな人の流れをつくり、モレラ周辺では多くの福井ナンバーを見かけるようになりました。県知事 江崎知事の言葉を借りれば、岐阜県本巣市は海を手に入れたのでしょうか、そんな道路網の大きな変化は観光面でも大きな追い風となります。しかし、せっかくの好機に対し、あまりその変化を生かそうというアイデアは聞こえてこないような感じを受けております。

広域観光という言葉があります。道路などのアクセスが向上した分、そのチャンスが大きく発生します。以前、道の駅「織部の里もとす」にて越前の海の幸の販売がイベントとして行われました。そのときの状況は保健所の指導等がありまして、冷凍食品、冷凍・冷蔵庫等の設備やパック詰めという厳しい条件があるためか、あまり人気にはならなかったように記憶があります。しかし、アイデア次第では越前の海で陸揚げされた海の幸を直送というようなイベントが実現すれば、大勢の買物のお客さんが本市を訪れるのではないかなと想像しております。

1か月ほど前訪れました福井県池田町水海という地区がございまして、水の海と書きます。毎年2月15日に重要無形民俗文化財に指定されている田楽（猿楽）が地元神社にて奉納されます。また、8月には能楽の郷池田葉月薪能が開催されるそうです。能の能狂言と同様、神事、芸能文化であり、何か本巣市と連携してやれることがあるのではと先方の担当者の方より御提案を受けました。

鯖江市には真宗十派の一つ、浄土真宗ですね、本山となる誠照寺があり、その門徒さんは旧の徳山村に多く、根尾にも多数の方がお見えになると聞いております。本市と友好都市の関係の越前市は言うまでもありません。冠山トンネルを通じての広域観光は、これからの多くの可能性を持っていると私は考えております。

同じ日に滋賀県の長浜市と彦根市も訪れました。観光の先進地でもあることはどなたも御存じかと思います。東海環状の開通により渋滞の頻発する名神高速の一宮ジャンクションへ行くことなく、養老ジャンクションより東海環状の西回りで短時間で本巣インターへ来ることが可能となります。

こちらと同様、広域の観光振興が期待できる事案だと思っております。従来からの凝り固まった発想ではなく、今の時代に合った最新の在り方を想像することは、本市に新たな観光の可能性をもたらします。分かりやすく言えば、身近で岐阜市は長良川の鶺鴒いとか岐阜城を訪れた観光客を、この方たちをうまく本巣のほうにも寄っていただくような流れができないであろうかと。また、谷汲山華厳寺ですね、西国三十三観音霊場巡りというのが正式な名称らしいんですが、この参拝客をやはり本市へつなげ、モレラ岐阜等へも寄っていただくとか柔軟な発想をし、人気のある他市町の観光地とつなげて本市に来てもらうことが広域観光だと私は思っております。

では、質問に入ります。

1 番、東海環状自動車道の開通を控え、関西方面を意識した観光振興の取組はございますか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

東海環状自動車道の開通により関西方面からの本市へのアクセスが格段に向上し、交流人口が増えることから、地域経済の活性化や観光振興にとって大きな追い風になることが期待されます。関西方面からの観光客の誘客に向けては、本市の豊かな自然や歴史・文化、地域の特産品を生かした観光プロモーションの強化が重要であると考えています。

現在の取組としましては、西美濃広域観光推進協議会に加盟する3市9町と連携し、毎年「ぎふ西美濃観光物産 in 大阪」に参加し、ディアモール大阪で日本三大桜の一つである国指定天然記念物「根尾谷淡墨ザクラ」や国指定特別天然記念物「根尾谷断層」をはじめ能郷白山や清流根尾川など多くの観光資源をPRするとともに、地域の特産品販売を行い、観光客の誘客に努めています。

また、県においても8月25日から大阪の主要な駅などでデジタルサイネージによる根尾谷淡墨ザクラをはじめとした県内の観光スポットを映像で配信し、観光PRに取り組んでいます。

今回の東海環状自動車道の開通によるメリットを生かし、東海環状自動車道を利用する観光客が本市へ立ち寄りたいと思っていただけるよう、道路周辺の案内標示や東海環状自動車道沿線市町を巻き込んだ広域観光の充実を図りたいと考えています。

また、関西方面の主要な旅行代理店やメディアとの連携を強化し、積極的な情報発信に努めることで観光振興を推進し、地域経済の活性化と持続的な発展に努めてまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○12番（河村志信君）

この高速の開通、関西方面の方にいろいろお話ししますと特に冬場ですね、郡上方面のスキー場というのが関西の方にとっては非常に魅力だと。その帰り、実際私自身も走ってみますとひるがの高原にサービスエリアがございます。そして、ある程度走ったちょうどいい距離が本巣パーキングではないかと感じております。休憩に止まっていただく、パーキングに止まっていただく、できれば軽い食事を取っていただく、お土産を買っていただく、それから仮眠を取られるかもしれません、そういう本巣パーキングは非常に可能性を持っておりますので、その辺をチャンスとして生かしていただければありがたいと思います。

質問の2に入ります。

冠山トンネルの効果を生かし、友好都市の福井県越前市や鯖江市、池田町との連携した観光の可能性はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

冠山トンネルの開通により本市と福井県との交通アクセスが大幅に向上し、道の駅「織部の里もとす」においても福井県のナンバーの車を多く見かけるようになりました。冠山トンネルの開通以降、本市では福井県の越前市、鯖江市、池田町、越前町、南越前町が加盟する福井県丹南広域組合と連携し、ドライブスタンプラリーを実施しました。福井県丹南広域組合と岐阜県揖斐川町、本巢市の道の駅7か所を巡り、スタンプ所を設けることで観光客を誘客しました。ドライブスタンプラリーには908名が参加し、全ての道の駅をクリアした方は129名で、本市の道の駅「織部の里もとす」を訪れた方は201名でした。アンケートの結果、今後もスタンプラリーに参加したいと回答された方は全体の99%に上りました。

また、道の駅「織部の里もとす」を訪れた方からは、ジビエが食べられてよかった、新鮮な農産物が並んでいた、柿がおいしかったなどの意見が多く、大変好評であったため、この事業を継続できるよう努めてまいります。

また、今年1月に越前町で開催された水仙まつり「水仙・カニフェア」に参加し、本巢市の観光資源のPRや地域の特産品販売を行いました。11月23日に開催される東海環状自動車道本巢インターチェンジー本巢パーキングエリア開通記念イベント「もとフェス」では、福井県丹南広域組合に加盟する市町を招待し、ステージ上で観光PRを行っていただき、より一層の交流を深めたいと考えています。

今後も福井県丹南地域で開催されるイベントに積極的に参加するとともに、さらなる連携を強め、新たな観光事業を検討していきたいと考えています。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○12番（河村志信君）

福井県越前市は友好都市として、もう何年も前からお付き合いがあるわけで、今回私も行きました、丹南広域組合という観光の、たしか5市町でしたかね、があると。それが非常に活発に活動していて非常に効果を発揮していると。ちなみに丹南というのはどういう意味ですかとお尋ねしましたら、たしか丹生郡か何かだったと思います。福井のあのエリアを示す言葉を丹南というようなことを聞きます。

実際、冠山トンネルが開通しまして揖斐川町さんが一番熱心だったかなと。本巢の方に聞きます

と、いや、あの道は303ですね、徳山ダムからずうっと南下しますと、藤橋の道の駅であったり、それをずうっと下がっちゃいますと揖斐川町の中心部に出て、その南のほうから大垣へ行くのかモレラへ来るのかというようなのが流れて、本巣市にはあまり効果がないんじゃないかというようなことをおっしゃられた方がありましたが、実際、旧の久瀬村、乙原でしたかね、あそこでトンネルに入りますと横蔵寺、それから谷汲山華厳寺、そして本巣のほうへ来られると。織部の道の駅なんかも通りましてモレラへ来られると。あのルートが非常にアピールすると何か効果が生まれるんじゃないかと感じております。

3番の質問に入ります。

広域観光などを意識した新たな本巣市の観光への構想はございますか、お尋ねします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

本市には、国指定天然記念物である「根尾谷淡墨ザクラ」をはじめ真桑人形浄瑠璃や能郷の能狂言などの有名な観光資源があります。また、豊かな自然環境を有しており、山岳や川、森林など、これらを生かしたアウトドア観光やエコツーリズムの推進が重要とされています。例えば、観光協会の後援の下、毎年地元有志から成るボランティア組織「本巣山人連絡協議会」の協力により、能郷白山をはじめとした本巣七名山の登山ルートの整備を行っています。この七名山には文珠山のようなハイキング向きの山から能郷白山のように体力的、技術的に難易度の高い山まで含まれており、初心者から経験者までの多くの方が訪れています。

また、イチゴ狩りなどの観光農園の構想も検討しています。皆さんが収穫体験を楽しんでいただいたり農作物の販売も行うことで地元の魅力を伝えていきたいと考えています。

そのほかに、本巣インターチェンジの近くには東海地方最大級の国指定史跡である船来山古墳群があり、目で見える群集墳として現地で体感できるよう整備を進めており、新たな観光資源として期待をされています。

さらに、東海環状自動車道開通を契機に本巣インターチェンジを拠点とした淡墨桜、もとまるパーク、谷汲山華厳寺、徳山ダムなどを巡る周遊コースを設け、これまで点在していた観光地を線で結ぶ近隣市町や高速道路沿線市町との広域観光を構築していきたいと考えています。

また、大型商業施設のモレラ岐阜では、現在年間980万人の来訪客があり、東海環状自動車道の開通により来訪客はさらに増加すると予測されますので、モレラ岐阜の集客力を最大限に活用するよう、お互いに情報共有やタイアップイベントの開催などの連携をし、双方が発展できるように取り組み、地域の魅力向上及び観光誘客による経済活性化につなげていきます。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○12番（河村志信君）

地元にありますと谷汲山華嚴寺、非常に身近でちょっと大きいお寺かなというぐらいの感覚で皆さん捉えられますけど、実はすごいお寺さんであると。昨今、時代の流れなのか状況なのか、神社や名刹、お寺を巡って御朱印を集めるというブームは今も根強く続いております。

年間を通じての観光は理想です。淡墨桜が開花期だとすれば、お参りは年間を通じて行われていると。今一番分かりやすい広域観光は、先ほども鶉飼いの話をしましたが、本市でいえば、やはり谷汲山との連携ではないかと考えます。ただ、行政をまたぐとそれぞれの思惑からか予算の問題なのか、なかなか進まないのが広域観光かなと思っております。この高速の開通を機に一気に加速して実現していただければありがたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

大きな項目の2番、本市の子どもたちの通学における暑さ対策について取り上げたいと思います。

CO₂の排出による地球温暖化の影響と言われております連日の猛暑が続いております、8月5日、群馬県の伊勢崎市では41.8度と、これは日本の気象観測の記録を最高を記録したということがニュースで言っておりました。いよいよ40度台という恐ろしい世界へ突入するのではないかと考えております。

そのニュースが流れていた頃、所用で私、車で移動したとき、北方町の交差点で信号待ちをしていたとき、学校帰りの低学年のようでしたね、小さな子が猛暑のせいか、民家の木陰に座り込んで休憩を取っている風景を目撃しました。その日、報道では全国でも数十名の方が熱中症で救急搬送されたとのニュースをやっておりました。その中には残念ながら命を落とされた方も何人かお見えになったと、そういう時代を迎えているんだなと思います。

本市でも防犯を兼ねて「子ども110番の家」の拠点が設置されています。また、猛暑から市民を守ってくれる緊急避難所としてのクーリングシェルターという施設が公民館や郵便局などが指定され始めております。

こちらに新聞の切り抜きを持って参っております。8月17日の日付の中日新聞ですね。多治見というのは暑さで有名ですね、内燃が長じて、この熱中症対策としてクーリングシェルターを県内で一番多く設置しているというニュースが載っておりました。ここにヒントを得まして本市での状況ですね、通学の子どもたちを暑さから守る避難所としての子どもクーリングシェルターというのものについてお尋ねしたいと思います。

質問の1. 通学途中、特に帰宅時の児童への暑さ対策はどのような状況でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

通学途中、帰宅時の児童への暑さ対策についてお答えします。

本市では、これまでたくましく生き抜く主体者の育成を目指し様々な取組を進めてまいりました。令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響により夏季休業日が短縮され、猛暑の中で登下校を余儀なくされる状況となりました。

こうした事態を受け教育委員会では、同年8月より市内全ての小学校においてノーランドセル登下校を導入しました。この取組では、ランドセルの代わりに軽量で両手が自由になるショルダーバッグやリュックサックの使用を促し、必要最低限の荷物で登下校できるようにしました。また、教科書等を持ち帰らなくても支障のないよう学校内での学習環境も整えております。さらに、通気性のよい帽子や日傘、冷却グッズなどを活用するよう促しており、児童自身が暑さから身を守る意識を育てることも狙いとしております。

現在も同様の取組を続けており、暑さ指数や天候の状況に応じて柔軟な対応を行っております。また、学校職員や地域の見守り隊の皆様とも連携し、児童の安全確保に努めております。

今後も地域の皆様のお力を借りながら児童が自らの命を守る力を身につけられるよう、見守り体制の強化を図ってまいります。あわせて、暑さ指数の状況に応じた下校時間の調整など、新たな対策についても引き続き検討してまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○12番（河村志信君）

現状、朝の通学は見守り隊の方が集団登校ということでお見かけしますが、帰りはやはり低学年の方はどうしても早く授業が終わると。そういう状況の中で、場所によっては1人で暑いさなかを歩かなければ、帰らなければならない。特に、少子化であれば特に子どもさんの数が減っておりまして、午後の2時前後といえ一日でも一番暑い時間帯となります。大人でもとても危険な時間帯、草刈りや畑仕事をしていた方が倒れていたというようなこともニュースになります。

現在、我々議員もタブレットを持つ、それから学校においてもタブレット端末を持って、GIGAスクールですか、先ほども不登校という言葉はふさわしくないとは思いますが、子がオンラインの授業でというような対応をお聞きしまして、今後、夏場の7月なのか9月なのか、夏休み以外についてはそういうリモート、オンラインの授業も今後一つの選択肢として考えていかないと、何が何でも暑いさなかも学校へ行かなんというののもちょっと怖い感じを受けております。

次の質問に入ります。

質問の2. 岐阜県の川辺町では公用車による通学のサポートがあるというニュースを拝見いたしました。その状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

川辺町の取組は、猛暑から子どもたちの命と安全を守るための先進的な事例として、公用車と町議会議長車の2台を使用し、特に猛暑が厳しい7月から9月にかけて、通学距離がおおむね2.5キロメートル以上となる小学校1・2年生21名を対象に自宅まで送り届ける事業を実施されております。この川辺町の事例を基に本市の通学状況を教育委員会へ確認したところ、スクールバス等を利用している北部地域を除く本巣小学校以南の学童保育を利用していない児童のうち、通学距離が2.5キロメートル以上通学している小学校1・2年生の児童については、真桑小学校に2名在籍している状況でございます。

公用車を使用して通学サポートを実施する場合、通常業務と下校時の調整、運転や添乗に当たる職員の確保、安全管理体制の構築など課題がございますので、本市の実情に即した持続可能な支援の在り方について、教育委員会と調整を図りながら調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○12番（河村志信君）

確かに公用車での通学サポートについては、公用車の位置づけ、機能ですね、それから運転手さんの確保、それから事故等に備える仕組みづくりなどいろんな課題は多くあると私も思います。しかし、少子化時代の最優先課題として、子どもたちの安全・安心の確保のためにもいろんな問題を解決して、新たな発想にて取り組んでいただくことをお願いいたしたいと思います。

質問の3に入ります。

猛暑日に市営バスなどを活用というようなアイデアはいかなもののでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

初めに、根尾学園の児童・生徒につきましては、根尾地域内を運行する市営バス3路線がスクールバスを兼ねて運行しております。

次に、本巣地域の外山小学校児童及び外山地区在住の本巣中学校生徒につきましても小・中学生専用のスクールバスが運行しており、外山小学校への送迎、または本巣中学校への樽見鉄道の最寄り駅までの送迎を行っております。

一方、本巣南部地域以南の小・中学校につきましては、スクールバスの運行がないため、徒歩か

自転車による通学となります。

現在、市では、本巢、糸貫、真正地域の4路線を運行する市営バスとして3台の車両を所有しており、本巢北部線は月・水・金曜日を1台で運行し、本巢・糸貫線、弾正線、真桑線の3路線は火・木・土曜日を2台で運行しております。

各運行日には予備車両を1台確保する必要がありますので、現在稼働していない車両は月・水・金曜日の各曜日の1台のみとなります。この車両をスクールバスとして運行するには臨時的に運転手を確保する必要があり、また稼働できる曜日の制約や送迎できるエリアにも限界があることから、猛暑日などの特定の日に限り弾力的に運行することは現実的に不可能であると考えます。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○12番（河村志信君）

確かに弾力的に運用するということは非常に難しいかなと私も思います。ただ、不可能と決めてしまうと次に進めないというふうに私は考えますので、先ほどの市営バスの活用も含め、あらゆる可能性を探っていただき、子どもたちの通学の安全を確保していただくことをお願いしたいと思います。

質問の4に入ります。

子どもクーリングシェルター設置へのお考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、お答えいたします。

近年、地球温暖化の影響により全国的に猛暑日が増加する傾向が見られ、登下校中を含め児童の健康と安全を守るための暑さ対策は重要な課題となっております。

本市では現在、公民館や郵便局など一部の公共施設をクーリングシェルターに指定し、市民の皆様に一時的な避暑場所として利用いただいております。しかしながら、設置箇所の充実や周知の徹底については、まだ課題が残っていると認識しております。

全国的にはショッピングモールやドラッグストアといった民間施設をシェルターとして活用したり、地域の自治会が公民館や集会所を涼みどころとして自主的に開放するなど、地域ぐるみでの取組が進められている事例もございます。また、東京都内の一部自治体では、子ども110番の家など既存の地域ネットワークを活用し、子どもたちが安心して休める場所を確保する先進的な取組も行われております。こうした事例は子どもの安心・安全の観点からも大変参考になるものであり、本市においても児童が安心して一時的に休息できる環境の整備を検討してまいります。

クリーンシェルターのさらなる整備や周知の充実については関係部局と連携を図りながら、子ど

もたちが安全に通学できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○12番（河村志信君）

先日の東海環状のプレイベント、私も参加いたしまして、ウォーキングで高速道路の上を歩く機会がございました。最初、3キロも歩けるかなということで、300メートルで帰ろうかと思っていましたが、つつい調子に乗って3キロフルに歩いてみました。そうしたところトイレも何台か設置されておりました。移動式のトイレが設置されていたと。もう一ついいなと思ったのが扇風機ですね、回しながらミストが出るのが幾つか設置されて、ああ、これは非常にいいなと。本当に、その前でクールダウンをして快適に歩けたかなという感想を持ちました。

この歩いて行ったときにもやっぱり感じたんですが、大人はそれなりの身長があつて、地面よりは高い位置に頭というか体があると。小さい子たちは身長がまだ低い位置で、より地面の熱を本当にじかに感じる。そういう小さい1・2年生の子どもたちが、本当に我々が、もうお昼前後、家から出ようとするむとするあの熱気の中でエアコンを効かせた車で移動する。でも、子どもたちは歩いて通っていると。そういうことも大人の我々がやはり考えてあげないと、本当に大変な思いをしているんじゃないかということを思いますので、これは本当に早急に何か方策を考えていただきたいなと思います。

最後となります。3番の質問に入りたいと思います。災害から誰もが生き残れるまちへ。

夏のこの時期、本市でも各自治会にて防災訓練が行われます。東日本大震災は3月の寒い時期ですね、雪がちらほら降るような中で災害が発生しました。能登半島におきましては1月元旦、これはもう真冬ですよ、北陸方面の真冬ということで、かなり厳しかったと私は考えます。

災害はシーズンを選んでくれません。この8月には九州方面ではまたまた線状降水帯が発生し、熊本等ではまた洪水や崖崩れの災害が起き、被害を出していると。季節によっては避難所、季節によっては体育館など避難した方々が、真冬の寒さの中であつたり真夏の暑さの中であつたりと非常に苦労されているとお聞きます。

防災の日は1923年の9月1日に発生した関東大震災にちなんでおります。1960年9月1日に防災の日が制定されました。防災訓練はこの時期に行われるケースが多いようです。しかし、昨今の40度近い高温になるこの時期での市総合防災訓練は熱中症などの多くのリスクをはらんでいます。そのためか、早く終了するために重要な大事な訓練が割愛されて、ある意味形骸化した消火栓の放水のみで終わっているというようなケースも多く聞かれます。

いざというときに本当に災害から逃れられるのか、命を守る安全・安心な避難体制の確立は本当にできているのか、本当に逃げられますかというのが私のちょっと疑問がございまして、確実に市民の命を守る体制ですね、防災体制が、よりもっと強化していかないかと私は考えております。

質問に入ります。

質問の１．災害発生時、確実に避難のできる体制や安否確認方法は徹底されていますでしょうか、自治体等の観点でお聞きしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、災害発生時、確実に避難のできる体制や安否確認方法は徹底されているかについてお答えをいたします。

災害時における市民の安全確保は最優先事項であるものと考えており、災害の発生の危険性が高まった場合においては被害に遭わないための適切な避難行動が大切であり、市では市民の皆様が適切な行動を行っていただくため、避難情報を防災行政無線、防災アプリ、緊急速報メール等を通じて提供できるよう体制を整備しております。

また、自治会における体制の確認を行うため、毎年総合防災訓練を実施し、各自治会において避難方法の確認を行っていただいております。自治会から市への被害情報の集約について、避難及び被害情報伝達訓練として実施しております。

災害の発生に備えるためには継続的な訓練の実施、体制等の確認は大切なものであり、今後も継続的に実施し、市民の皆様への周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○12番（河村志信君）

個人情報保護法のためか、自治会でも地域の方の家族状況の把握や個別の連絡方法が困難になりつつあるというふうに聞いております。その状況下で、やはり地域の災害時に安否確認というのはやはり重要で、逃げ遅れる方、逃げられない方ですね、そういうもののサポートのためにも、この辺はちょっと重点的に今後進めないといけないかなと思っております。

質問の２に入ります。

自治会単位での防災知識の習得、防災講座など開催はいかがなものでしょうか。ジュニア防災士などとの連携はどうされておりますか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えいたします。

市では、防災への興味・関心、防災に対する知識の取得を促すため市の防災担当職員を自治会等へ派遣する出前講座を継続的に実施しており、昨年度は13回実施しております。この講座では実施

の要望をいただいた自治会等において、自主防災という観点から災害への備えに対する周知啓発を実施しているもので、例年自治会だけではなく様々な団体から要望をいただき講座を実施しております。

また、市では自治会における防災リーダーの育成を図るため防災士の資格取得を推進しており、令和4年から市で防災士養成講座を開催し、毎年70名程度の防災士が新たに誕生しています。これから市民防災士には地域防災力の向上という観点から、地域内の防災における核として活動いただけるよう自治会等の活動を進めていただきたいと考えており、これらの防災士を核とした防災意識の向上を図っていただけるよう事業を進めております。

市内の中学生、高校生で組織する防災リーダーズについては防災啓発のイベントを実施しており、商業施設でのイベントから自治会での啓発活動まで様々な場面で活動が実施されております。総合防災訓練でも講師として活動しており、今後も防災意識の啓発のため、市民の皆様と連携した取組を進めてまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○12番（河村志信君）

人間ですと、えてして何も起こらない平穏なときは危機感というのは本当に持ってません。しかし、一たび災害が発生すれば、言い逃れができないというか、その局面に遭うと。そのための避難訓練、防災体制の充実はとても重要となります。防災士、ジュニア防災士の平生からの啓発活動はとても意味があると思いますので、今後もよろしくお願いしたいと思います。

質問の3に入ります。

行政が開設する指定避難所以外の一時避難所などに備蓄品や救助用具等の状況は充実しているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをいたします。

市では、指定避難所以外に指定緊急避難場所として主に自治会の集会所を指定しております。市では自治会が所有する集会所に必要な防災資機材を整備していただくため、平成24年度より自主防災組織活性化事業補助金を設けております。これは、平成23年に発生した東日本大震災を受け新設したものでございます。

備蓄品などの整備については補助率2分の1、補助の上限額は20万円で、昨年度は46の自治会がこの補助金を活用し、必要な防災資機材を整備していただいております、補助金の総額は約360万円でございます。

本補助金では食料、飲料水などの備蓄用品のほか、のこぎり、スコップ、発電機、投光器などの救出・障がい除去用具や担架や車椅子などの救護用具、消火器や感電ブレーカーなどの防火用具など対象事業が多岐にわたっているため、各自治会の状況に応じて整備を進めていただいております。

今後も本補助金の活用により資機材の充実を図っていただけるよう、継続的に事業を進めてまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○12番（河村志信君）

能登地震では耐震性を満たしていない木造家屋が多くあったために、その下敷きになられて命を落とされた方が多くお見えになったと。そのときに活躍したものが意外と簡単なバールであったり、それからチェーンソーであったり、意外なものがやはりそのときにはもう活躍したと。中には地域で事業者の方が持っている重機、バックホーというんですかね、ああいうものも非常に有効に活用されたというのをお聞きしております。いろんな形で何を備えたらよいかをまたさらに充実していただければありがたいと思います。

次の質問に入ります。

4番、高齢者、障がい者、車椅子の方々の避難体制はいかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市では、高齢者、障がい者、車椅子を御利用の方々などが安全かつ安心で避難できる体制を構築するため3つの取組を実施しております。

1つ目が避難行動要支援者名簿の作成でございます。

国ではこの名簿の掲載すべき方の基準について設けておりませんので、本市では独自の基準として単身世帯で75歳以上の高齢者、単身世帯で要介護3以上に該当する方、単身世帯で身体障がい者手帳1級、2級、療育手帳A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級を所有する方を自ら避難することが困難な方として名簿を作成しております。

また、これらの基準に準ずる方で、災害時に支援が必要であり自ら名簿への登録を希望される方につきましても随時名簿に登録を行い、支援の対象としております。有事の際は、現在名簿に掲載されている1,521人全ての方を消防、警察、民生委員、自治会等の自主防災組織といった避難支援等関係者に対し情報を提供することとし、平常時においても御自身の情報提供に同意をいただいております684人の方は避難支援等関係者に提供することとしております。これにより災害発生時やその

おそれがある有事の際には、これらの関係者が迅速な安否確認や避難誘導等の支援につながる事が可能となります。

2つ目が個別避難計画の作成でございます。

避難行動要支援者名簿に掲載されている方で、この計画の作成を同意された516人の方については、避難支援等実施者が具体的な避難先などの情報を記載し、災害時に円滑な避難行動が取れるよう具体的な対応策を事前に準備しております。現在、個別避難計画の作成に同意された方のうち、392件の個別避難計画が完成しております。

3つ目が福祉避難所の開設です。

一時的な避難先につきましては一般の指定避難所を基本としておりますが、特に福祉的な支援を必要とする要配慮者の二次的な避難所として、現在市内にある介護保険施設や障がい福祉施設の15施設11事業所と福祉避難所の設営・運営に関する協定を締結しており、災害発生時には速やかに福祉避難所を開設できる体制を整えております。これにより専門的なケアが必要な方々にも安心して避難生活を送っていただける環境を提供できるよう準備を進めております。

こうした取組を進め地域の防災力向上を目指しているところでございますが、人口減少や少子高齢化により地域コミュニティの維持が困難な地域においては、災害が発生してしまった場合、近隣で助け合う共助も期待ができないことが見込まれます。そのため、市民の皆様の自助の意識向上が重要と考えており、市が避難情報を発出する前であっても災害が発生するおそれがある場合には、まず第一に市民の皆様が御自身が取るべき避難行動の確認や早めの避難準備を行っていただくことに加え、危険を感じた場合には自主的に避難する等、一人一人が自分の命は自分で守るという考えに基づき、日頃から災害に備えることが大切な命を守る上で極めて重要であると認識しております。

今後もこうした3つの取組を効果的に運用し、関係機関との連携を図ることで、高齢者、障がい者、車椅子の方々が安心して避難できる環境整備に努めるとともに、災害時に支援が必要となる方々に対しましても平素から備えの重要性について周知してまいりたいと考えます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○12番（河村志信君）

私もそんな大きな災害に出くわしたことがないので、あくまでも想像で物を言っておるわけなんですけど、実際、仮に起きたとしたときに、健常者というんですかね、普通の人間でもなかなかパニックに陥ったり大変な思いをします。その中で、さらに大変な思いをされるのが高齢者の方であったり障がい者の方であったり子どもたちかなというものをやはり、より平素から考えていかないと、それだけの備えれば安心かなという思いで述べております。

さらに、言葉として出てきます自助、共助、公助と。以前もお話ししましたが、えてしてこの行政、市役所が一時緊急避難所を設定しているから、そこへ行けば備蓄品もあり、寝具もあり、トイレ

レもありというような安易な思いが持ちがちですけど、やはり基本は、まず家庭、自助。家庭の中で日頃から家族で話し合う、備える。そして、やはり地域、自治会単位で地元の連携こそが命を守るんじゃないかなというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、最後の質問に入ります。

5番、幼稚園、小・中学校の授業中や登下校時の災害対応、避難体制はどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

幼稚園、小・中学校の授業中や登下校時の災害対応、避難体制についてお答えいたします。

まず幼稚園では、園児の安全を最優先とし、地震や火災などを想定とした避難訓練を定期的に実施しております。幼い子どもたちは自らの判断で安全に避難することが難しいため、職員が迅速かつ的確に誘導できるよう日頃から訓練を重ねております。また、災害時の混乱を防ぐため、保護者への引渡し訓練も行い、確実な体制整備に努めております。

次に、小・中学校においては、ジュニア防災リーダー育成講座や防災士資格取得への挑戦を通じて多くの中学生が防災に関する知識や技能を身につけています。年に数回実施する命を守る訓練では、防災士の資格を持つ中学生が教員と連携し、避難時のリーダーとして行動しています。

例えば根尾学園では、ガラス片や倒れた棚など災害発生時の状況を再現した実践的な訓練を行っており、その取組は市内の他校にも広がっております。

さらに、岐阜大学社会基盤工学科 高木朗義教授の協力を得て、災害時の対応を時系列で整理したマニュアルを作成し、全ての学校で共有しております。

地震速報を用いた訓練やシェイクアウト訓練も随時実施し、登下校時を含め、まず低く頭を守り、じっとするという基本的行動の徹底を図っております。

また、外部専門家による講義や実地訓練を取り入れることで、児童・生徒及び教職員の災害意識の向上にも努めております。

加えて、今年9月には小学校高学年を対象としたキッズ防災リーダー養成講座を開催し、中学生とともに次世代を担う防災人材の育成を進めてまいります。

こうした取組を通じて子どもたち一人一人が自分の命は自分で守る力を身につけ、将来的には地域の防災の担い手として活躍することが期待されます。今後も幼稚園、小・中学校、家庭、地域が一体となり、誰もが生き残れる強いまちづくりに取り組んでまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○12番（河村志信君）

もう何年もたって忘れがちになるわけですが、東日本大震災というあつてはならない災害が発生しました。このときに小学校で多くの生徒さんが亡くなるという事例がございます。そのときの状況が、一旦生徒さんは校庭ですか運動場に集まり、そして先生の指示を待っていたということで、結果、逃げ遅れて亡くなられた方が多数発生したと。子どもたちにしてみれば、家庭を離れば学校、先生方が一番の頼りという中でこのような悲劇が発生しました。そういう形で、大人たちが非常にそういう思いを持って、子どもたちであったり、それから高齢の方であったり、そういうのに思いやりを持たないと悲劇を生むと。命を守ることを第一にというのが一番かと思っております。

何度も言うわけですけど、新しいこと、体制を始めるときというのは、えてしていろんなマイナス要因を出しがちになります。いや、こうだからできない、ああだからやらないというのがございますが、やはり目標としては、それをどうクリアするか、達成するかといったときに、やはりそういう心意気を持って常に備えないと災害については乗り切れないんじゃないかなという思いで今回質問させていただきました。

ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（道下和茂君）

ここで暫時休憩をいたします。11時10分から再開をいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（道下和茂君）

それでは再開します。

続いて、13番 鏑本規之議員の発言を許します。

13番 鏑本規之君。

○13番（鏑本規之君）

それでは、議長の許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

私はこれで一般質問、議員になってからずうっと一遍も休みなしでやっているんです。数えてみると七十数回一般質問をしていると。最初、議員になった当初は、私の一般質問は内藤市長が大抵というのか全て答えていた。また、委員会等々においても、いろんな質問をしても、大半は内藤市長さんが答えてくれていた。その内藤市長さんがつい最近亡くなられて、本当に残念だなという思いをしております。一般質問をするとそういうことを思い出しながら、七十数回の質問、何をしたかなということも頭の中をよぎるわけであります。

一般質問をなぜするかということなんですけれども、聞くだけでは駄目だろうと思っているわけです。私はこう思うからあなたたちは私の思うことを検討して実行してくださいというのが一般質問だろうと思うし、そのように先輩議員から教えられてきました。

今回も一般質問の中でプールの件が、再開せよというような一般質問があったわけでありますけれども、答弁においては、再開するにしても壊すにしてもお金がない、だからできませんというよ

うな答弁がありましたし、今日の新聞にも載っていました。私が議員になった当初にそういう答弁をされると、先輩議員から多分叱られただろうと思っています。再質問されて、ならこうしなさいというような質問になっただろうと思っています。

そういうことも含めてこの一般質問が終わり、本会議が終わりますと選挙になるわけでありまして。ただ、市議会議員選挙になれば受かるという確率もないですし、またこの場所に戻ってくるという保証もないわけでありまして、最後の質問だと思って、少し力を込めて質問をしたいと思っています。

質問内容においては、これから本巢市としてやらなければいけないことについてお伺いするわけでありまして、質問についての私の原稿はありません。簡単なことです。ときの会ニュースに少し書いてありますけれども、これが私の最後になるかもしれないときの会ニュースであります。今回の一般質問については、ここに書いてありますので、このことについてお伺いをするわけでありまして。

西幼稚園についても、もう閉鎖になってから十数年。造ったときにどうするか、これが古い歴史になっているというぐらい前になるわけでありまして。この西幼稚園ができたときには、アトピーだとかいろんな問題があつて材木を使うときにも気をつけなさいよということがありまして、材木の中に有害物質があるということで6品目だった検査項目を13項目ぐらいまで増やしてもらって、そして今の西幼稚園ができています。ですから、相当これも一般質問をしてそういうふうになったわけでありましてけれども、それからもう十数年たっているような気がするんですが、閉鎖になったままです。

また、プールにおいても同じ質問をするわけですがけれども、私が議員になった当初のプールに対する質問は、多くの人が利用してくれるから使用時間をもう少し長くしたらどうだとか、夏休みだけじゃなくてもっと開放したらどうだとか、多くの人に来てくれるから店はどうしたらいいんだというような質問が多々あったような気がするんですが、20年という歳月は長いもので、今は壊れてどうするかという。

また、スポーツプラザにおいても年間の利用客が1万人という話、1万人すごいなと思うけれども、年間に1万人というのと陳古な喫茶店の来客数と変わらないんですね、私の店のお客さんの数と比べたら何十分の1かなというような気持ちになる。それだけしか人が使わないところに、どうしてたくさんのお金を使ってやるのかな。1万人というすごい数に見えるけれども、野球の試合をすれば1回するだけで50人が使うんです。1日に3回使えば150人が使ってくれる。だから、そういうものを足していけば、あと常平生はがらがらのがらということなんです。このような形で無駄なお金を使うことはないだろうという思いをしております。

そういうことを含めて今私が質問するのは、本巢の庁舎のこと、それからプールのこと、そして糸貫分庁舎、糸貫の元役場のこと、それで今話をした西幼稚園のこと、広域連合の事務所があつた真桑小学校の南のところ、それから真桑小学校の空き地について、これをどうするのかということ、解体も含めたことについてどのような計画があるのかお聞きをいたします。

そしてまたその後、解体をする、またはというような答弁があるかと思うんですが、私は全て解体したほうがええと思っておりますけれども、その後の土地の利用方法について何か計画があるのかお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

鏑本議員、1番と2番と同じでよろしいですか。

○13番（鏑本規之君）

結構でございます。

○議長（道下和茂君）

それでは、ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、旧幼稚園や旧庁舎の跡地や糸貫川プールといった使われていない施設の今後の計画についてお答えをいたします。

初めに、旧糸貫分庁舎につきましては、来年度以降の解体に向け、糸貫老人福祉センターを含めた解体設計業務を本議会において補正予算を上程させていただき、解体後の跡地につきましては、定期借地などによる賃貸による活用を検討しているところでございます。

旧本庁舎につきましては、引き続き利用する場合には多額の改修費を要する見込みであること、また旧本庁舎の解体整備に関する決議も踏まえ、解体することも含めて今後の方向性を示してまいりたいと考えております。

続いて旧糸貫幼稚園につきましては、建物解体条件つきとして土地の価格から建物の解体費を差し引いた267万5,000円を売却価格として設定し、戸建て住宅用地として公告をかけておりますが、応募がございませんので、現在用途や条件、公募方法の見直しを検討しているところでございます。

旧真桑幼稚園につきましては、今後の解体に向け、今年度、建物のアスベスト含有調査を行っております。旧弾正幼稚園につきましてもアスベスト含有調査を行ったところでありますが、現在旧弾正幼稚園の一部において真正子育て支援センターを運営しておりますので、部分的な解体も視野に入れながら建物の利活用について検討しているところでございます。

糸貫川プールにつきましては、令和2年度以降6年間運用を停止しており、再開、撤去のいずれにいたしましても多額の費用を要する見込みとなっております。そのため、今後の糸貫川プールの在り方について整理した上で対応を検討してまいります。

また、もとす合同庁舎の跡地でございますが、現在の賃貸借契約が9月末で満期を迎えますので、旧糸貫西幼稚園と同様に建物解体の条件をつけて売却するよう進めているところでございます。

各施設の解体とその後の利用につきましては、このように検討しているところでございますが、議会の御意見も参考に、速やかに対応できるよう努めてまいります。

また、施設解体後の土地利用についてでございますけれども、東海環状自動車道開通後は交流人口の増加や企業誘致の促進など本市の発展に大きな好機をもたらすものと捉えております。この機

会を生かすため、公共施設の跡地活用は新たなにぎわいを創出する上で重要な課題であると認識しております。

先ほどの答弁と重複しますが、現在解体に向けて準備しています旧糸貫庁舎の跡地につきましては、本巢市公共施設等跡地利用検討委員会から提言をいただいた定期借地をベースとした官民連携による事業化の可能性も含めて、賃貸による活用を考えております。

また、旧本庁舎をはじめとした他の施設につきましては、現時点において具体的な計画はございませんが、速やかに対応できるよう努めてまいります。

〔13番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏑本規之議員。

○13番（鏑本規之君）

再質問をしますので、お願いいたします。

今の答弁をよく聞いてみると、簡単な言い方をするとお金がないから何もできませんよというように聞こえるわけであります。西幼稚園においてはもう十数年、庁舎についてはもう、今できるところだ、できるまでの間はもう20年の歳月の中で新庁舎をどうするか、どこに造るかということを検討してきて結果としてここになった。ということは、もうできることが分かっていた。工事が始まれば3年近くかかる。そうすれば、要らなくなった庁舎はどうするかということは工事が始まった時点にもう考えていかなければいけない。それが2年も3年もいまだに結論が出ていないということは何も考えていないということになる。そして、質問があれば、お金がないからできませんという。アスベストがどうのこうのと言うけれども、アスベストの調査なんてものは1日あればできちゃう。業者の人に見てもらえれば、専門業者に見てもらえれば、これはアスベストのある可能性は高いですねということが分かる、何なら私の知っている人に今から来てもらってすぐに調べてもらえれば1日でできてしまう。けれども、やらないための答弁が多いなというふうに感じているわけであります。

また、西幼稚園においては販売をかけているけれども、誰も応募がなくて買ってくれない。なぜ買ってくれないかということはもう分かっているんです。買ってそれを利用しようとしたときに買うこと自体にリスクがあるということです。簡単な言い方をすると1万円の価値がないものを何で2万円で買わなければいけないのかということなんです。

建物を壊して1億円かかった、土地の価値は5,000万しかない、なら誰も買いませんよ。隣の土地を買ったほうがいいです。だから、買えるようにしてあげなければ買わないだろうと思う。お金がないからそのまま放置しておけば何も生まない。なら、お金が多少要っても早く整理をして、そしてお金が入るようにすればいい。だから、条件なんていうものは簡単なもんで、なら不動産屋は幾らなら買ってくれるんだと聞けばいいんですよ。

上つきですよと、そうしたらマイナスですよと。そうしたら幾らお金をつけたら買ってくれるんですかと聞けばいいんですよ。そしてお金をつけて買ってもらったっていいんですよ。ただし、買っ

でもらった後に本巢市にたくさんの税金が入るように条件をつければいいんです。だから分譲住宅として必ず売ってくださいよ、2年先までには完成するようにしてくださいよ、そういう条件をつけて売却すれば、先にお金が出たとしても後から返ってくるんですよ。人は増えるし、まちはきれいになるし。

こういう施設をそのまま放置しておけば、昔の熱海みたいになってしまうんです。昔の熱海は、新婚旅行は熱海、旅行に行くならハトヤというぐらい混んでいた。それがお客さんが来なくなってホテルが全部閉まってしまった。努力して一生懸命開業しているところの隣がお化け屋敷みたいなビルになってしまう。負の遺産がいっぱいあることによって、だんだんとお客さんが来なくなっていく、それで熱海というところが一旦すごく寂れた。けれども、廃墟となったビル、ホテルをマンションとして販売するようにしてから、交通の便が非常にいいですから、東京まで1時間もかからないで新幹線で行ってしまう、お金持ちの人がどんどんどんどんと来てくれた。お金持ちの人が来てくれたということは、大概私と同じような年寄りが来てくれる、そうすると病気になる、そうすると医療もできるという形で有名なお医者さんと呼ばってしまうんですね。東京のお金持ちがこっちに来て。そして、だんだんと人が来ることになって今の、変なことで今は名前が出ているけれども、そうじゃなくて発展をしたということ。

ですから、知恵とお金はどこから借りてくればいいんですよ。

それじゃあ、行政として何が一番大事な。私の思いとしては、私は東京によく陳情に行っている。なぜ陳情に行くようになったかという内藤市長さんのときに、内藤市長さんが何か知らないけれども私のところに、こういうことをしたいけれどもどうだろうと相談に来る、またはこういうことをしたいけれどもと言ってくる、だけれどもお金がないんですわとか言われるの。そういうお金をどこからもらってくるんですかと言ったら、いや、国なんですわと。言われりゃあ、私はあほですから、それなら国に行ってもらってくればいいんじゃないんですかといって単純だから行っちゃった。1人で行くのはつまらないから、せっかく東京に行くならということで愛する妻と東京見学を兼ねて、関係官僚だとかまたは関係する代議士のところに会いに行つてそれをお願いをしてくる、また、どうしたらいいかという知恵も借りてくる。

私のモットーは、知恵とお金は借りてしまえば自分のものと思っている。知恵は借りてしまえば後をどう使うかは借りた人間、お金も一緒です。その代わり知恵は返さなくてもいい、だから知恵は借りに行く、多少のお金がかかっても借りに行けばいいんですよ。東京に行ってみなさい。頭のいいやつがごろごろとおる、官僚という名前でごろごろとおる。そういう人たちに少し知恵を借りれば、お金はどこから出てくるんですよ。官僚がお金を持っているから。

また、国会議員もそれを利用して自分たちの地域をよくしようとしているから、同じ目的になるから結構有意義になるんです。この本巢市で一番市民の方たちに分かりやすいのは、野田聖子先生が自民党の総務会長になったときなんです。そのときに総務会長が藤原市長さんも連れてきなさいよと私に言われた。じゃあ、市長さん行きますか、お祝いを兼ねて行きますかと言ったら、市長さんもじゃあ行きますかということで議員のみんなにも声をかけてみんなで行った、大半の議員が一

緒についていった。そして、総務会長室に行っているいろいろなお話をしちゃってお願い事を言った。何をお願い事したかという、もう暑くて仕方がないから学校にクーラーをつけてくれんかというお願いをしたら鶴の一声だったんですね。はい、分かりました。そして本巢市に、もう岐阜県下では手当をもらってできたというのが、本巢市は多分一番ではないかと思っているぐらい本巢市は学校にクーラーがついたんです。

行けば何とかなるんですよ、何にもならないということはない。一色小学校の芝生の問題も、予算が一つもつかなかったけれども、市長さんが何とかしてこいと言われれば、はいと言って何とかしてきた。市長さんの思うだけのお金はもらえないにしても、何らかの形で、ゼロということはない。だから知恵を絞らなければ、お金がなければお金をどこから工面するのかと思うんですよ。

この体育施設、プールは何百万も何千万もかかる、何億もかかるかもしれない。

私たちは東京に行くときに、私もこの頃は愛する妻だけでなく、若い議員にも来なさいよと、一緒に行きませんかと言って声をかける。それで東京に陳情に行って、こういう問題があるけれども、何とかならないかと言ったら、お金がないならお金をつくればいいじゃないですか。それで知恵をもらってきた、どうやってつくるんですかと聞いたら、これは私が聞いたわけじゃない、一緒に同行した若い議員たちが聞いたんですね。そうしたら、本巢市だけでつくろうとすると出るお金は少ないけれども、隣の市町村と一緒にやってつくればたくさんのお金が出ますよという話になった。そうしたら、若い議員というのはすごいですね、すぐに動くんです。北方の議員さん、瑞穂の議員さんに話しかけて、これこれこういうふうだから一緒に総合体育館を造りませんかと声をかける、これだけのメリットがありますよと声をかける。そうすると議員の人たちはそんないいことだから何とかしようと言って今話がとんとんと進んでいる。これができると、このスポーツプラザを解体するのに国からお金が出るんですよ。お金がないよじゃなくて、こちらを造ることによってそのお金が自然と湧いてくるんです。

だから、そういう政策を考えていただきたいなと思って、今一般質問をしているわけなんです。ですから、本巢市の財源だけでやろうと思ってもなかなか難しい。けれども壊すけれども、その後でお金が入ってくる方法を考えていただきたいなと思っている。ですから、私の一般質問はお金が入ってくる方法、そういう形で施設を売却することを考えてください。そして、後でお金が入ってくれば順番順番として、元が取れて、そしてプラスになってくるだろうと思っているわけでありますので、これを社会でいうなら先行投資という、仏さんの前にある線香じゃありませんよ、あの線香は火をつけても最後には消えてなくなって灰になってしまう。そういう線香ではなくて、先行投資をして後で返ってくるというのが先行投資ですので、分からないことがあればまた私に聞いていただければ知恵は幾らでもお貸しをいたしますので、貸した知恵は返してもらわなくても結構でございますので、いつでも聞きに来てください。

もうかる農業ということもあるんですけども、私はもうけることが得意でございます。もうかる農業ではなくて、もうける農業と言っている。

これはどういうことかなといってもし興味のある人がいたら、こんどきのときの会ニュースにど

うやったらもうかるかということが書いてありますので、何を偉そうなことを言っているかと言われるかもしれないけれども、もうかる農業の土台をつくったのが愛知県碧南市で私でございます。

愛知県碧南市は、農家の人たちはもうかるじゃなくてもうけている。だから、言葉は悪い言い方かもしれないけれども、徳山御殿じゃないけれども、百姓御殿とってすばらしい家に住んでいる。空き地はないんです。空き地が出れば、すぐにもうかるからこの土地は私に貸してくださいと言ってすぐに借手が出てしまう、だから農地の放棄地もないです。そのきっかけをつくったのが私でございます。分かりやすいことをいうと朝市をつくったわけでありまして。そういう施設もきちんとつくるのがもうかる農業につながると思っております。

また、一般質問等々の中で、高速道路ができればインターチェンジができればその地域は栄える、また観光客が来てもらえるという答弁もありましたし、聞くほうもそういうようなことを聞いておられるけれど、冗談じゃありませんよと私は言いたいです。

高速道路ができてインターチェンジができたならその地域が発展するなんてと言っていることは、何も知らないという人だと私は思っている。日本中にインターチェンジはいっぱいあるんですよ、降りたところがはやっているところなんていうのは、栄えているなんてことは、10分の1も100分の1もないぐらいなんです。どうしたら高速道路を使って人が来てくれるかというのは、来てくれるようにすることが大事なんです。

そのためにはまちづくりを今から、どうしたら本巢市に人がいっぱい来てくれる、企業が来てくれる、そういうことが大事なんです。ですので、そのことについてこれからも、高速道路がせつかくできたんですし、もう間違ってもこれだけの大事業はないだろうと思っておりますので、本巢市のこれからについて、まちづくりについて市長さんが何を考えておられるのかお聞きをしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（道下和茂君）

鏑本議員、3番目やね。

○13番（鏑本規之君）

3番でございます。もうずっと3番に移っておりますので。

○議長（道下和茂君）

それでは、ただいまの質問について、藤原市長に答弁を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

1番、2番はもういいんやね、終わったんやね。もう施設のほうの話はこれでいいんやな。

○13番（鏑本規之君）

もう施設のほうは答弁をもらっても同じことなので。

○市長（藤原 勉君）

分かりました。それでは、3番のほう、今回は東海環状の関連で将来のまちづくりということで

の御質問にお答え申し上げたいと思います。

本巢市は、平成16年2月の市制施行から20年が経過をいたしました。この間、大型商業施設の立地による市街地の活性化、また市内で数多くの企業立地による産業の活性化、そしてまた東海自動車道周辺の道路網の整備、また市役所新庁舎の開庁、そしてまたは都市公園もとまるパークの開園というようなことで、本巢市のまちの姿は大きく変化を遂げて、着実に今成長と進化を続けておるところでございます。

そして、多くの市民が待ち望んでおりました東海環状自動車道がいよいよ令和7年8月30日に、本巢インターチェンジの開通により上下線で結ばれます。愛知・岐阜・三重を結ぶこの大動脈の開通は周辺地域に活気ある人の流れと投資をもたらし、本市の未来への飛躍に向けた力強い追い風になるものというふうに期待をいたしております。

本巢市ではこの好機を最大限に生かすために、令和7年度から令和9年度にかけて改定いたします次期本巢市都市計画マスタープラン、これが今後10年先を見据えた土地利用の方向性を明確にしてやるためのマスタープランでございます。その中では、交通インフラの整備、また新たな企業誘致、市街地の活性化というのを支える基盤づくりを盛り込んでまいりたいというふうに思っております。

この都市計画マスタープランというのは、今回の庁舎もそうですけれども、今から7年前ですか、実際は作業も入れますと10年前に、この地域の本巢市の都市計画を改定いたしました。その改定させていただいたのは、こういった幹線道路沿い100メートルの事業の開発ができるようにしたり、それから今、真正のほうでやっています温井地区からですね、浅木、温井、あの辺の産業誘導地区ですとか、それからもとまるパークの周辺、それからインターの周辺、こういったところを産業誘導地区というようなことで指定できる、今企業がどんどん立地しているのはこういった、10年前に都市計画の見直しをやって今現在の都市計画があるからこういった地域に今企業の誘致もできる、またはこの庁舎も建てられたということでもありました。

いわゆる都市計画というのは大変、将来のまちづくりに当たってはまず、このまちの土地利用をどうするかということをもまずは想定して都市計画をつくらないと何もできないということでもあります。

今回もちょうど10年の見直しの時期にやってきたということで、今は7年、8年、9年の3年かけて今改定をいたしております。そういったことから、その改定の中には、先ほども申し上げましたように、今回の大きな東海環状自動車道がいよいよ開通したということですね。その効果をしっかりと生かせるようなまちづくりに今はしていかなきゃいけないということでもあります。

ということで、今回の都市計画マスタープランの改定に当たりましては、10年前に制定してから10年たったこの都市計画の中でまた企業の皆さん方からいろいろ要望などもいただいております。そういったことから企業の多様なニーズ、これにまた応えていきたい。ぜひこの地域においてはもうちょっとこの辺を開発できるようにしてほしいとか、それから、今つくっている産業誘導地区ではここら辺はなかなか、次の企業を誘致するにはなかなか使いにくいというようなお話も聞いたり

しておりますので、そういった産業誘導をすべき地区の再整理というのを今回の都市計画の見直しではやっていきたいというふうに思っております。

それに併せて、今回は大きく、しっかりとした形で取り組んでいきたいということで新庁舎、それからまた本巢インターチェンジ、本巢パーキングエリア、こういうもの、そしてまた消防署ができたりして、この地域がいわゆる公共施設、そしてすぐ近くにはモレラもありますが、それから樽見鉄道の駅もありますということで、道路もある、鉄道もある、商業施設もある、庁舎も、それから消防署、公園も、そして高速道路のインターもパーキングもあるというようなことでこの地域が、今この利便性を生かさない手はないということで、この辺を要するにこれからは本巢市のいわゆるまちの顔、いわゆるセントラルゾーンというような形にこの辺をしていきたいなというようなことを思って今は、今回の都市計画の中ではやろうとしております。

都市計画の中で、セントラルゾーンというのは商業施設とか行政機関が集中する市街地の中心区域を指すということで、セントラルゾーンという言葉があるんですけれども、今回はまさしく、都市計画の見直しに当たってはこの地域が商業もそれからインターもある、市庁舎もある、消防署もと、いわゆる市民のいろんなものがこの地域に整ってきているということでセントラルゾーンというような形でこの辺をしっかりと想定しながら都市計画の見直しをしていきたいというふうに思っております。

その中で特に中心にしていきたいなと思っておりますのは、本巢インターチェンジと併せてパーキングエリア、これはもとまるパーク周辺地域、この辺をしっかりと整備をしていきたいなというふうに思っております。この辺はパーキングエリアができますけれども、単なる休憩とか通過点にとどまらない、そういったような地域にしたい。先ほど鏑本議員からお話がありますように、高速道路ができて、インターができて、パーキングできても、それだけで活性化するというようなことはありません。そのためにはインターから降りてきていただく、そして足を延ばしていただく、またパーキングがあればそこに降りていただいてパーキングでいろいろと遊んでいただいたり、物を買っていただいたり、そういうようなことをやることによって地域の活性化に参与していただきたい、そして貢献していただきたい、そういうような施設にしていきたいというように今では考えております。

そういうことからパーキング周辺には感動を、公園だから体験・感動、そういったようなことで、いわゆるそこに来なければ得られないような特別な感動を得られるようなそういった施設もこの地域に造っていききたいなというふうに思っております。今地域資源を活用した体験施設、または交流拠点となる多目的型の観光施設等の整備事業もセントラル後のもとまるパークの周辺には整備していきたいなというふうに思っております。

それに当たっては、先ほど来議論が出ておりますように、こういったことをやろうとすると大々的ないろんな施設を造ってやっていこうとすれば多額の金も経費もかかるということで、まさしく今の時代は公共だけでやる時代ではなくて、やはり民間の力を借りてやるということが当たり前になってきております。

今回のもとまるパークでも既にPFI方式ということで、今は企業の皆さん方に、公園の管理に併せて施設のほう、自分たちの金を出して物販施設などをつくっていただいて、既に「もとまるカフェ&マルシェ」という名前の施設ができて、同じように23日にオープンしてやっていますけれども、こういったように我々官が造るんじゃなくて、公園は私ども官が造りましたけれども、こういった物販施設、そうした交流施設のほうは民間の活力を使うということで、今回はPFI方式でやらせていただいた。

今後、もとまるパークをもっと拡大して、先ほど申し上げているような体験施設、交流拠点となるような多目的型の観光施設を造るというのに当たってもこういったPFI方式を使いたいなということで、そのためには皆さん方の御意見を聞く、特に、この地域に関心を持っていただいている業界や業者の皆様方にも、そして開発業者なども参加していただいて一緒になって調査を行っていただいて、より、そしてその中で関心を持っている方々がどういう事業、どういうやり方でやっていくというのを、何をこういうところに造るといいかという、その設置をするいわゆる事業そのものと一緒にみんなで議論をしながらやれるようなそういう、そして皆さん方の意見を聞きながら事業実現の可能性、要するに、できないような絵に描いたようなものではないですね。何なのか、ばら色のような物すごい、できもしないような構想を出してもなかなかそんなにできませんので、要するに皆さん方が関心を持ってそうして、こういう事業はこういうことをやるならこういう業者があって一緒にやれるよというようなことも提案をしていただきながらですね。

できるだけ可能性の高い、そしてこの地域に、インターもできた、パーキングもできたそこをうまく活用できるようなそういった土地利用の計画をつくってあげて、それを今回の都市計画の見直しの中に都市の利用計画ということで盛り込んで、これを次の10年先までに生かしていく土地利用の大きな目玉の一つにしていきたいなというふうに思っているつもりで、今は考えております。

そういったことでこれからも市民の声を、特に、地方創生で今一番大きく言われているのは地域の活性化、いわゆる雇用というのが、そして働き方改革もありますけれども労働環境、ここなら一緒に働いてもいい、ここの場所なら働きやすいとかという、そういった労働環境などがしっかりとしてなければなかなかここで働いてみよう、この地域で働いてここに住んでみようという気にならないということもありますので、市民の皆さん方には雇用と労働環境の充実、いいものをつくって、これからも本巢市が持続可能で活力あるまちづくりになっていくような、そんなようなことをしていきたい、そのためには企業誘致、そして民間活力の導入をさらに今は加速させて地域づくりをしていきたいというふうに思っております。

今後も、元気で笑顔あふれるまちづくりにはこうした地域の皆さん方、そして企業のノウハウということもしっかりといただいて融合をさせながらやっていくということが必要でありますので、新たなまちづくりにはこうした皆さん方のお力を入れて、官民そして市民一緒になって地域づくりをやることによって持続のある地域が出来上がっていくということであろうかと思っています。

そしてそれを新しい次の世代に、またこれから先もずっと住み続けたいと思っていただけるような、市民の皆さん方に提供することによって持続可能なまちづくりに今後とも生かしていきたいと

いうふうに思っております。

そういう条件で、いずれにしてもこれから先、人口減少がどんどん入ってまいります。今はこういった民間の力も借りながらやっていかなきゃ税収はどんどん落ちてくる、そのためには税収増を図っていくためにもこうした企業誘致をやる、そうしてまた多くの人が、企業誘致をすることによって雇用も生んで、そこにまた人も来ていただいて、そこからまた税金も生まれるというようなことで、いずれにしても企業誘致をしながら、そして雇用の場を確保しながら税収増につなげて、それがこれからも持続可能な、そして様々なソフト事業、市民の皆さん方に安心・安全を提供できるような事業に振り向けていけるようなと。

昔から産業は福祉の糧やと、産業振興というのは、福祉事業を充実しようと思えば産業振興をしっかりとやらなきゃならないということわざがありますけれども、これはまさしく企業誘致をやることによって働く場を得ながら、しっかりとそこで税収を上げて、上がった金をもってそのお金を教育とか福祉とかそういうものに回すという意味なんですけれども、産業は福祉の糧です。産業振興がないところには福祉に投入する金也没有せん。

そういったことから、今後も産業振興をしっかりとしながら、福祉、教育、そういうものを充実できるように、そして基盤整備もしっかりやっていく、そんなまちづくりに今後とも注力をしていきたいというふうに思っております。

長々と自分の思いを申し上げましたけれども、今後ともそういう方向で、特に今回の東海環状の開通を追い風、そしてこれを単なる通過点、そしてできましたというふうにしないうちにも、こうした夢を持って、希望を持って、そしてまたみんなの力でやっていけるまちづくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔13番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏑本規之議員。

○13番（鏑本規之君）

今都市計画という言葉も出たし、高速道路のことも出たわけであります。この高速道路についてはゴボ山のトンネルの問題、また高速道路の反対運動があつてなかなかできなかったわけ。20年前にできても不思議じゃないものがちっともできなかったという。なぜできなかったのかなということで少し話をしていたときに、たまたまゴボ山の反対運動があつて、ゴボ山の反対運動にちょっと来てくれというもので私は行ってきた。そうしたら、訳の分からない反対をしているから、ばか者というような気持ちで西回りはもう早くやりなさいと、東回りはもう5年でも10年でも話し合っておきなさいと。そうして西回りを早く、私は本巢の市会議員だから早くつくってくださいと言って説明員にそのことをお願いした。そうしたら、その説明員が分かりましたと。これは国土交通省の岐国の職員でしたけれど、その職員さんがそのようにさせていただきますという返事をもらったと答弁をした。そうしたら、1か月もしないうちに、それでは困るということで反対運動が終わってしまった。

そのときに、そのようにしますと言った国土交通省の説明員の方は、たまたま真正の人でした。本巢市にせっきく高速道路ができるならということで、ドライブインを造りなさいと造ってくれる計画にしてもらって、造るだけでは駄目だから行く行くはスマートインターにしなければ駄目だと、スマートインターにするためにはドライブインを上の方に造っちゃあ駄目ですよ、下のほうに造らないと降りるための道路建設等々については全部市の負担ですから。何とか下に造れ、下に造れと言われていろいろと陳情に行き、またお願いをして今ようようスマートインターではない、ドライブインが完成したわけであります。

そのドライブインを中心にして、どうもまちづくりをしたいなというようなふうに、今市長さんの答弁から聞いたわけであります。だとするなら、あのドライブインはスマートインターにしなければいけないだろうと思っておりますので、これは市としてお願いをしなければスマートインターにならないので、その関係者もまだ本巢市に、真正町にお住まいですので、そういう人たちの力を借りながら実行できるようにお願いをしたいと思っております。

また、今私の不得意な英語みたいな文章が出てきたんですが、このセントラルゾーンというのは何なのかを少し、私でも分かるように説明をお願いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を市長に求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

先ほど答弁の中でも少し触れたと思いますが、セントラルゾーンとは要するに商業施設とか行政機関が集中する中心地、いわゆる市街地の中心区域という意味であります。ですから、先ほど来申し上げているように、ちょうどもとまるパークがこの近くに、今この庁舎もそうですけれども、我々、あそこのモレラもある、そして新庁舎もある、消防署もある、それからインターがある、それからパーキングがある、そして公園がある、そして駅ですね、全てのものがある、そして幹線道路がある。要するにここにもう全て、本巢市の大体主なものが今この地域、ちょうど東海環状道路の周り全部できているということでまさしく、先ほど来申し上げているように、この東海環状道路がただできただけで、何もやらなければ終わってしまうということの裏返しでありますけれども、東海環状道を活用するという意味でも、今の庁舎、そして消防署、そしてモレラ、モレラの駅、そしてインターの出入口、そしてパーキング、公園、東海環状が整備されたものを活用しながらこの地域を本巢市のまちづくりの中心のような形で集中、要は中心区域のような形で指す、そういう意味でセントラルゾーンという話を申し上げたということであります。

これからは、そういったことからこの地域、都市計画の策定に当たってもこの辺のところに、今回もそうですけれどもインターの近く、それからパーキングの近くのところも引き続き、産業誘導地区であると同時にこの地域にいわゆる産業だけ、企業だけじゃなくて先ほど来私が提案申し上げているようなPFI方式で、これからは人が来て楽しめる、いわゆる体験もできるような、そして遊べるようなそういった多目的のできれば観光施設、ここの中には当然農業体験、イチゴ狩り

等のそういった体験ができるような施設なども併せてですね。この地域に、このエリアに配置をして観光の拠点にもできるようなやはり、まさしく東海環状のインター、パーキングを活用してやれるような地域にしていきたいということで、セントラルゾーン的な考え方でやるということであります。

〔13番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏑本規之議員。

○13番（鏑本規之君）

今市長さんの夢というのか、これからのまちづくりについて聞いたわけでありますけれども、都市計画という言葉が出ているけれども、この都市計画というのは何ぞやというお話なんです。私が議員になったときに都市計画なんて言葉はあまりよく知らなかった。けれども、モレラの北にある土地が何かもったいないなということで、あそこをサッカー場で貸したらどうだということで、ちょっと相談に行った。そうしたら、岐阜市の副市長が、あんな一等地をサッカーで使っちゃあもったいないですよと、あれは本巣市の宝だからと言われた。ああ、そうかなと思って聞いて帰ってきてそれで今があるという、お金を生むものに今現実になっている。

もう少し、私の工場は本巣の東のほう、田んぼと畑ばかりでちっとも開発ができないから、どうして開発できないんだと言ったら岐阜都計に入っていると聞いたから、何じゃそりゃと思って、岐阜都計やと言ったから、岐阜市だというから岐阜市に行って、おい、こら、本巣市が開発しようとしているのに、おまえたちは何を要らんことを言っておるんだというような話をしたら、合併をしたから本巣市独自の都市計画を早く作りなさい、そうすれば岐阜都計から外れますよと言っている早く、私はよく分からなかったけれども、その当時のトップの人に都市計画を早く作りなさいと言った覚えがある。また、そういうようなことを一般質問したことがある。

うちはできているから、もうみんなできているのかなと思ったら、瑞穂はいまだに都市計画がなく岐阜統計のままで、何かやろうとしても岐阜のほうにお伺いを立てなければ何もできないようになっているから本巣市はそれだけ進んでいるのかなと思う。だから、今市長さんが言われるように、市長さんの考えを実行することは可能であろうと思った。

ただ、まちづくりにおいては地割りというのが必要なの。昔のお城造りをして、まちづくりするときに、どこにお城を造るかというのがまず地割りなんだ、そしてその地域に何を造ったらいいかと決めていく、それが地割りなんですよね。地割りとも区割りともいうんですけれども、そこに一つ決めて、じゃあここにお城を造って、その周りに武家屋敷を造って、その周りに商店街を造って、その後に人が住むところを造ってというふうに決めて初めてまちづくりができる。

だとすると、市長さんの今言われているセントラルゾーンというものは、その区割りがきちんとできて初めて達成できるだろうと思っています。ですので、区割りと地割り、そしてそこに何を持ってくるかによって必要な道路の建設もしなければいけないだろうと思っています。その計画を今すぐに言えと言っても無理だろうから、私がここに戻ってこれなければ後輩の議員たちがその後

を継いで質問をしてくれるだろうと思っておりますけれども、まちづくりというのは計画がきちんととなっていなければできない、その計画は時によって変わってもいいんです。

私は正直なことを言って「坂の上の雲」という本を3回読みました。最初に読んだときの感想と2回目に読んだときの感想と3回目に読んだときの感想が違ってくる。それは自分の置かれた立場によって、同じ文章を読んでいるんだけど教えられることが違ってくるというのが、本のすごさというのか「坂の上の雲」のすごさだろうと、司馬遼太郎という人はどういう頭をしておったのかなあというのがよく分からんぐらいすごい文章だなと思っているわけであります。

まちづくりも同じであります。けれども、きちんと決めてあれば戦国時代に造った大阪城を中心にして大阪のまちは栄えて今もある。名古屋も、名古屋城を中心にして地割り、区割りができている、工事もできて道路を通した。東京も一緒です。それがきちんとできていけば、100年後でも栄えていける土台ができるんです。

ですので職員一同、また市長も含めて、地割りとそれに伴う工事等々を早く決めて、早く実行することをお願いしておきます。それに伴うお金等々は陳情に行けば何とかなるだろう、動かなくて口だけ言っているようでは駄目なんです。行動して初めて物事が成り立つと思っておりますので、若い議員たちは行動をすることを惜しみませんので、後をつないで行動をしてこの本巢市をよくしていくだろうと期待をしておりますので、私も4番目の名前に変わりつつありますので、人間、4回名前が変わるんですね。知っていますか。赤ちゃん、お父さん、おじいちゃん、それから仏さん、もうじき仏さんになりますので、変わらない若い議員に期待を込めて私の一般質問をこれにて終了とさせていただきます。最後の一般質問になるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。どうも。

○議長（道下和茂君）

ここで暫時休憩をいたします。13時10分より再開をいたします。

午後0時09分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（道下和茂君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、14番 臼井悦子議員の発言を許します。

○14番（臼井悦子君）

よろしくお願いいたします。

午前中に引き続き、休憩もございましたので皆様も少しはお疲れが取れたかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、8月30日開通の高速道路のプレイベント、もとすまいるウオークにつきましては、本当に猛暑の中、終日職員の皆様方は大変お疲れさまでございました。夕方6時半頃には多少涼しくなりましたので、私もおかげさまで3キロ完歩させていただきました。3歳から4歳のお子さん、そ

してベビーカーを押しての若いお母さん、お子さんに囲まれて歩行するお年寄りの方、およそ4,000人の皆様が本当に本巢市のにぎわいをもたらしてくださいました。また、庁舎の夜景も美しく映えていました。もとまるマルシェも皆さんが本当に大勢お入りになって大盛況でした。大変なすばらしい思い出となり、貴重な体験をさせていただきました。

それでは、ただいまから一般質問に入らせていただきます。

民俗資料館の統合についてと、それから木造住宅の耐震支援についての2つの質問をさせていただきます。

初めに、民俗資料館の統合についてお尋ねいたします。

現在4か所あります本巢市資料館ですが、今回、真正民俗資料館の廃止条例案が提出されております。私は、前にも資料館について質問をさせていただきました。そこで、市の貴重な歴史と文化の遺産であります多くの収蔵品を大切に保管、展示することを思い、質問いたします。

初めに、現在の資料館の実態についてお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

現在の資料館の実態についてお答えします。

市内には地域ごとの民俗資料館が4か所設置されており、郷土の暮らしや風土、歴史を伝える8,000点を超える資料を収蔵・展示しており、いずれの地域にも共通の農具や生活用品に加え、各地域ならではの歴史資料などが展示され、市民の皆様に御覧いただいております。

このうち真正民俗資料館では、収蔵品の増加により展示スペースが限られ、十分な展示が行えず、気軽に来館することが難しい状況となっております。そのため、真正民俗資料館の収蔵品は既に仮移転を完了しており、館内には展示・収蔵物がないことから閉館状態となっております。

現在は、ほかの3か所の民俗資料館で運営を継続しておりますが、令和6年度の来館者は3館合わせて153名にとどまっており、その多くは小学校の社会科見学によるものであります。一般市民の利用は極めて少なく、資料館としての本来の役割を十分果たせていない状況となっております。

〔14番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

臼井悦子議員。

○14番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

8,000点を超える多くの収蔵品であります、過去、本巢、糸貫、真正、根尾とそれぞれの地域で守り育まれた大切な品々だと思います。

続きまして、2つ目の質問で、ほかの資料館の維持管理状況についてお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

ほかの資料館の維持管理状況についてお答えします。

現在、市内にある民俗資料館は全て築40年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでおります。中でも糸貫民俗資料館は、旧土貴野小学校の校舎を活用した木造建築で、築約60年を迎えており、特に老朽化が顕著です。

各施設では、雨漏りなど修繕が必要な箇所が多く見られるほか、寄贈されている資料の増加により展示・収蔵スペースが限界に達しております。

また、展示資料の管理面においても、湿度や温度の調整ができる環境が整っておらず、室内の展示・保管はしているものの、十分な管理が行き届いているとはいえない状況です。特に文書資料については、当時の暮らしを知る上で極めて貴重なものであり、使用されていた紙や墨の性質からも適切な湿度や温度の管理が求められます。そのため、可能な限り劣化を防ぐためにケースに収めて保管しています。

こうした状況を踏まえますと、老朽化に伴う維持管理費や修繕費が継続的に必要であることに加え、より適切な環境で資料を管理・保全していくことが重要であると認識しております。

今後は、適切な保存・展示環境を確保するためにも、施設の統合を図り、一体的な管理運営を行うことが必要であると考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

臼井悦子議員。

○14番（臼井悦子君）

私も以前見て回りましたが、確かに今の状況では維持管理の面で適切な状況ではないと思われる点もあります。

それでは、3番目の質問ですが、今後の対策についてお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

民俗資料館の今後の方向性についてお答えします。

本市では、地域に残る民俗資料や歴史資料を適切に保存・活用し、次の世代へ確実に継承するため、市内に分散している民俗資料館を統合し、新たな文化拠点として整備する方向で検討を進めております。

現在、その統合施設の有力な候補地として旧根尾小学校校舎の活用を検討しております。旧根尾小学校は、校舎内の高低差が少なく、バリアフリー性にも優れていることから、子どもから高齢者

まで誰もが安全かつ安心して見学・利用できる施設となる可能性があります。

施設整備に当たっては、展示・保存環境の向上はもとより、教室ごとに地域別やテーマ別の展示を行うことで、来館者にとっても分かりやすく、親しみやすい空間づくりを目指すことができます。また、中庭やワークスペースを活用した体験学習や創作活動の場の整備も視野に入れ、市民が気軽に学び、参加できる施設としての機能強化も検討しております。

ただし、旧校舎の再活用に当たっては、建築基準法や消防法などの関係法令を遵守する必要があります。現時点では専門家の助言や具体的な技術的検証は行っておらず、法的な課題や整備に要する費用などについては、今後、詳細な調査・検討を進めてまいります。これらの条件が整理され、整備の見通しが立った段階で、旧根尾小学校の活用の可否について正式に判断し、他の候補地も含めて総合的に検討を続けていきます。

また、全ての資料を常時展示することは困難であることから、資料のデジタルアーカイブ化を推進し、学校教育でのタブレット学習など、教育分野での活用も視野に入れて検討してまいります。

さらに、淡墨桜や根尾谷断層などの自然環境と連携し、単なる展示施設にとどまらず、学習や体験、創作など幅広い活動が可能で、子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用できる民俗文化の拠点施設として、段階的に整備を進めてまいります。

〔14番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

臼井悦子議員。

○14番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

確かに、現在、市の建物の再利用というのは大変有効なことだと思います。加えまして、旧本巢庁舎の西側にごございます徳山のわら造りの家を移築しました本巢市の民俗資料館、そしてその南側にあります、常設展示してあります本巢の資料館もごございますが、それらは何とか現状維持で、温度管理もたしかできるようになっていると思います。その辺のところも上手に御利用しながら、新しくまたそのような再利用も考えていただけたらと思っております。

先般、米原市の伊吹山文化資料館を見学してまいりました。

伊吹山の麓にあるこの建物は、50年ほど前の1974年に建てられた分校でした。それが小学児童の減少により1997年に廃校となって、その後、資料館として生まれ変わり、現在に至っています。

1998年、資料館づくり友の会のメンバーを中心にボランティアの皆さんが、延べ200人の方が展示作業を担ったということです。伊吹山に生息するイヌワシの剥製も展示されたり、昔のお風呂、五右衛門風呂というのか、それも展示してありました。大変分かりやすく、本市におきましても、歴史、文化、芸能など、いずれも大切な市の財産であります。統合して一堂に展示するのは大変な作業でありますことから、長期に至ることとなりましても、未来永劫、大人、子どもに親しまれる資料館となるように願っています。

そして、職員の皆様も日々大変な作業になるかと思いますが、一声かけてボランティアの皆さん

も募ってお手伝いをしていただけるということも、やはりこの米原市を見てまいりましたら、大変それも将来私たち、例えば一緒に働いた人たちが大切にできる、思いの入った資料館になるのではないかと思いますので、ぜひそのような市民の皆様の御協力もいただきながら、立派な資料館となるようによろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の質問に入ります。

木造住宅の耐震支援についてです。

本巢市には昭和初期に建てられた木造家屋が多くあり、地震に対する備えが不十分なところもあります。

そこで、初めに、現在、耐震に対する市の支援の現状についてお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、木造住宅の耐震に対する市の支援の現状についてお答えいたします。

本市では、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、本巢市耐震改修促進計画を策定し、地震に強いまちづくりを推進しております。その一環として、木造住宅の耐震化を促進するため、主に2つの事業を柱として実施しております。

支援事業の1つ目は、木造住宅耐震診断事業です。

本事業は、昭和56年5月31日以前に着工された、いわゆる旧耐震基準の木造一戸建て住宅を対象にしまして、耐震診断に係る費用を全額補助し、自己負担なしで耐震診断を受けられる事業です。この木造住宅耐震診断事業は、平成16年度から費用の一部を補助する事業として開始し、無償化したのは平成20年度からでございます。毎年度、予算の範囲内で実施しておりまして、これまでに累計210戸の耐震診断を実施いたしました。

直近5年間の申請状況といたしましては、令和3年度が1件、令和4年度2件、令和5年度が4件と1桁台で推移していましたが、令和6年元日に発生した能登半島地震の影響も考えられますが、市民の防災意識が高まったものと思われませんが、令和6年度は16件の申請があり、本年度については8月現在で14件の申請を受理しております。同様の傾向といたしまして、平成23年3月に発生した東日本大震災発生後の数年間は申請件数が10件から20件ほどで推移した実績がありますので、今後数年は本事業の申込み件数も高い水準を維持するのではないかと考えております。

次に、支援事業の2つ目は、木造住宅耐震改修工事補助金です。

この事業の内容といたしましては、耐震改修に係る設計費や工事費を補助するもので、改修後の耐震評点に応じて加算され、最大で117万5,000円を限度として補助しております。本事業は平成16年から実施しており、これまで累計35件の耐震補強工事を補助しております。

耐震診断に係る申請実績が年間10件を超える程度あるのに対しまして、補強工事の補助については年に一、二件程度にとどまっております。木造住宅の耐震化についての関心は高いものの、耐震

補強工事の実施には十分つながっていない点が課題であると認識しております。

耐震診断への関心が高いにもかかわらず耐震補強工事補助金の申請数が低調に推移している原因につきましては、幾つかの複合的な要因が考えられます。これまでの補助実績から見ますと、平均的な耐震工事費用は400万円程度ほどとなっております。経済的な負担が大きい点が理由として上げられます。また、工事期間中の仮住まいや日常生活への影響による心理的・物理的なハードルが高いことも一つの原因と考えられます。

市といたしましては、引き続き耐震補強工事の有用性を継続的に周知するとともに、本補助制度の活用に向けた啓発に努めてまいりたいと思っております。

〔14番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

臼井悦子議員。

○14番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

支援事業の1つ目は木造住宅耐震診断事業、2つ目は木造住宅耐震改修工事費補助金です。これらの内容を見てみまして、多くの皆様方が年々そのように関心を持って耐震の診断に当たる、そして診断を受けて次、工事ということになりますと、なかなかその工事にはつながっていないというような状況とお聞きいたしました。

それでは、2つ目に、支援を要望する家屋の実態はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、木造住宅の耐震支援を要望する家屋の実態についてお答えいたします。

5年ごとに行われる総務省の住宅・土地統計調査における最新の令和5年の調査結果によりますと、本市における住宅戸数は約1万1,510戸でございます。このうち、昭和56年5月31日以前に建築されました、いわゆる旧耐震基準の住宅は約3,150戸と推計され、住宅総数の27%となっております。この旧耐震基準の住宅のうち、耐震性を満たす住宅が約660戸、耐震改修工事が行われた戸数が約190戸で、この合計約850戸が耐震化されている住宅とカウントされております。

したがって、本市において、耐震性が不十分であり、支援の対象となる旧耐震基準の住宅は約2,300戸、全体の20%ほどと推計されております。

〔14番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

臼井悦子議員。

○14番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

耐震診断のやはり実施後に補強工事というものがなかなかつながらないということで、やはり工事費用の負担なども原因となるということも考えられると思います。診断のみにとどまって住居の安全性が心配なことと思われます。この先、南海トラフ、本当に大変危険性の伴う地震の予想もあります。そうしますと、このままでいいのかという大変不安なところもあります。

市としまして、こういった現状を踏まえて、3つ目の質問で、今後の支援対策についてお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、木造住宅の耐震に対する今後の支援対策についてお答えいたします。

市では、現在、令和3年度から令和7年度を計画期間とする第3期本巣市耐震改修促進計画に基づき耐震施策を実施しておりますが、今年度が現計画期間の最終年度に当たるため、今年度末の次期計画策定を目指し、現在、改定作業を進めております。

本計画の改定に当たりましては、上位計画である岐阜県耐震改修促進計画も本市と同様に今年度が計画期間の最終年度に当たることから、県でも改定が進められております。その改定内容に即したのものとなるよう、県と協議を進めているところでございます。

なお、改定される計画における耐震化率の目標は、国の現計画において定められ、県及び市の計画においても同様に定めている95%を継続して定めていく方針であると認識しております。

今後の耐震化支援につきましては、耐震診断への高い関心を実際の耐震補強工事へとつなげられるよう、現状の耐震補強工事費補助金制度をより利用しやすいものとなるよう見直しを検討し、耐震化率の向上を目指してまいります。

補助制度の拡充に関しましては、一度に家屋全体の工事費用を捻出することが困難な世帯に対しまして、部分的な耐震補強工事に対する補助が可能となる耐震シェルターに対する補助については、以前、市単独の補助事業であって需要がなかったことから一旦は廃止されましたが、現在は国において補助事業とされております。そういうことから、市においても事業を再度創設することも考えられます。

また、現在市内で増加傾向にある空き家や高齢者のみの世帯の増加に伴い、将来的に空き家となる可能性のある住宅につきましては、経済的負担となっております耐震改修工事費用につきまして、住宅・土地を担保に耐震改修資金の融資を受けるリバースモーゲージ型融資を活用した耐震改修工事関連資金の利子補給制度の導入が考えられます。これは、60歳以上の高齢者世帯の耐震化を促進するため、住宅金融支援機構のリ・バース60を活用した耐震改修融資について、行政が金融機関への利子補給を実施することにより、高齢者は改修費用の融資を無利子または低利子で受けられる制度であり、国土交通省が昨年度新たに創設した補助制度です。

これらの新たな支援制度の導入につきましては、今後の国や県の補助事業の拡大に関する動向や他市町村の補助制度も踏まえ、市民ニーズを的確に把握した上で検討を進めてまいります。

一方で、耐震化だけでなく、建て替えや除却を促進するといった対応についても検討する必要があると考えております。

無料の耐震相談会の開催や地域防災訓練などでの情報提供といった取組を通じた啓発活動の強化、加えて空き家改修や除却に係る補助金や住宅リフォーム補助金といった他の関連施策との連携強化等も併せて図ってまいりたいと考えております。

これらの施策を総合的に展開し、目標であります耐震化率95%を早期に実現できるよう、地震に強いまちづくりをさらに推進してまいります。

〔14番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

臼井悦子議員。

○14番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

本当に今いろいろお話をお聞きいたしますと、以前は市単独の補助事業があったということで、需要がなかったから一旦廃止されたということもお話しされました。また、耐震シェルターというような補助もあるということもお聞きいたしました。

また、そのような状況から考えますと、やはり最近の日本の、もちろん世界の状況におきますと大変な危機が、地震とかいろんな災害の危機が大変身近に迫ってきているということも大変懸念するところでございます。

その中で、再度創設するような市の補助、そしてその補助内容につきましては皆様方によく分かりやすく制度の説明などをしていただきたいと思いますと思いますが、再質問としまして、さらに支援をするための市の支援策を皆様への周知をどのようにされるのか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

先ほどの繰り返しになりますが、無料の耐震相談会の開催や地域防災訓練などでの情報提供といった取組を通じた啓発活動の強化を考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

臼井悦子議員。

○14番（臼井悦子君）

啓発活動は大変大切なことだと思います。やはりこういった細かいことを知らない方が多くお見えになるんじゃないかと思います。そのようなこともありまして、例えば自治会の中でこのような

説明をしていただくとか、また自治会からは各町内会でそのような内容を説明していただければ、少しでも取りかかりがやりやすいんじゃないかということを思っております。

これらの施策を、いろんな施策を含めまして、市のほうとしては目標の耐震化率95%を早期に実現というような思いを先ほど述べていただきましたので、ぜひとも多くの皆様方の大切な命を、様々な耐震への支援を知っていただき、命を守るということをしていただければ大変ありがたいと思います。大切な命なので、ぜひともこういった市の大切な支援を皆様に知らせていただきまして、守っていかれたらと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

続いて、1番 吉村知浩議員の発言を許します。

○1番（吉村知浩君）

通告書に従い、順次質問させていただきます。

今回の一般質問が任期最後の一般質問ということで緊張しています。この2年半の間、本巢市をよりよいまちにするという信念の下、私なりに周りの人からの声を集め無我夢中に取り組んできました。一般質問を通して、市の施策に改善の余地を指摘し、前進していけるよう頑張りたいと思っています。

それでは、早速大枠1つ目の質問に移りたいと思います。

3月議会で審議され、本年度から施行されたこどもの権利条例ですが、その審議過程で多くの質問もされました。私自身一番多くの質問をさせていただいたのが、今から質問させていただく11条についてです。もし本当にこの11条が本巢市の中で浸透し、学校内のみならず行政、市民を巻き込み、一丸となって取り組むことができれば、子どもたちにとって笑顔あふれるまちになると確信しています。しかし、この11条は非常に困難で、取ってつけたような対応では絵の中の餅になってしまう可能性が非常に高いと心配しています。

それでは、11条の条文を読んでから質問に入りたいと思います。

市は、子どもの権利の侵害（虐待、体罰、いじめ等をいう。）その他の不利益を受けたことを確認した場合は、迅速かつ適切な救済を組織的に行い、その権利回復に努めるものとする。

そこで、1つ目の質問です。この11条で規定される「迅速かつ適切な救済」とは、どのような体制や手順で実施するのか、教育長にお尋ねします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巢市こどもの権利条例第11条に規定されている「迅速かつ適切な救済」についてお答えします。

子どもの権利の侵害について、本巢市こどもの権利条例第11条では、迅速かつ適切な救済を組織的に行い、その権利回復に努めることと定めています。この理念を実現するために、本巢市では、

それぞれの事案の性質に応じて、国の法制度などにに基づき、位置づけられた専門機関と連携して対応することが重要だと捉えています。

まず、虐待については、児童虐待防止法に基づき、虐待が疑われる場合は、教育委員会と福祉支援課がタイアップして、まず迷うことなくすぐに園や学校などから福祉総合相談室に一報を入れるように徹底しています。また、重大事案については、市から子ども相談センターに通告する仕組みを整え、すぐに子どもを保護する体制をつくっています。虐待の早期発見に向けては、園・学校での子どもの様子や服装、あざなどに配慮し、子どもの異常を捉える感度を高めています。さらには、教育委員会に専門性の高い子ども支援対策監を置き、園、学校、家庭、地域などからの相談体制を構築しています。加えて、虐待等が疑われる家庭については、要保護児童対策地域協議会において情報共有と支援方針の協議を行い、救済と支援に取り組んでおります。

次に、体罰に関する事案が確認された場合、学校と教育委員会が速やかに調査と是正措置を行うとともに、事実関係の調査と関係者への指導、スクールカウンセラーなどによる児童・生徒への支援や再発防止策の徹底を図っております。また、必要に応じて児童相談所や警察との連携を進め、厳正な対応を取っております。

いじめについては、いじめ防止対策推進法に基づき、本市では本巢市いじめ防止対策に関する条例を定めております。この条例により、いじめ防止等の対策について、市の方針や対応についての第三者機関として、弁護士、臨床心理士らから組織する本巢市いじめ問題対策委員会を設置し、機能させています。

また、各学校が定めるいじめ防止基本方針に基づき、それぞれの学校での未然防止、早期発見、迅速な対応の体制を整備するとともに、被害児童・生徒の心理的ケアや学習環境の整備など、権利回復に向けた支援を組織的に行い、いじめが解決されるまで見届けるようにしています。

さらに、いじめによる重大事案が発生した場合は、速やかに本巢市いじめ問題対策委員会が調査を行い、客観的な視点から対応策を考え、被害者への救済措置をいち早く進めていきます。

本市では、いずれの事案も情報をキャッチしたら、その日のうちに解決に向けて動き出す、その迅速さをモットーとして、各園、学校に徹底しております。また、教育委員会、園、学校、関係機関と連携し、解決に向けての方針をいち早く定め、組織で対応し、子どもの命や心、尊厳を守ることを最優先に対応しています。

今後も国の制度や本市の条例を両輪に、子どもを取り巻く環境をよりよくするため、関係機関と綿密に連携しながら、本巢市こどもの権利条例第11条に示された権利の保障とその回復に向けて全力で取り組んでまいります。

〔1 番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

吉村知浩議員。

○1 番（吉村知浩君）

「迅速」とは、その日のうちに解決に向けて動き出す、「適切な救済」とは、法制度や関係機関

と連携し進めることというような答弁であったかなと思います。

ここで再質問として、条例で規定される権利の回復についての考えをお尋ねします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

権利の回復とは、虐待やいじめなどによって傷ついたり苦しんだ子どもにとって、単に被害がやむということにとどまらず、心理的安全性が十分に確保され、心から安心して家庭や学校など、その場所にいられるようになった状態をいうというふうに捉えています。さらに言うならば、心から望んでその場所に戻れるようになった状態というふうに考えております。そして、安心できる自分の居場所はここにあると感じ、自己肯定感を取り戻し、学校生活や家庭生活が再開されること、そういう状態が回復された状態というふうに捉えています。

また、このことはまさに子どもたち自身がつくり上げたこどもの権利条例で大切にした権利、自分を認めてもらえる権利、これが尊重された状態ということも言えますので、この自分を認めてもらえるような空気とか環境とか空間とか、そういったものがこれから非常に大事になるのではないかなというふうに捉えております。誰の目を気にすることなく、無理や我慢をすることなく、ありのままの自分でいられる、そんな本巢市にしていきたいというふうに考えています。そういう意味では、子どもたちがつくったこの権利、自分を認めてもらえる権利というのは物すごく大きな意味があると捉えています。

もう一点だけ、権利回復に当たって、このような状態に戻っていくためにも、事案発生時にはそれぞれの事案に応じて立ち上げる組織があります。それが救済委員会のような役割を果たしていくことが重要であると考えています。そういう救済委員会のような形で、迅速かつ丁寧に、本人、そして家族、学校などへの支援を進めて、子どもたちの権利を保障し、回復に当たっていきいたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

吉村知浩議員。

○1 番（吉村知浩君）

ありがとうございます。

いじめ等によってなかなか学校の教室に入れない、けど昼間の居場所には何とか通えるという子が本巢市にいます。その子について権利回復できているという考えだと困るなという意味合いでこの再質問はさせていただきました。教育長の今の答弁、すごく安心しました。ぜひ職員皆さんで共有して、自分が望む場所にストレスなく通えるところまで行くまでが権利の回復だということを認識して対策してほしいと思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。この11条の実効性を高めるために、今後どのような体制強

化を検討していくのか、引き続き教育長にお聞きします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巢市こどもの権利条例第11条の実効性を高めるための体制強化についてお答えをします。

先ほどの国の法的対応に加え、本市が情熱を注いで制定した本巢市こどもの権利条例を遵守し、今後の体制強化として、市独自の視点からの救済・支援体制と子ども自身が参画できる仕組みの2つを構築していくことが重要であると考えています。

まず1つ目の市独自の視点からの救済・支援体制の構築としては、子どものSOSをいち早くつかむための電話相談ダイヤル「もとすこどもホットライン」を設置していきます。この相談ダイヤルは、学校や家庭で困り事を抱える子どもが、名前を言わなくても相談できる匿名性として、その対応には子ども支援対策監、教育相談総括指導員、教育支援係長など専門性を有する職員が当たります。虐待、いじめ、家庭や友人関係の悩みなど幅広く受け止め、必要に応じて専門機関へつなぐワンストップ窓口として運用してまいります。開設と同時に全児童・生徒にチラシを配付するとともに様々な行事などで周知を行い、子どもが電話一本で助けを求められる環境を整えていきます。SOSをキャッチしたら、すぐに関係機関と連携した救済組織を立ち上げ、対応に当たっていきます。

また、条例の理念を市民全体に広げるために、保護者や地域住民向けの啓発活動を充実していく必要があると考えています。市の広報紙や学校だより、市や地域の会議などで積極的に周知を行い、子どもの権利とは何か、困っている子どもを見かけたらどう行動すべきかななどを発信し、市全体、大人全体で子どもを守る文化の醸成に努めてまいります。

2つ目の子ども自身が参画できる仕組みについては、子どもの権利をより尊重するために、まちづくりや学校づくりに子ども自身が主体的に意見を述べ、それを実現していくこども会議を開催します。現在もこども会議を位置づけ、各学校の実践を学び合い、自分と全ての仲間が幸せになる学校の実現に向けて邁進しているところです。

それに加えて、子どもたちが日常生活や学校で感じた課題や困り事などからの改善策を市長や教育長と直接対話し、提案した内容を施策に反映する仕組みに発展させていきたいと考えています。子ども自身が自らの声を社会に届けられる環境を整えることで、権利保障と権利回復の実効性を高めていきます。

本市においては、子どもが救済される存在としてだけではなくて、社会と共につくる一員として位置づけ、権利の保障と参画の双方を実現する仕組みを拡充してまいります。

〔1 番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

吉村知浩議員。

○1 番（吉村知浩君）

答弁の中で、条例の理念を市民全体に広げるために周知を行い、大人全体で子どもを守る文化をつくることとありました。まさに条例は市民全員のものです。ぜひ強く推進していただきますようお願いします。

もう一度再質問をお願いします。

救済・支援体制の構築として始まる「もとすこどもホットライン」ですが、全員協議会の中でも質問があったと思いますが、なぜ電話相談ダイヤルなのか、また今後LINEや掲示板等を用いた、より相談しやすい環境づくりの予定についてお聞きします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

まず、やっとなつくり上げたこどもの権利条例です。この権利条例がきちんと生きて働くために、また実効性を高めるために、市としてやれることをどんどん進めたいと考えました。特に、この第11条の救済・支援というところでは、教育委員会としては、子どもたちを例えば増え続ける虐待などから守りたいという、そんな願いを込めて、市の責務としてできることは何だと考えたときに、まずは直接話を聞くことができる電話相談、これを体制を確立したいというふうに考えました。先ほども言いましたが、市では専門性の高い子ども支援対策監とか教育相談総括指導員などを配置しておりますので、その者たちが今後「もとすこどもホットライン」で相談を子どもたちとできるような、そういう体制を構築させていきたいというふうにまずは思っています。今でも対策監らは相談などでフル稼働をしているんですけど、電話相談という体制ならば今の体制でまずすぐできるだろうと、そういう考えでこの電話相談を始めるということです。

今言われたLINEやSNSでの相談については、これらを使って文字のほうが相談しやすい子もいると思います。ですから、既に24時間対応ができていて、人材がきっちと確保できている県とか国の相談窓口と連携を図っていくことが重要ではないかと考えます。具体的には、県には子ども相談センターSNS相談、それからこども家庭庁には親子のための相談LINE、文部科学省では子どものSOSの相談窓口などが既に設置されていますので、そこと連携を図っていききたい。今後、市の「もとすこどもホットライン」を広く紹介するに当たり、同時に県や国のSNS相談をQRコードも添えて紹介して周知徹底していききたいというふうに考えています。

子どもたちにとって自分なりの方法で利用しやすい相談環境を整えていく、その両輪で進めていきたいというふうに考えています。

〔1 番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

吉村知浩議員。

○1 番（吉村知浩君）

子どもが相談をする一手というか瞬間というのはやっぱり一瞬で、そのときに相談ダイヤルが分かっていること、例えば子どもにとって県とのLINEだろうが市とのLINEだろうがというのはあまり関係なくて、実用性のほうが大事なので、LINEがつなぐ、子どもとそこがつながっていることというのが非常に前準備の段階で大事になってくると思うので、ぜひその点も先ほど教育長言われたとおり、これから周知のほうをよろしくお願いします。

とはいえ、今までは相談相手として一定のハードルのある学校の先生や家族以外の相談窓口ができたこと、それ自体、市の子どもにとって非常に有効であると思っています。この相談ダイヤルの開設についてはありがたいと感じていますので、引き続きこの相談ダイヤルについても実効性を高めて、子どものいじめ等の早期発見に努めていただけますよう、よろしくお願いします。

このこどもの権利条例11条について初めて目にしたとき、正直驚きました。条例として制定していいものなのか、本当に可能なのか、今でもその実効性に疑問はあります。しかしながら、これを条文化したことについてはすごいことだと感じますし、勇気ある決断であるとも思います。既に施行されているこの11条、ぜひ本市の子どもたちにとって本当の意味で命を守る命綱といえる条文ですので、今後もその実効性について慎重に協議を重ね、学校内のみならず市民も交えた「こどもまんなか社会」実現へと成長していったほしいと願っています。

それでは、大枠2つ目の質問に移りたいと思います。

放課後等デイサービスについてです。

この件につきましては、僕だけでなく多くの議員の皆さんの耳にも相談があったかと思います。本巢市は子どもが育てやすいまちなのか、私たちが胸を張って「はい、そうです。安心して本巢市で子育てしてください」と言えるために、いい答弁を期待しています。

そもそもこの制度については、学校に就学する障がいを抱える児童・生徒が対象です。つまり市が守るべき対象にどのような支援をしているのかということだと考えます。

それを念頭に、1つ目の質問です。放課後等デイサービスについて、市の現状を健康福祉部長にお聞きします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

放課後等デイサービスは、児童福祉法に基づく児童通所支援事業で、学校に就学する障がい児を対象に、放課後や学校休業日に創作活動や余暇活動等のプログラムを通じて日常生活動作の習得や集団生活への適応に向けた支援を行うもので、平成24年4月に制度が創設されました。

本市の標準的な決定支給量は1か月当たり10日と設定しており、これは平成27年4月に国から通知された放課後等デイサービスガイドライン等に基づき、当時の本市の8月と1月の平均利用日数を参考に平成28年3月から支給基準を統一したことによるものでございます。なお、他の児童関係

施設、教育機関及び自宅で放課後及び休日等の支援ができない場合や、その他勘案するに相当な理由があると認めた場合は、各月の日数から8日を控除した日数以内で設定しています。

利用者数は年々増加しており、令和2年度末の79人から令和6年度末には119人に達しています。

また、保護者負担は原則利用料金の1割で、残りは国・県及び市町村が負担しており、市町村民税課税世帯については所得に応じた利用者負担上限額が設定されており、所得割28万円未満の場合、月額上限額は4,600円、それ以上の場合、月額上限額は3万7,200円となっております。

加えて、令和6年度の放課後等デイサービスの給付実績額は約1億3,500万円で、そのうち国負担が2分の1の約6,750万円、県及び市負担額がそれぞれ4分の1の約3,375万円となっております。

〔1番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

吉村知浩議員。

○1番（吉村知浩君）

基準が10日ということと、考慮する場合は月から8日引いた日数という、今の現状ということですね。

続いて、2点目の質問に移ります。支給量の全国的な状況と他自治体との比較、保護者の意見を把握しているのか、引き続き健康福祉部長にお聞きします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

全国的な決定支給量の1か月当たりの日数分布を見ますと、厚生労働省公開の令和4年12月14日付、障害児通所支援に関する検討会、参考資料によりますと、5日以下が0.4%、5日超10日以下が2.3%、10日超15日以下が16.4%、15日超20日以下が43.5%、20日超が37.4%と大きな差がございます。

近隣自治体の状況におきましても、例えば岐阜市では標準支給量が各月の日数から8日を控除した日数、瑞穂市では1か月当たり小学生月15日、中学生以上月5日、特別支援学校に在籍する児童は各月の日数から8日を控除した日数と設定されており、本市の1か月当たり10日は比較的下位に位置しています。

また、保護者からは決定支給量の増加を求める声が寄せられており、本市でもそうした意見を把握しているところでございます。具体的には、保護者の就労により子どもの世話ができず、また留守家庭教室も利用されないようなケースで支援を望む声が上がっております。こうした声は、今後の支給量の見直しやサービス提供体制の検討において重要な参考資料となるものと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

吉村知浩議員。

○1番（吉村知浩君）

現状では、近隣自治体と比較して比較的下位に位置していること、保護者からは増加を求める声が寄せられているということ、そのことを踏まえて3つ目の質問です。全国水準や保護者の意見を踏まえた今後の支給量増加の考えを健康福祉部長にお聞きします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

現在、本市の標準的な決定支給量は1か月当たり10日となっております。平成28年3月の支給基準統一から約10年が経過し、その間に障がい児支援のニーズは高まり、制度改正やサービス提供における質の向上も進んでいるところでございます。全国的にはサービス提供事業所数も増加しており、本市でも令和7年7月1日現在で5事業所がサービスを提供しています。

本市の1か月の1人当たりの平均利用日数は、令和2年度12.2日から令和6年度は9.9日に減少傾向でございますが、全国的な決定支給量を見ますと多くの自治体が15日超を標準としております。

なお、標準支給量を最大23日に増やした場合、市が負担するサービス給付費は増加することが見込まれ、財政的にも影響がございますが、保護者からの増加要望もございますことから、今後は利用者や保護者のニーズに対応するため、決定支給量の増加を前向きに検討する必要があると考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

吉村知浩議員。

○1番（吉村知浩君）

多くの自治体が15日超を標準としている、そして最大23日に増やした場合というような具体的日数を交えた言葉をいただきました。もしこのことが実現されれば、保護者はどんなに助かることでしょうか。家庭の事情もあり、利用日数にはばらつきが多くなると思います。しかし、それこそがその家庭の実情に合わせた市の助成の在り方だとも考えます。

そこで、もう一点、支給量を増やした場合、確認しておかなければならないことがあります。市内にある事業所数には限りがあり、一概に支給量を増やすことは逆に事業所がいっぱいになり、利用できない児童を誕生させることになりかねません。

そこで再質問をお願いします。

支給量を増やす場合、一定のルールの設定の必要性について見解をお願いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

支給量の見直しにより、利用者が集中し予約が困難になるケースも想定されるため、議員御指摘のとおり、需要と供給のバランスを図り、一人でも多くの児童が適切な療育を受けられるよう一定のルールを設けることが必要と考えております。

厚生労働省公開の令和元年度国保連データによりますと、全国の放課後等デイサービスの1か月平均利用日数は約12日となっております。児童の家庭環境や留守家庭教室の利用状況、保護者の希望など、個別の事情で利用日数は異なるものの、本市といたしましては、こうした全国のデータも参考にしつつ、相談支援専門員が作成する障がい児支援利用計画案に基づいて、適切なサービスの決定、支給を行っていく必要があります。

放課後児童健全育成事業として教育委員会が実施する留守家庭教室も、遊びや学習を通じて社会性やコミュニケーション能力を育むことができるなど、子どもたちの成長において重要な役割を果たしており、放課後等デイサービスとの併用も想定されますことから、特に医療的ケアや持病を有する児童の場合には、児童の特性や健康情報を関係部門で共有し、障がい部門と教育部門、双方が連携して対応を進めることが重要と認識しております。

今後もこれらの観点を踏まえつつ、子ども一人一人に合った支援が行えるよう、関係機関と連携してまいりたいと考えます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

吉村知浩議員。

○1 番（吉村知浩君）

今回の一般質問で、放課後等デイサービスの日数が見直ししていただけたそうです。以前から、放課後等デイサービスの支給日数については、一人一人の実情を考慮し、支援をしていただけていることは承知しています。あくまでも基準日数の見直しであり、今まで同様に一人一人に寄り添い、家庭の環境や子どもの状況にあった支援をしていただけますようお願いして、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

続いて、2 番 高橋知子議員の発言を許します。

○2 番（高橋知子君）

通告に従いまして順次質問させていただきます。主に4つの質問を予定しています。

さて、夏は暑いものですが、夏ってこんなに暑かったんだろうかぐらい本当に毎日暑い日が続いています。ここまで暑いと本当に行動が制限されますし、特に外で働かれている皆様は毎日死ぬような思いで働いていらっしゃると思います。

8月23日の開通記念プレイベントでは、夕方からの開催ということで、私も高速道路の上を3キ

ロ歩くことができたのですが、大変、散水などをしてくださったりとか、扇風機を設置してくださったりとかで、とても暑いという感じではなく、暑いなぐらいな感じで歩き切ることができました。準備された方々や地元の企業の皆さんのボランティアさんもたくさんいらっしゃったということで、本当にありがとうございました。

なのですが、私がその日一番暑いなというふうに感じたのは、駐車場がないということで、イベントの前3時ぐらいから自宅のほうからもとまるパークに向かって歩いていたんですが、たかだか500メートルもないぐらいの距離だったんですけども、やっぱり3時にアスファルトの上を歩いたというのが、それが本当にその短い距離が大変暑くて、子どもたちの夏休みは、今日は8月26日なんですけれども、あと2日です。あさってとしあさって、下校時刻は私の子どもの小学校では両日とも1時半ということで、大変な暑さの中、子どもたちが暑いんだろうなと心配に思う保護者の方もたくさんいらっしゃると思います。

こちらの質問は先ほど河村議員がされましたが、気温のことも含めて、毎年毎年状況が変わっていくという中で、市として市民にどのような支援をしていくのか、どこまで支援をしていくのか、はたまた民間と連携するのか、そこは個人の対応に任せるのか、選択肢はいろいろあるかと思いますが、やはり市民感情的には市でやれることはやってほしいというのが本音かなというところだと思います。

先月の参議院議員選挙で大躍進した政党のほとんどが、今の国民感情に寄り添っているところと報道では言われています。減税を叫び、政府に財政支出を増やさせる積極財政派か、財源はどこにあるんだと緊縮財政派かと分けられているとも言われます。しかし、国は基本的に財政健全化を重視しつつも実際は危機や政策課題に応じて大きな支出もしており、緊縮一辺倒ではないという見方もあります。

例えば令和5年度からは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というものがあり、自治体に用途が任されている部分では、この本巢市は例えばもとまる商品券の配付であったり、学校給食費の無償化であったり、水道基本料金などに使われてきましたし、今会議の補正予算でも同じく国庫補助金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をその名のとおり物価高騰で値上がりした給食費を値上げすることなく済むように、一般財源も合わせて約2,000万円が物価高騰対応重点支援事業として給食費の賄い材料費、そして地元の食材を使う地産地消費に使われる予定になっています。本巢市の給食費は、既に地産地消のために予算が使われており、高い質で県内最安値の給食費をキープしています。本当にありがとうございます。

こうした内容は議会だよりや広報や当事者の方への直接の連絡などで市民の方は随時知ることが可能ですが、市民の方がそういった特定の使い終わった予算だけを見ていると、例えば今回議員の皆さんが要望されたこととか、今後市民の多種多様な新しい要望で新しい予算を使えるかどうかを知ることはなかなか難しいのかなというふうに思います。やはり本巢市全体の予算をしっかりと把握し、現実的に計画的に見ないことには、実現できるのかできないのかも分かりません。もっとも、市役所のやることは全て漏れなく市民のためのものであるはずで。

前にも紹介させていただきましたが、以前視察に行かせていただいた兵庫県小野市では、市役所

という漢字そのままに「市役所は市民の役に立つところ」をモットーに、市民の一つ一つの声に大変丁寧に対応されていました。本巢市でもそういった声をより実現するためには、そもそも市の財政の状態を把握することも必要なのではと考え、今回の質問をすることに決めました。

それでは、今後の市の可能性も含めて、市の財政について質問していきます。

まずは、現在の本巢市の財政の状態をお聞きます。本巢市は財政が健全であるとされていますが、その判断に用いる具体的な財政指標や数値、評価方法はどのようなものですか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

財政が健全であるとの判断につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定する健全化判断比率の4指標及び公営企業ごとの資金不足比率の指標が、国の示す基準以下の場合において、財政が健全であると判断しております。

具体的な財政指標として、健全化判断比率の指標である一般会計を対象とした実質赤字比率、一般会計と特別会計を対象とした連結実質赤字比率の2つの指標でございますが、これらは実質赤字の標準財政規模に対する比率を示す指標であります。本市において赤字決算ではないことから、毎年度指標はございません。

3つ目の指標として、実質公債費比率がございます。この指標は、公債費による財政負担の程度を表す指標となり、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金が標準財政規模に占める割合を求め、3か年の平均によって算出いたします。国の示す早期健全化基準は25.0%でございますが、令和5年度決算では7.9%と大きく下回っている状況でありますので、公債費による財政運営の硬直化はしていない状態と言えます。

4つ目の指標が、将来負担比率でございます。この指標は、将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示すもので、この比率が高いほど将来の財政を圧迫する可能性が高いことを示すものでございます。国が示す早期健全化基準は350.0%でございますが、令和5年度決算では50.0%と大きく下回っておりますので、将来の財政を圧迫する可能性は低い状態と言えます。

最後に、公営企業ごとの資金不足比率の指標につきましては、公営企業の事業規模に対する資金不足額の比率を示す指標となりますが、実質赤字比率と同様に、公営企業における資金不足がないことから、指標はございません。

これらの指標から、現段階では財政の健全性が保たれていると言えますが、引き続き行財政改革を進めながら、財政健全化に努めてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

今御答弁にあった指標は、市のホームページでも公開されていますし、昨年の12月の広報に令和6年度上半期、6月の広報に令和6年度下半期の財政事情の公表として市の財政状況が掲載されていましたが、私も議員になるまではそれほど意識したことがありませんでした。

この放送を御覧になっている市民の皆様、今の総務部長の答弁で出てきた数値について把握していただきましたでしょうか。

4指標をちょっと分かりにくいので生成AI君に中学生にも分かるように説明してとお願いしたら、とても分かりやすく教えてくれました。ちょっと言わせていただきます。

最初に言われた実質赤字比率は、1年間のお母さんのお財布の中で使い過ぎて赤字になっていないかどうか。2つ目の連結赤字比率は、お母さんの財布だけでなく、家族みんなの財布が赤字になっていないかというお話ですが、これは本巣市は赤字になっていないということでした。しかしながら、お母さんのお財布から家族のお財布にかなりお小遣いを入れていますし、ローンも抱えている家族です。

それが3つ目の実質公債費比率で、給料からどのくらいローンの返済にお金を使っているかで、この割合が7.9%、これが25%になるとイエローカード自治体となりますが、本巣市はもちろんだから違うということなのですが、じゃあ全国の自治体はどうなっているかというと、全国の自治体はほとんど全てこれ以下です。

そして4つ目の将来負担率は、その言葉のとおり、ローンを将来どれくらい払い続けられないか、ローンの金額の全体の家計の状態に占める割合で、これもイエローカードの自治体は有名なところは夕張市くらいです。

つまり、これを見ても正直さほど危険ではないというのは自治体として当たり前ぐらいの感じで思えてしまいますし、この健全化の比率をイエローカードにならないようにする程度でいいのかというのであれば、もっと攻めることも可能なかなと思えてしまいます。

さて、今議会は主に決算について審議していますが、決算では本巣市が昨年度1年間で使ったお金を全部チェックしていきます。税金の使い道をチェックし、予算と実績の差を検証し、先ほど御答弁いただいた財政の健全化を確認し、来年度の予算編成に生かします。

そこで質問ですが、来年度予算の規模を決定する際の基準や判断材料となる歳入見込み、事業計画、基金残高などについてお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、今後の財政見通しでございますが、人口減少に起因する市税の減収などにより、一般財

源等の確保が年々厳しい状況となっており、さらにはガソリン税の暫定税率の廃止や消費税減税の議論がなされる中、地方自治体に対する交付金への影響が不透明な状況となっております。

その一方で、歳出は、社会保障関係経費などの義務的経費の増加に加え、物価高騰による経常的経費や人件費の増加が見込まれるなど、投資的事業や臨時的事业に充当できる一般財源の確保が非常に厳しい状況となっております。

このような中で、新年度の予算編成につきましては、毎年度、予算編成前に今後の市税の推計や前年度の決算状況から地方交付税を初めとする経常的な歳入を見込み、歳出につきましては、決算状況から義務的経費となる扶助費や人件費、公債費を推計し、さらに投資的事業となる臨時経費については、各部局で今後数年間に計画している事業内容やその財源などのヒアリングを行い、事業の優先順位の確認と必要となる予算規模を把握していきます。

その後、投資的事業に充てることができる一般財源の予算を見積もり、その予算額に見合うように予算査定を実施し、事業の精査を行いながら予算を編成しております。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

答弁の内容に数値が一つもなく一気に抽象的な内容になりましたが、とにかく財政の健全性を保ちながら市民サービス向上や投資的事業拡大のために積極的な財政運営を行うということは、市という団体の特性的には大変難しいということは伝わってきました。

そして、それは理解はしているのですが、やはり本巣市発展の機を逃さないためには、まさに今、ある程度の先行投資も必要ではないでしょうか。先行投資といっても投資先にはいろいろな分野がありますが、予算的には主としてどこまで可能と考えておられるのか、現状の余力と限界はどの程度なのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答え申し上げます。

先ほど来、部長のほうからお答えしていますように、財政の健全性というののね、言葉そのものというのがなかなか難しいといったらなんですけれども、全国の自治体ではこういった4つの指標で判断したときに、これにそう引っかかる団体はあまり出てきていない。たまにやっぱり何かあったときに急に財政需要が高くなってきて、それだけの収入がないときにこういった比率に引っかかる、特に災害を受けたりとかですね、そういうようなところはこういった指標が高くなってくる。そしてまた大きな公共投資をやったとき、例えば何百億というような施設、例えばごみの施設ですとか、そういった大きいものを造ったとき、そのときにはそれによってこういった高い比率が出

てくる。

ちなみに、よそのところを言っではいけませんけど、この間まで山県市がいわゆる今先ほど申し上げた公債費比率が要するに制限比率にオーバーしたときがあって、岐阜県もオーバーをして、そういう制限になっている。

そうなりますと、要するにその後事業をやるときにはそれが制限になって、要するに借金がなくなる、要するに起債ができない。起債ができないということは、それ以降はその比率が下がってくるまで、要するに借金を返していかない限りは新しい投資、大きい事業ができない、要するに入ってきた金を使うだけしかできないということになってくる。

やっぱり今先ほど高橋知子議員がおっしゃるように先行投資どうのこうのというのができなくなるというようなことで、近隣のこういうところでは例はありますので、必ずしも指標が当たり前みたいでもない。やっぱりそれはそのときそのときの状況によってはなってくるということでありますので、たまたま本巣市の場合はそういったことの大きなものも、今までの健全財政を考える中で、財源をあちこちプールして、財政調整基金ですとか、そういったものもうまく組みながら借金をしないような形でやってきているというのが、こういう数字に出てきているということでもあります。

それでは、せっかくですので少しちょっと概略のほうもお話し申し上げますけれども、今まで私どもは投資的事業ということで、東海環状自動車の開通に合わせたインターチェンジ周辺の整備事業、また長良糸貫線の道路整備事業とか、もとまるパークの整備事業、また幼稚園の整備事業とか、義務教育学校の改修事業、そして近年の新庁舎の整備というようなことで、大変大型の事業をこれも結構私やってきたところでありますけれども、この財政のですね、やってきたんですけど、これも借金をしながらやってまいりましたけれども、これが真実の話をすれば、合併をした町にいわゆる与えられてきた合併特例債というものをうまく使いながらやってこられたということで、財政の要するに借金をしてもその借金の何割かは国が面倒を見ますよと、あなた方が自分らで返さんでも、今回は合併特例債の場合3分の2ぐらいですかね。ですから、実際合併特例債を使った事業は市の一般財源から出るのは将来的にも3分の1で済むという、今回この庁舎もかなり80億近くかかっていますけれども、実際は20億、30億ぐらいで済んでいるというのもこういった合併特例債のおかげであるということで、これがそのまま起債の返還のほうの公債費比率なんかに将来跳ね返ってくるんですけれども、そういうのも低く抑えられるということになってきているわけがあります。

しかしながら、こういったそういう起債を使いながら積極的に財政運営をやってまいりましたけれども、これは終わりましたので、今後はこの投資的財源というのが、今までのような大きな事業をどんどんやっていくというのが厳しい状況になってきているということでもございます。

そしてまた、先ほど申し上げました中に基金の話もしましたが、本巣市には財政調整基金と併せて公共施設等整備基金、要するにいろいろ建物を造ったりなんかするときに、そういった基金を使って施設を造るというようなことに使ってきた金があるわけですが、これも今回の庁

舎建設、これが庁舎建設が思いのほか物価の高騰がありまして、当初から比べますと大体2割から3割ぐらい事業費が上がっております、実施設計当時よりかもね。そういったものもこういった公共施設等整備基金を使って、そういった上がった部分を借金をせずに、起債を借りずに、この基金を取り崩すことによってやってきたというようなことで、そのお金を使った結果、令和6年度には、結構たくさんあった頃というのは、平成30年度頃というのは結構たくさんあったんですけど、その頃と比べますと大体この6年ほどの間に18億円まで減少してきているというようなことで、基金のほうも少し減ってきて大変厳しい状況に今なってきているということで、これもこういった公共的な投資的な事業への余力というのは厳しくなってきているということでもあります。

それと同時に、こういった公共事業だけじゃなくて普通の一般の市民サービスに与える財源も、これも年々硬直化というんですか、毎年定型的になってくる、いわゆる事業費が、事業費というのか歳出がどんどん硬直化する事業になってきているんですけれども、これも毎年、例えば人件費を前提に、それから義務的経費なんかがありますので、そういった事業のお金がどんどんと増えてきているということで、これがなかなか減っていかないというようなこともあって、これも厳しくなってきているということで、昨年度は事務事業、要するに市民サービスの部分についても事務事業評価をやらせていただいて少し影響があったり、それから今回新庁舎に合わせてDXを推進することによって、結構事業費も効率のいい事業にして歳出の見直しもやってきたというようなことで、市民へのサービスをあまり下げることなく、こうした効率のいい見直しをしながら市民サービスを提供してきているというのが現在の状況でもございます。

また、今後の投資的事業の見込みなんですけれども、今議会でも大分いろいろとお話も出ておりますように、今まで新しく造るもの、まず取りあえずは東海環状の関連の事業費というのをやっぱり優先的にまずやっていこうということで、そちらのほうに一生懸命やってきて、今回ようやくある程度目鼻がついたということになりましたけれども、そういったその裏返しとして、本来計画的にやってこなければならなかった、いわゆる未利用の施設の解体費が、これも何億円という細かに出てくるんですけれども、こういった関連の経費。

それから、学校のいわゆる大規模改修、学校の建設も大分もうあちこちの学校が古くなってきていまして、これから計画的にいよいよ直していかなくちゃならない時期になってきている。学校を1つ直しますと20億、30億というのがこれから出てまいります。幼稚園でも造るやつで十数億、約十五、六億までかかっていますので、小・中学校になりますとその倍以上かかりますので、これから1つの学校を改修すれば20億、30億という金が出てくる。これも今後計画的にやっていかないと、それなりの財源の手当てがない。また、国の文科省等々の補助金があってもなかなか率の低い財源手当てでありますので、これからそういったものについての一般財源。

それから、道路とか橋梁がどんどん悪くなっているというのがありますので、30年、50年たつてきますと。これも定期的にメンテナンスするもので、これもやっていかなくちゃいけないということで、これから今後投資的事業は、いわゆるやらなくちゃいけないものはもうどんどんありますが、必要な事業はあるんですけれども、これも今までと同じように計画的に実施していきたいなという

ふうに思っております。

そういったことから、こういう財政の運営の中でやることが限界というのはどうかというのは、これはなかなか難しいことではない。これはいつもそうなんですけれども、入ってくる金で出す金を決めていくという、先ほど総務部長がお話した、説明したのは、端的に言えば入ってくる金に合わせて出す金を決めていくというのが財政の基本でありますので、入ってくる金がなくて出す金をやるということは赤字になるということで、我々の一般家庭においてもお父ちゃんが稼いでくる金の枠の中で生活しておればいいわけです。入ってくる金以上のことをやれば、つまり将来への当てのある借金ならいいんですけど、いわゆる言葉は悪いですけど消えてしまうような借金ですと大変。今回の合併特例債のように、同じ借金でも誰かほかの人が支援してくれる、要するに金を、その借金を返すときには助けてくれる人がおれば、お父ちゃんの稼いだ金だけでやらなくてもほかの人が金をくれるから借金を返すのも少なくて済むという、端的に言えばそういうことなんですけど、そういうのが今後あって、一概になかなか言えない。

ですから、今後もこういういろいろ事業をやる場合になっても、入ってくる金以上のことの事業をやる場合にあっては、今日もいろいろ答弁なんかもさせていただいていますけれども、国・県、そしてまたそういった有利な起債、補助金、そういったものをやりながら、そしてまたなおかつ入ってくるものが少ないならまた知恵を出して、先ほど来申し上げているように私どもが積極的にやりたいと思っていますのは企業誘致で、企業誘致をやることによって税収を上げると。そして、税収が増えればその分を投資とか市民サービスに回せるということで、先ほど鏑本議員のときにもお話ししましたがけれども、いわゆる産業は福祉の糧、より産業振興、要するにやっぱり企業誘致などをやりながら産業をしっかりとやって雇用を確保しながら税収を上げる、それからその金を福祉とか教育に回すというような、そういう循環にしていけることが今後必要だろうということで、これから入ってくる財源が少なければ、そういった知恵をしっかりと出して、みんなで考えて、そして皆さん方の御支援、御協力もいただきながら、そういう方向でやっていきたいなと思ってまして、これからも健全財政というのをやっぱり頭に入れながら、結局、借金とかいうのがあって、健全財政でなくて、借金をあちこちつくって首が回らなくなれば、誰が困るかといえば市民なんです。市民が結局は自分たちの市民サービスがカットされる。先ほどちょっと高橋知子議員の話がありましたけれども、夕張の話もありましたけれども、ああいうふうに結局は市民が全てのいろんなサービスをカットされる。結局誰に大きく迷惑がかかるかということ市民だということでありますので、そういう市民に影響を与えないように、それはやっぱり我々行政を預かる者は絶えずやっぱり健全財政ということのを頭に入れながら、そして市民サービスをしっかりとやりながら、そして必要な公共投資もやりながら、まちを運営していく。そして、市民の皆さん方に喜んでいただける、そんなまちづくりを財政を運営する中では頭に前提に置きながら、やっぱり考えていく必要があるかなというふうに思っています。

ですから、余力とか限界というのはあつてないようなもので、なかなかそこをどう、どの程度が限界かというのは、その都度そのときの上の判断、そしてまた周りの環境の影響によって考えが変

わってくるということでありますので、逆に言うと災害なんかがあればもう余力もくそもない、もう全部やっていかなきゃなりませんので、そういう状況の中で考えていくのが余力と限界なのかなというふうに思っています。通常の財政をやっておる間は別に余力、限界ということはなく、余力があるやつはまあいいんですけれども、そういうことになってくるんじゃないだろうかというふうに思っております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

大変詳しく答弁していただきまして、本当にありがとうございました。

本巢市は、今はもう3万2,000人台という人口の規模になりましたが、この規模なのにこの立派な新庁舎、そしてもとまるパークなど、大変大きな事業もやっているにもかかわらず、まずローン、起債というのは要はローンのことなんですけど、ローンが組めるということはつまり健全という、健全じゃなくなるとそういったものもできなくなる、起債ができなくなるというお話でした。

そして、本巢市は合併特例債という合併したときにいただけた大変有利なローン、ローンというか起債なんですけど、金額の7割弱が国が払ってくれるという有利なものですけど、それを合併から20年間上手に利用されながら様々な大きな事業を今までやっていただきました。全国でも近隣市町でも合併したところはたくさんあるわけですが、計画なしにすぐ使ってしまった、一体あのお金は何に使ったつけという自治体もあるというふうに聞いています。

しかし、本巢市は上手に使って、そして使用期限が20年ということで昨年終わりました、さらに基金というのは貯金ですが、貯金が少しずつ減っていて、給料が増える見込みはあまりないけれども、先ほどの鏑本議員の一般質問でもありましたとおり、東海環状自動車道開通後のまちづくりで大変わくわくするような御答弁があったわけですが、特に企業誘致などの産業振興を進めながら、入ってくるものも増やしていくというお話でした。ありがとうございました。

企業誘致はこれからの本巢市の発展に欠かせませんし、やっぱり企業が来ることで雇用の創出も可能ですし、後ほど質問しますが、さらに若い子育て世帯が住みたいと思うような環境と教育があれば、本巢市は本当に可能性たっぷりの町だというふうに確信しております。

広報の6月号の市の財政方針には、将来にわたり財政の健全性を維持し、そして元気で笑顔あふれるまちづくりを展開していくためには、これまでの改革の手を緩めることなく、市にとって何が最適かを常に考え、前例踏襲にとらわれることなく、限られた財源の中でより高い成果を目指して「選択」と「集中」を繰り返し、新たな「施策の推進」と「財政の健全性」の両立を図っていきますとありました。来年度の予算も厳しい中ではありますが、そういったわくわくすることも検討していただけるということなので、大変楽しみにしております。

それでは、2つ目に、市民の金融リテラシー向上について質問します。まだ2つ目です。

金融リテラシーとは、お金についての知識とその知識を生活で生かす力のことです。例えば家計

の管理、貯金や投資、ローンや保険の仕組みを理解することが含まれます。金融リテラシーがあると、無駄な借金や詐欺を防ぎ、計画的にお金を使って将来に備えることができます。結果として、安心して暮らしや夢の実現につながります。

特に2000年代に入ってから世界的に金融教育の重要性が強調されるようになり、国際機関も使うようになり、日本でも2000年代前半から政府や日銀、金融庁が使い始めた比較的新しい言葉です。2005年に金融広報中央委員会が金融リテラシー調査を始めたあたりから一般にも広まってきました。

1つ目の質問で市の予算について今お聞きしてきましたが、当たり前ですが市民の皆さんがより豊かに生活するための市の施策は予算がなければ実行することはできず、本巢市の予算は、今何回も言われていましたけれども、物価高騰や人口減少などのあおりも受け余裕がない中で、市長がいつも言われているように、最小限のコストで最大限の効果が出るように計画されています。そして、家庭の家計も同じように物価高騰などの中で家計管理や資産形成能力の向上が重要になっています。

さらに、近年は詐欺の手口も多様化し、低年齢の被害者も出ています。また、クレジットカード以外にも電子マネーなどの新しい決済手段のほか、デジタル通貨も普及し、実際に現金を扱わないままお金のやり取りができてしまうことから、金融リテラシーの必要性はより高まっています。

高田議員の一般質問にもありましたが、高齢者の金融リテラシーを高めること、今の時代だからこそ市民の金融リテラシーの向上を図ることが必要と考え、質問します。市として市民の金融リテラシー向上に取り組んではいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをいたします。

金融リテラシーにつきましては、社会で生きていくために必要な金融やその背景となる経済についての基礎知識を高めることは非常に重要であると考えております。また、投資詐欺や悪徳商法のほか、SNSや偽メール、偽サイトを経由したフィッシング詐欺などの手口も多様化し、高齢者をはじめ低年齢層の被害も増えております。

このような詐欺やトラブルを回避するため、市といたしましては、出前講座として「消費生活トラブルに遭わないために」をテーマとした講座を行っているところでございます。

そのため、市民の金融リテラシー向上の取組につきましては、金融機関やファイナンシャルプランナーなど専門の知識を有する機関で受けていただくことが適当だと考えておりますが、金融詐欺などの消費者トラブル対策として出前講座を活用していただければと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

詐欺の防止だけでなく、人生をあらゆる意味で豊かにする金融リテラシーを高める講座もぜひやっていただきたいと思います。

私がそもそもこういった金融リテラシーについて考えたのは、岐阜市にある市民団体の活動を知ったことがきっかけでした。お金について学ぶ場として思い浮かぶのは、今部長の言われた答弁にもありましたとおり、銀行とか、あと保険などを扱うところなどがほとんどで、もちろんそこでもいろいろな知識が学べるわけですが、やはりそういったところは仕事ですから、どうしても話と商品がセットになっている場合もあって、そういったところで話を聞くというのを心配される方もいらっしゃると思います。岐阜市の市民団体ではそういった心配が一切なく、私もそちらで少し勉強させてもらったのですが、世の中のお金の流れと今の時代に合ったお金についての知識を一から学ぶことができ、知っているようで実はよく分かっていなかったこと、例えば投資信託、NISAなども含めて、商品ではなくて、その仕組みそのものについて学ぶことができました。商品に結びつかないので、その講座自体は有料です。

その団体の方がいつもおっしゃっていたことは、お金に人生を縛られずに生きることの大切さです。お金は生活する上で絶対的に必要です。しかし、お金のために生きるという考え方が大本に生きてしまうと、経済的には豊かなのに、自分の人生を生きているという人間の本質からはずれてしまい、お金持ちなのに満たされない、周りから見たら成功者なのに突然自死に至るようなといったようなことが起こるのではないのでしょうか。

子どもたちに将来の夢は何と聞いたら、もしかしたら何人かはお金持ちと答えそうですが、それが悪いかとかそういうことではなく、そのように目標を決めるのであれば、ぜひ本当に幸せなお金持ちになってほしいと思います。そのために、遠い架空の夢ではなくて、じゃあ実際どうすべきか、今どうすべきかを考えるときにも金融リテラシーがあるとないとは変わってくるのではないのでしょうか。

また、詐欺の低年齢化、令和4年から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、保護者の同意がなくても18歳でクレジットカードをつくったりローンが組めたりするようになったことから、高校の授業で金融経済教育が拡充されました。

また、文部科学省も、近年の成年年齢の引下げやキャッシュレス化の進展などを受け、児童・生徒がその発達段階に応じて金融経済に関する基本的な仕組みや考え方を身につけることの重要性が高まっているとしています。スマホを持っている小学生も本当にたくさん増えました。

そこで質問ですが、子どもの金融リテラシーを高める教育について、現状と今後の方針を教育長にお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

子どもの金融リテラシー教育の現状と今後の方針についてお答えします。

金融リテラシーとは、お金や経済の仕組みを理解し、自らの生活や将来設計に応じて適切に判断、行動する能力を指し、文部科学省及び金融庁においても、生きる力の一部として、その育成の重要性を強調しています。近年では、成年年齢の引下げやキャッシュレス化の進展など、社会環境の変化に伴い、児童・生徒が早期から基礎的な金融知識と判断力を身につける必要性が高まっております。

本市における現状といたしましては、小学校では家庭科をはじめ社会科、道徳、総合的な学習の時間等において、物やお金の大切さ、計画的な使い方、契約の基礎といった内容を扱っています。中学校においては社会科の公民分野や技術・家庭科の授業において、金融機関の役割や金利、保険、税、ローンなどの仕組みについて学んでおります。また、中学校で展開している個人の探究学習では、自ら経済や金融に関する課題を設定し、調査・研究を行っている生徒も多く見られます。

さらなる充実を考えたときに、学校現場の課題として、限られた授業時数の中で多様な教育をバランスよく扱わなければならない、金融教育を大幅に拡充することは難しい状況にあります。教員が金融や経済の動向を網羅的に捉え、効果的に指導するための支援体制も必要です。

ですから、今後の方針といたしましては、この重要性を鑑み、無理をしない形で、社会科や技術・家庭科の教科の中での発展学習として、金融・経済に関する正しい知識と判断力を身につける実効性の高い学びを導入してまいります。具体的には、金融庁が提供する発達段階に応じた内容が体系的に整理されている指導用教材や動画教材を積極的に活用していきます。さらには、金融機関や専門団体から外部講師を招聘し、日常的な事例を交えた学習機会を設けてまいります。これらの学びは、自立した消費者を育てるとともに、金融トラブル防止という実社会に生きて働く貴重な学びとなっていきます。

今後、金融リテラシー教育をより充実させ、本市の児童・生徒が将来にわたり健全な金銭感覚と計画性をもって自己の職業や資産形成について主体的に考え、実践できる自立する力と社会と関わる力に結びつけていきたいと考えています。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

今ある教科の中でそういった新しい教育を入れてもらえるというのは、本当に一番ありがたい形だと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

実は、先月、犬山市の中学校で、名古屋大学の学生が自分たちで開発した投資クンというアプリで中学生に授業を行う様子を見学させていただきました。このアプリには、地元の企業や商工会にも協力してもらって、その地元の企業がアプリの中に入っていて、そこに架空の状態で生徒たちがタブレットの中にそのアプリを入れて、そこに投資していくという金融リテラシーを高めるアプリになっていました。

投資というと私も勉強するまでは何だかギャンブルのようなイメージが少なからずありましたが、

正しく勉強すると、そういった概念が全く変わりました。例えば本巢市でも基金を運用していますし、私たちが納める公的年金も年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）が将来の子どもたちの負担を減らすために年金積立金を管理運用しています。私も教えていただいたのですが、このG P I Fも、できた当時は俺たちの納めた年金をギャンブルに使うのかとデモが起きたそうです。しかし、ギャンブルと投資運用は全く異なるものです。運用資産額は現在約260兆円で、運用開始の2001年から収益額は約165兆円だそうです。G P I Fや金融庁のホームページには分かりやすい動画もありますので、ぜひ活用していただきたいというふうに思います。

念を押しておきますが、昔ながらの投資詐欺は今でもありますので、まずは金融リテラシーを高めていただきたいというふうに思います。

それでは次に、スクールバスについて質問します。

河村議員も一般質問では熱中症のバスについて、また澤村議員も市営バスについて質問されていますので、同じ部分は割愛させていただきますが、私はスクールバスの用途は熱中症対策だけでなく、根尾地域のように今後学校の合併で遠くの子が通学するときであったり、そもそも本巢市は小1と中1は市内のどこの学校でも選べるというすばらしい制度もありますので、そういったときであったり、また授業の一環で学校を飛び出して様々な場所でじかに学ぶ機会を増やしたりすることに変えてはどうかというふうに思います。

ですが、新しく買うのではなく、そういった体験の授業に行政バスも今利用させていただいているのですが、市営バスや幼稚園バスもそれに利用してはどうかという提案です。

根尾地域の市営バスが人口の割に乗車数が多いのは、根尾地域の市営バスがスクールバスを兼ねているというのが大きいのですが、幼稚園バスも市営バスも学校の登校時間とは使用時間はちょっとずれていますし、今ちょうど新しい地域公共交通計画に向けて市営バスの在り方を検討されているということでしたので、そういった活用方法も加味して計画を立てられてはいかがでしょうか。

そこで質問ですが、既存の幼稚園のバスや市営バスをスクールバスにも利用できないか検討されてはいかがでしょうか。副市長にお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長。

○副市長（谷口博文君）

それでは、お答えします。

スクールバスの導入に関する御質問でございますが、まず近年の夏季における気温上昇により児童の登下校時における熱中症のリスクが高まっていることは、極めて深刻な課題であると認識しております。

本市におきましても、本巢小学校以南の各小学校に対して聞き取り調査を実施した結果、学童保育を利用していない児童のうち、通学距離が3キロ以上の児童は確認されませんでした。また、2.5キロ以上通学している1・2年生の児童については、真桑小学校に2名在籍している状況です。

なお、この2.5キロ及び3キロという距離につきましては、川辺町では小学校1・2年生で2.5キロ以上の児童に対し公用車による下校支援を、また兵庫県の加西市では3キロ以上を対象に夏季限定のスクールバス運行を実施している例があることから、これらの事例を参考として調査を行いました。

こうした児童への支援策として、既存の交通資源の活用に関する御提案についてでございますが、まず幼稚園バスにつきましては、運行ルートや帰宅時間などの条件が合致する場合には、スクールバスとしての活用も可能であると考えております。今後、具体的なニーズを把握しながら、個別のケースに応じて検討を進めてまいります。

一方、市営バスにつきましては、現状の運行ルートや時刻表との整合性が課題となっておりますので、現時点でスクールバスとしての活用は難しい状況だと考えております。

なお、通学距離や登下校におけるリスクなど、児童を取り巻く環境は年度ごとに変化する可能性があります。このため、対象となる児童の状況については毎年確認を行いながら、必要に応じ支援の在り方を柔軟に見直していくことが重要であると考えております。

いずれにいたしましても、児童の通学における安全確保や気候変動に対応した登下校支援の在り方については、他自治体の取組や地域の皆様の御意見も参考にしながら、引き続き検討を重ねてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

幼稚園バスは活用も可能ということで、子どもたちの教育環境がよりすばらしくなるために、また低学年からでも通学やわくわくする体験も含めて、ぜひ導入に向けて動いていただきたいというふうに思います。

ちなみに、さっきちょっと調べてみましたが、ここから2.5キロというのはどのくらいかといいますと、ちょうど真桑小までが2.7キロだそうです。席田小は2.1キロということで、結構2.5キロという基準は遠いので、またそういった距離のことも2.5キロにとらわれずに考えていただきたいというふうに思います。

また、市営バスについてですが、南部でも根尾地域のように市営バスとスクールバスを共有するという使い方もぜひ検討していただきたいというふうに思います。

昨日の一般質問では外山小学校の話も出ていましたが、やっぱり外山小学校も根尾学園も今の状態でそれぞれ大変すばらしい学校ですが、根尾幼稚園もすばらしい幼稚園です。しかし、幾らすばらしくても子どもが存在しなければ存続できません。

本巣市が発展していくために必要なことはたくさんありますが、私は逆に今より便利な公共交通と今より充実した子どもの預かりがあれば、本当に完璧だというふうに思っています。ほかの自治体がやっていない工夫もして、今ある本巣市の財産を思う存分活用して、より市民に寄り添う事業

展開をしていただきたいというふうに思います。

そこで、最後に、子どもの預かりについて質問いたします。

現在、子どもの預かりは、教育委員会の管轄で未満児保育、誰でも通園制度、留守家庭教室、外部でファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育がありますが、預かり体制の充実は、子育て世帯の生活の安定と就労の継続を支えるだけではなくて、理想の教育、子育ての環境を求める意識の高い家庭を呼び込み、人口増加だけでなく、税収の確保にもつながると思っています。現状で満足するのではなく、新たな視点で預かり事業全般を考えることが今後の本巢市には必要ではないかと考え、質問いたします。

まずは、本巢市における各預かり事業の現状と課題について、どのように認識されているのか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

本市における各預かり事業の現状と課題についてお答えします。

まず保育事業の現状につきましては、令和7年度における保育園の園児数は8月1日現在で254人となっており、前年同時期と比べ18人の増加となっております。少子化が進行する中においても、共働き世帯の増加などにより、安心して子どもを預けられる保育サービスに対する需要は着実に高まってきております。

また、幼稚園における預かり保育の利用率につきましても増加傾向にあり、就労形態の多様化や家庭の事情に応じた柔軟な対応が求められております。市内の幼稚園においては、延長保育や預かり保育の時間を含め、最大で11時間30分の開設時間を確保しており、保護者の多様なニーズに応える体制を整えております。

さらに、公立保育園では対応が難しい満6か月からの低年齢保育につきましては、認可小規模保育施設の整備により受入れが可能となっております。加えて、一時預かり事業とは目的や内容が異なりますが、誰でも利用が可能なこども誰でも通園制度につきましても、国の本格実施に先駆け、本年度より試行的に導入を開始し、保育サービスの選択肢を拡充しているところでございます。

こうした中での課題といたしましては、保育士の確保及び定着が引き続き重要な課題であると認識しております。また、家庭の事情により一時的に保育が困難となるケースや、保護者の心理的・身体的負担を軽減する観点からの一時預かりのニーズに対しては、現在は在園児を対象とした預かり保育やファミリー・サポート・センター事業により対応を行っておりますが、今後は子育て世代の実情を的確に把握し、市内の幼稚園における一時預かり事業の実施も含めて、対応の方向性について検討を進めてまいります。

次に、留守家庭教室事業の現状について申し上げます。

本年8月1日現在における利用登録児童数は504人で、前年同時期と同数ではありますが、児童数

の減少傾向に対し、利用率は上昇しております。留守家庭教室では、開設時間の延長や夏休み期間のみの利用を可能とするなど、保護者の多様なニーズに応じた柔軟な運用を行っております。

一方で、指導員をはじめとする人材の確保と定着は依然として大きな課題であり、安定した事業運営のための対応が必要であると認識しております。

今後も本市における各預かり事業につきましては、子育て世代の多様なライフスタイルや就労形態に対応可能なサービス体制の構築と、子どもたちが安心して過ごせる環境の整備に努めてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

預かり事業全体のニーズは大変増しているということでした。

再質問をお願いいたします。

御答弁の中で、市内幼稚園の一時預かり事業の実施を検討されているということでしたが、今通園している園で預かりを、ファミリー・サポート・センター事業ではなくて、その通園しているところで預かりを利用されていない方が一時預かりができるようになるということは、子どもを持つ親にとっては非常に重要な制度だと思っています。どの程度検討されているのか、もう少しお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、再質問についてお答えします。

一時預かり事業につきましては、保護者の方が家族の病気や冠婚葬祭、あるいは育児疲れのリフレッシュなどを理由に一時的に保育が必要となる場合に保育所等で児童をお預かりする保育サービスであり、その必要性を認識しているところでございます。

現在、本市におきましては、在園児を対象とした幼稚園の預かり保育やファミリー・サポート・センター事業により一定の対応を行っておりますが、近隣の市町において一時預かり事業が実施されていることも踏まえ、本市においてもより幅広いニーズに対応していくための方策として、市内の幼稚園における一時預かり事業の実施に向けた検討を進めてまいります。

なお、事業の検討に当たりましては、保育士の確保を含めた適切な運営体制の構築、安全管理の徹底、さらに持続可能性を含めた財政面での検討など、様々な視点から調査・検証が必要であると考えております。

事業開始につきましては十分な需要が見込まれるかどうかも踏まえ判断してまいりますけれども、具体的な開始時期や事業内容につきましては、今後の調査結果や関係者との協議を踏まえて慎重に

判断してまいります。

引き続き、子育て家庭が安心して児童を預けられるような環境の整備に努めてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

保育士確保など大変な課題はあるかと思いますが、ぜひともよろしくお願いいたします。

子育て支援の充実で全国的に名前を売っている自治体は幾つかありますし、近隣市町が子育て支援のまとめなどを今どきらしい、若い世代に受け入れられやすい紙面やSNSにまとめている形を見るたびに、本当にこれだったら本巢市のほうがいろいろやっとなやないかというふうに思います。何度も言いますが、教育や子育て支援分野で、あと預かり体制を整えば、本巢市は名実ともに完全に子育てしやすいまちになります。

移住場所を決めるのは、小さい子どもではなく、家を建てる若い夫婦の大人です。大人に刺さるリアルな預かり制度の充実が、近隣市町から頭1個飛び出る誘致策になることは間違いありません。ですから、教育委員会の幼児教育課だけが考えることではなく、やはり本巢市全体で考えるべき重要な事業だというふうに考えます。

このように預かり体制の充実を現在子育て中の満足度を高めると同時に人口誘致策・定住促進策の一つとして位置づける考えを市に持ち、市全体でその充実をしていく考えについてお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答え申し上げます。

本市では、昨年度策定をいたしました第3期本巢市総合戦略におきまして、持続可能なまちづくりを進めるためには地域や経済の担い手の確保が重要と考えておりまして、生産年齢人口が減少する中、子育て世代が生き生きと過ごせるよう、地域で子育てを担うという意識の下で、若者が希望どおりに結婚できる環境を整え、切れ目ない支援により妊娠、出産、子育てがしやすい社会環境を形成し、子育てしやすいまちとして選ばれるまちづくりを推進することを基本目標に掲げております。

また、現在取り組んでいる子育てに関わる各取組については、「本巢本」であったり、ふるさと納税の寄附者にお送りする「本巢市ふるさと納税便り」、移住定住フェアで配布しております本市の教育をPRするチラシなどで多くの方に周知を図っているところでございます。

議員から先ほどお話をいただきましたように、子どもの預かりには未満児保育、誰でも通園制度、留守家庭教室、外部のファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育など、多様な体制

が整っておりまして、これらは子育て世代を支える重要な施策であると認識をしております。

なお、現時点では総合戦略の具体的な施策の中に子どもの預かり体制の充実について明確な記載はございませんが、御指摘をいただきましたように、子どもの預かり体制の充実は共稼ぎ家庭や単身親にとって働き続けやすい環境づくりや子育ての負担軽減に寄与するとともに子どもを育てやすい環境づくりにつながり、結果として市民の転出防止や若年層の転入促進、さらには定住促進への期待が持てるものと考えております。

このため、今後のまちづくりにおきましては、利用しやすいサービスの拡充や多様なニーズに対応できる柔軟な預かり体制など、子どもの預かり体制の充実を含め、子育て支援策を人口誘致や定住促進策の一つとして位置づけ、教育委員会をはじめ関係機関と連携し、本市の教育や子育てしやすいまちとしてPRに努めてまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

ふるさと納税のチラシを見せていただいたんですが、新しいチラシだと思うんですけども、大変かわいらしくて、職員の方たちもすごくかわいく登場しているものでしたので、ぜひとも本巢市民の方にも見ていただきたいぐらいなんですけれども、やっぱりそうやって市全体で本巢市をPRしていくことが本当に大事だなというふうに感じました。

子どもたちへの投資は最高の先行投資です。心身ともに余裕ある保護者に伸び伸び育てられた子どもたちは、やっぱり自己肯定感が高めで、自分も他人も大切にできる人に育つというふうに言われています。そういった子どもたちが20年後、30年後の本巢市をつくっているのではないのでしょうか。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

ここで暫時休憩します。3時35分まで休憩します。

午後3時20分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（道下和茂君）

それでは再開します。

続いて、4番 飯尾龍也議員の発言を許します。

飯尾龍也君。

○4番（飯尾龍也君）

一般質問をいたします。

3項目やります。

先日8月23日、東海環状のイベント、本当によかったなという思いがあります。以前も申し上げましたように、小学校のときの5年生だか6年生のときに、こんなところに環状自動車道ができるんだなと思ってもう48年ぐらいたちました。それが現実のものとしてその高速道路を歩いたということは、非常に感慨深いものがございました。また、自分の自宅がこんなふうに見えるんだなという思いもありまして、また自分の田んぼや何かも見られて、ああこういう景色なんだなという思いが本当につくづく感じられ、地権者としてちゃんと提供したことが実になって、皆様のよりよい環境づくりになるかなと思います。

また、これから今度は長良糸貫線も地権者として提供するわけですけど、やっぱりそういうものが形づくられて、利便性がよくなり、まちがよくなるということは非常に大事なことだなと思いながら歩いていました。こういうことがまた次世代につないで、より若い子たちが集い、にぎわい、またよりよい本巣市をつくっていくことが非常に大事な、また、子どもたちがこの感動するようなイベントを体験して、やっぱり本巣市っていいな、ここに住みたいなという思いが育まれればいいかなと思いまして、本当に先日のイベントに感謝いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず私が、この日本版DBSというのはなぜこれをやったかといいますと、教員が盗撮行為を行った、こんなゆゆしき問題のことが信じられないという思いがあって、この問題を取り上げることにしたんです。

といいますのも、私の身内にも教員が大勢ございます。こんなことがあっていいのか、以前にも岐阜県のある学校の先生が非常に非常識な、岐阜市のほうでしたけど、校長先生がやったことを思い出しますけれど、やっぱり仕事場において、自分の立場を利用して自分のただ欲という形で、それも子どもに対してというのは非常に許せないなという思いがございまして、この問題を取り上げることにしたわけです。

といいますのも、やっぱりヨーロッパのイギリスなんかでは先進的であって、1997年の頃から犯罪歴の照会制度が始まりまして、2012年にはDBS制度が始まりました。

このDBSはDisclosure and Barring Service、要するに犯罪履歴の開示とそれに伴う発行システムということなんですけど、要するに犯罪歴のある者をしっかり確認して、なおかつ職業にすると人に対してはその犯罪を防止するために、特に子どもに接する仕事に就く人に対しては犯罪歴を照会することが必要というのを制度として設けております。また、ドイツやフランスなども同様に導入されております。

そういうことがありまして、また昨年、子どもの性犯罪防止法が制定されまして、来年2026年12月にこの日本版DBSの施行という形で行われます。こういうことが行われるのは、先ほど申し上げましたように今教職者というものが性犯罪を起こしている、そういう状況ですよね。今まででは考えられない、想定外ですね、はっきり言って。教職者って本来なら非常に倫理観の高い、また道徳性の高い人間が就くものと僕は信じておりましたし、そういうものが一瞬に崩れ去った。要するに信用と一緒に崩れ去ったということは、非常に大事なものが崩れ去ることが悲しいんですよね。

これから育っていく子どもたちが大人になっていく過程において、それがトラウマとなって心に傷を負いながら行くということは非常に悲しい問題であります。だから、最初に日本版DBSについて問うてみたわけです。

それではまず1つ目、日本版DBSについてどのようなものか、教育長、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

日本版DBSについてお答えします。

まずDBSとは、イギリスから発信された性犯罪証明管理及び発行システムの略称で、教育や保育、福祉、医療などで性犯罪歴のある人が子どもに関わる仕事に就くことがないように事前に確認し、子どもを性犯罪から守るための仕組みです。日本においても、子どもへの性犯罪防止の観点から、子どもに関わる仕事に就く人に性犯罪歴がないかを雇用主が確認する日本版DBSの創設を盛り込んだこども性暴力防止法が令和6年6月に可決成立し、現在制度化が進められています。

このこども性暴力防止法の要点は、日本版DBSの創設、安全確保措置の義務化、性暴力のおそれが認められた職員への防止措置の3点です。学校設置者や認可保育所などの雇用予定者について、性犯罪歴の確認を義務づけるとともに、面談・相談体制、被害者児童保護・支援、職員の研修などの措置を求めています。さらには、性暴力が行われるおそれがあると認められた場合は業務に従事させない措置も講ずることが盛り込まれています。こども家庭庁は、この法律を令和8年12月25日から施行される見込みです。

現在、全ての学校において、性暴力に対しては、令和4年4月に制定された教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づき対応しています。この法律の目的は、教育現場における教職員等による児童・生徒への性暴力を根絶し、児童・生徒の尊厳と権利を守ることです。この法律で、児童・生徒性暴力の防止、早期発見・対処に関する措置において重大な違反を行った教育職員については、教員免許失効者等のデータベースに登録することが求められており、岐阜県をはじめ全国の任命権者が採用段階で情報を照会し、再び子どもに関わる職に就くことを防止する取組が令和5年4月から導入されています。市内の正規教職員の人事権は岐阜県教育委員会にありますので、県が市で採用する臨時的任用講師及び市費会計年度任用職員については、市がこの制度を活用し、十分に情報を確認した上で任用を行っています。

さらに、本巣市をはじめ県内自治体においては、対象者及びその他不適切な教職員の情報共有をしながら人事を行っています。

今後、本市といたしましては、国などの基本方針や制度設計を踏まえ、県等との連携を図り、情報共有を徹底するとともに、学校現場からの情報把握や相談体制の充実を進めてまいります。そして何よりも、児童・生徒がそのような被害に決して遭うことがなく、安心して学び、成長できる教

育環境をつくることを最優先に、確実な対応を行ってまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

飯尾龍也議員。

○4番（飯尾龍也君）

日本版DBSが来年度から施行されます。それに伴いまして、やっぱりこの2020年度だけでも153人の教員が性加害を理由に懲戒免職になっております。全国において。

また教育現場においては、特に保育事業者の場合、特徴が3つございます。支配性、子どもを指導する立場にある者が、子どもに対して支配的・優越的な立場に立てる非対称の力関係であること。また継続性、子どもと生活を共にするなどして、子どもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと。3つ目、閉鎖性、保護者などの監視の目の行き届かない状況下での預かり・養護・教育などをするものであり、第三者の目に触れにくい状況をつくり出すことが容易である。このような特徴がありますので、やっぱりそういうところで性犯罪が起きるんだなという思いもあります。こういう面があるからその隙を突いて性犯罪が行われている、これが非常に難しいのかなというふうに思います。

あと、初犯が一番多いと聞いております。また、あと再犯率は高いといえは高いんですよね。だから、そこら辺をやっぱり子どもに対しての対応をしっかりとやらないと。仮に子どもの訴えをないがしろにしちゃって、そんなことはなかったよ、教員の立場を守るためにという形では非常に駄目だなという思いもありまして、ましてや、本市においては子どもの権利条例ができたばかりです。これはやっぱり子どもの権利、子どもファーストという形でやっているものですから、ぜひそこを基にしっかり子どもを守っていかなくちゃいけないと思います。

2番目に行きます。

性暴力から子どもを守るための具体的な方策はどのようなものがございませうか、よろしくお願ひします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

性暴力から子どもを守るための具体的な方策についてお答えします。

名古屋市や横浜市において、小学校教諭が児童わいせつ画像をSNSに投稿し逮捕されるという極めて深刻な事件が発生いたしました。最も信頼、信用されるべき先生という存在によるこうした行為は、断じて許されるものではなく、社会全体に大きな衝撃と不安を与えるものとなってしまいました。

本巣市におきましても、こうした事案を厳粛に受け止め、さらには危機管理の鉄則である、ある学校で起きたことは全ての学校で起こり得るという強い危機意識を持ち、教職員による不祥事の未

然防止と再発防止に向けた対策を講じております。

まず、年度初めの4月には、市内全ての小・中学校、義務教育学校において、わいせつ行為の未然防止をテーマとした研修を実施し、教職員一人一人が服務規律と子どもの人権保護に対する意識を高める機会といたしました。研修では、過去の事例を通して加害者とならない・させないための行動規範を確認するとともに、子どもに寄り添う姿勢と専門職としての倫理観を再認識しました。また、個人のモラルだけではなく、教職員同士が日常から声をかけ合い、互いの行動に関心を持ち、コミュニケーションが円滑にできる職場環境づくりの重要性についても共有しました。孤独や油断が生まれない健全で開かれた学校文化の構築が、重大な不祥事の予防につながると考えております。

加えて、児童・生徒の安全確保を最優先に考え、市内全園、全小・中学校、社会教育施設等などの一斉点検を実施しました。特にトイレや更衣室、死角となりやすい場所について重点的に確認を行い、安心して学べる教育環境の整備に努めたところです。こうした取組も、同僚同士の共通理解と日々の見守り合いがあってこそ機能するものです。

さらには、教職員のスマートフォンの取扱いについても対策を講じています。教室内への持込みをやめ、校内での使用方法について各学校でルールを策定し、それらを全教職員に周知徹底したところです。職員のスマートフォン等は必要最低限の使用にとどめ、児童・生徒との信頼関係を損なわないよう管理を徹底してまいります。

このような事例から、子どもを守るために配慮すべきことは、性の多様性も鑑み、男性の大人が女の子、女子に関心を持つと限定的に捉えるだけではなく、男性、女性ともに加害者になり得ること、さらには異性への被害だけではなく同性同士、同性への被害も想定していくことが必要です。

今後も、子どもたちが安心して学び、育つことができる教育環境を守るために、研修や点検、ルールや整備に加え、教職員が互いに支え合い、風通しのよい職場文化を築くことで、倫理的な組織づくりを継続的に進めてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

飯尾龍也議員。

○4番（飯尾龍也君）

具体的な方策、非常に理解しました。本当にスマホの持込み等はやっぱり、民間では基本的にもう大前提で職場には持ち込めません。要するに、保管ロッカーがあってそこでやりますから、遅れているというのか、教育の現場はそうなのかという感じはしますが、でもやっぱりそうやってしっかり自分たちで自主的にやって、潔白を証明できるような体制をつくっていくのが非常に大事ななと思います。

あと先進的なところは学校内に、僕は基本的に嫌ですけど、カメラをつけるということもございます。それも一つの案かなと思いますけど、予算的なことありましようけど、やっぱりそれは子どもの安全・安心を守るためには大切ななと思います。

そういう形で、子どもたちの居場所である学校、楽しいはずである学校が嫌な思いになるような

場にしたくないという思いがございます。ぜひとも前向きにしっかりやっていっていただきたいと思っております。

やっぱり子どもの心の傷って本当に大人まで傷つきます。特に性的なことに関してはという思いがありますので、ぜひともしっかりフォローしていただきたいと思っております。

次、続きまして、2項目めの学校の水泳授業です。

これは最近猛暑日が続いて、子どもたちを見守る通学の途中で、今日は体育って水泳、プールはあるかな、どうかなという声をいつも聞きます。やっぱり、暑いと今日は熱中症の指数が高いからなしというのを聞きましたね。また、あとは夏休み、夏休みのプール自由がなくなっちゃっている、これは非常に悲しいだろうなという思いがありますね。

私の子どもの頃は本当に夏休みのプールが楽しみでした。毎日、その当時はまだ自転車で行けたんですよね。みんなで一緒に行って1時間か2時間やって、帰ってきてぐたっとしておやつを食べで寝るというような、それが日課でした。それがいい思い出ですね、はっきり言って。それこそ、そういう思い出があって中学校、高校になっても泳力が伸びて、高校で僕はそれこそ背泳で1番を取ったことがあるんですね。ああ、こんなに自分の得意なことがあったんだと初めて思いました。やっぱり走るのは苦手だったけど、水の中だったらなかなかいけるなと思ひまして、それ以来、本当に背泳ぎが得意で思いがありました。

だからそういう思いが、どんどん体験の数、時間も少なくなっている子どもたちにぜひともしっかり水泳の授業で、水遊びすることは楽しいなあ、または川であったり海であったりそんないろんな場所で泳いだり、水と触れ合うことが楽しいなあという思いを持ってもらいたいなという思いで、学校の水泳授業について問うてみたいと思っております。

水泳の授業時間数は確実に確保されているのか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

水泳の授業時間の確保についてお答えします。

水泳は他種目では味わうことができない、水中で浮く、進む、呼吸するなど、水中での調整力や全身の持久力などを高める運動です。さらに、子どもたちにとって泳げるようになるということは物すごく大きな喜びであり、培った泳力は一生継続します。そして何より、水泳は水難事故から命を守るためにも必要不可欠なものです。

本市では、泳げない子をゼロにするという方針を持ち、児童・生徒の泳力向上に努めてまいりました。コロナ禍で全国の学校で水泳の授業が中止されている中であっても、本市においては、感染対策を講じながら水泳の授業を継続して実施してきました。

本年度の水泳の授業は6月からスタートさせ、全小学校、義務教育学校の前期課程で各学年10時間から12時間、全中学校、義務教育学校の後期課程で10時間から18時間実施しました。今夏も猛暑

日が多かったですが、各学校は午前中の熱中症特別警戒アラートが発表される前に水泳の授業を実施するなどの工夫をしながら、水泳の授業確保を行ってまいりました。

加えて、全ての小学校において、夏休みに入ってからすぐ、スポーツクラブルネサンスのインストラクター、体育専門指導員、体育科専門の教師などの力を総動員して水泳教室を開催し、児童の泳力を伸ばしてきました。さらに、もっと泳げるようになりたいという子どもたちの願いをかなえるために、本年度から新たにルネサンスのプールを貸し切って2日間水泳教室を開き、42名の児童が参加をいたしました。子どもたちは、インストラクターに教えてもらうことで泳力がぐーんと伸び、なかなか泳げなかった子も25メートル以上泳げる喜びを実感していました。

前スポーツ庁長官の鈴木大地氏が、陸上運動とは異なり水の特性を体感することから始まる水泳は、体験なくして習得することは不可能であると言われているように、今後も水泳の実技指導の時間を十分に確保して、児童・生徒の泳力を伸ばし、泳ぐ楽しさと自らの命を守り抜くという両面を大切に、指導の充実に努めてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

飯尾龍也議員。

○4番（飯尾龍也君）

しっかり授業数は確保されているんだなという思いで、ありがとうございます。

やっぱり水に入っているその体験が非常にそこに、楽しさから泳ぎたいな、もっともっとという体験を続けることが泳力につながるんだなという思いがありますので、ぜひともそういう体験、また夏休みの希望者に対してそういうことをやっていただけるのも非常に大事な事だと思っています。

また、警察庁の水難事故でも、やっぱり10%くらいが中学生以下という形で結構な数ですね。多分これはいろんな原因があるんだろうとは思いますが、僕としてはやっぱり、泳げてなおかつ、多分着衣水泳もやってみえるだろうし、しっかりライフジャケットをつけた感じのそういう水泳も非常に大切な事だと思っています。これはやっぱりプールだけではできないものですから、それこそ鏑本議員が組合長をしている根尾川筋漁協なんかでも、実体験として川に入ってそういう泳力、川の恐ろしさ、楽しさをするのも大事な事だという思いがあります。

やはり海なし県の岐阜では、なかなか水泳の泳力をつけるというのはプールしかないかなという思いもありますし、そういういろんな体験を通じて水と親しむことで、自分でも万が一、海辺へ行ったら離岸流に対しての危険性や何かを確認したりとかそういうのを体験して学習していく、これが小・中の授業の在り方かなと思います。

というのとあともう一つ、プールの維持管理ということが非常にこれから出てくる問題だと思います。愛知県の大府市ではもう座学にしちゃっているという件もございます。福井の鯖江市なんかでもそうです。中学校に関してはもう廃止、座学です。それも悲しいなという思いもありまして、やっぱり身近にある川を利用した形の水泳授業もあってもいいのかなという思いもありまして、この質問に入っております。

問2になりますけど、泳力はどの程度を求められているのか、実際によろしく願いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

泳力について、どの程度を求めているかについてお答えします。

小学校・中学校における水泳の授業では、文部科学省が示す学習指導要領に基づき、各学年の発達段階に応じて指導内容が定められています。

まず、小学校低学年においては水遊びを基本とし、水につかっのりレー遊び、鬼遊びといった水に慣れる遊び、壁につかまっのり伏し浮き、補助具を使っのり浮く遊び、ボビングといった浮く・潜る遊びなどを通して水に親しみ、水の特性を理解して楽しく学んでいきます。

次に、中学年では浮く・泳ぐ運動を基本とし、伏し浮き、背浮き、蹴伸びといった浮く運動、補助具を使っのりクロールや平泳ぎのストロークなど、呼吸を伴っのり初歩的な泳ぎを身につけることを目標とし、クロールや平泳ぎの基礎的な動作を習得していくことを段階となっています。

さらに高学年においては、クロールや平泳ぎを発展させ、25メートル以上を続けて泳ぐなど長く、そして速く泳ぐ力を培うことを狙いとしています。

中学校におきましては、クロール・平泳ぎに加え、背泳ぎなど複数の泳法を学びます。あわせて、50メートル、100メートルといった持久的な泳ぎに挑戦し、さらには速さの記録向上を目指していきます。また、単に泳力を高めるだけでなく、先ほど言われました水の事故防止に向けた安全意識の育成も重要な学習目標となっています。

本県市では、十分な水泳時間を確保し、学習指導要領に示された内容をほぼ習得している状況です。加えて、夏休みの水泳教室により、苦手な子も小学校段階でほぼ全員が25メートル以上泳ぐことができるようになってまいりました。今後も学習指導要領の趣旨を踏まえ、段階的かつ系統的な指導を通し、子どもたち一人一人が安全に楽しみながら泳ぐ力を身につけられる環境づくりに努めてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

飯尾龍也議員。

○4番（飯尾龍也君）

しっかり泳力をつけるための項目があっ、十分理解しました。

あと、防災という形でやっぱり、ここにペットボトルを浮かせてやるというのも、みんなにやってもらっのりがいいのかなという思いもございます。私、今年は防災をメインに小・中学生、中学生をメインにやっっているもんですから、そういうところを取り入れながら、もし水害に遭っの場合のやり方とかというものも、着衣水泳もしかりですね。だと思っっておりますので、ぜひともそうやっいろいろな体験の場所で行っいただくのがよろしいかと思っしています。ありがとうございます。

それでは、3つ目の複数団体による公共施設の集約化についてまいりたいと思います。

これは要するに、午前中の鏑本議員もおっしゃってみえたように、いろんな施設がございます。それと、統廃合をするのにお金がないからできないという形でずっと進められています。民間だとスクラップ・アンド・ビルドですけど、地方公共団体ですからスクラップが先ではなかなか難しいという思いもあって新しい施設を造ってという形になるんでしょうけど、やっぱり民間の私からすると、いつまで残していくんだらうなという思いが常々ございます。

また、市民の方からも痛い声を聞いておりますので、もっと大きい大局観に立って、本巢市だけでなく北方町にも多分統廃合する施設はあるんじゃないか、また瑞穂でもあるんじゃないかということを考えてといいますのも、定住自立圏構想というものがございますし、また今年度、新しい補助金等がついていますので、そういうものをしっかり活用して進めていくことが大事ななと思ひまして、これも思っているんですね。

いろんな国交省とか総務省なんかのアドバイザーをしっかり受け入れて進めていけば、本市だけで進めていくんじゃないくて、もっと大きな高いところから見てやれば、いろんな知恵も借りて、お金も借りられて、最少のコストで次へ進めるかなという思いもありまして、このことについてお尋ねをいたします。

まず第1の該当となる公共施設はあるか、お尋ねします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

複数団体による公共施設の集約化につきましては、国から複数団体による公共施設の集約化等に係る取組の推進についての通知が発出され、今後のさらなる人口減少が見込まれる中において、持続的な行政サービスを行うために、他の地方公共団体と連携した施設の集約化・複合化に取り組むことが効果的であることから、今後のさらなる複数団体の公共施設の集約化等に向けた経費などに対して、特別交付税措置などを創設されたところでございます。

しかしながら、現在のところ、本市において他市町との集約化を検討している施設はございません。また、他市町からそのような相談を受けている施設も現在のところない状況でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

飯尾龍也議員。

○4番（飯尾龍也君）

集約化する検討の施設はないと、また相談を受けている施設もないと。相談を受けているというより、やっぱりこちらからアクティブにいろんな周辺市町村に声かけするのも非常に大事ななと思います。単独で市でやるよりも、一緒になっていろんな施設の統廃合をすることによって、これ、

令和7年度の当初予算で国交省のがあるんですけど、連携自治体掛ける21億円の交付対象事業が条件としてあるんですよ、こういうものを使わない手はないと思うんだよね。これって除却も入っているんですよ。こういうものを使って、せっかくの機会です。また、これも国交省連携をして専門アドバイザーを受け入れることによって、まず協議の場をつくったりとかできるものですから、ぜひとも前向きに検討していただきたいなという思いがありますので、2番目の協議会の設置予定をあるかお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えをさせていただきます。

現在のところ、他市町との公共施設の集約化について検討しておりませんので、協議会につきましても現段階での設置の予定はございません。

しかしながら、今議員も述べられましたように、今後につきましては、全国的に人口が減少していく中において、行政サービスを持続的に提供するためには公共施設について他市町との集約化を検討していくことは必要になると考えておりますので、その際には、近隣市町や岐阜連携都市圏の構成市町などと協議会を設置して検討していくことが適当だと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

飯尾龍也議員。

○4番（飯尾龍也君）

ぜひ前向きに検討をお願いしたい。

といいますのも先日、議会開会中でしたけれども、9月末までしか水資源機構にいない同級生のところに行ってきました。今度はもう国交省に戻られます。こういう機会というのはぜひとも、国交省とぜひ手を携えて前へ進めていただきたいなという思いもありましてこの案を出したわけですね。

やっぱり専門家のアドバイザー、午前中の鏑本議員じゃありませんけど、知恵やお金はしっかり借りて十分にフルに活用することが、本巣市がこれから生き残ってくるすべなのかなという思いがあります。やっぱりフルに人脈を活用し、いろんな制度を活用し、どうしたら最少のコストで最大のサービスができるか。特に箱物に関しては、僕は基本的にもう周辺市町と連携しないと無駄だと僕は思いますよ、基本的に。現場の市民に対するサービスは各市町でやればいいですけど、箱物に関してはいろんな市町と連携しながら造っていくべきだし、それが効率的に運用できるかな、持続可能な行政サービスにつながるんじゃないかなという思いがありますので、ぜひ前向きに検討をよろしく願いいたします。

3つ目になりますが、都市構造再編集中支援事業の活用はあるのか、よろしく願いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

都市構造再編集中支援事業の対象事業は、都市再生整備計画に基づき実施される事業のうち立地適正化計画の目標に適合するものとされております。この立地適正化計画は、将来の人口減少、高齢化に対応するため都市再生特別措置法に基づき都市機能を集約化する計画で、国の支援も活用して住宅や生活サービス施設を誘導し、コンパクトなまちづくりを進めることで、快適な生活環境と持続可能な都市経営の実現を目指すものでございます。

本市では、令和9年度までの3か年で立地適正化計画を策定する予定のため、現段階での活用はございませんが、今後策定された計画を具現化するためには、都市構造再編集中支援事業などの国の支援を活用することは必要だと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

飯尾龍也議員。

○4番（飯尾龍也君）

ぜひ本当に、これって国庫補助が50に交付税措置22.5を合わせて72.5%なんですよ。非常に有利なものです。やっぱり周辺市町、この立地適正化計画を活用することによってその分負担は少ない、なおかつ市民サービスが充実するというものですので、ぜひとも前向きに検討をお願いしたいと思います。

基本的に、私も先ほど言いましたように箱物は本当に最小限という形が市民の負担にはならないと思っております。そういうものは今やらないとという思いもありますのでぜひとも前向きに、前向きによりしくお願いいたします。といいますのも私、この4年間、16回一般質問をやっていますが、市の行政というのははっきり言えば他人事ですよ。常々、教育長さんや誰かに言っておるけど、やっぱり自分事としてぜひとも捉えていただきたい。私は議員で、税で報酬をいただいています。皆さんも税金をいただいて暮らしてみえるこの税金の重さ、国民負担率46.8%あって、これで何でできんのかと言われたらどのように答えるんですかという思いがあります。やっぱり頭ひねり出して、ないならどこから知恵を借りて、お金もどっから引っ張ってくるような、より貪欲に、それが結局は市民サービスになるかなという思いもありますのでぜひとも前向きに、自分のお金と思えば多分惜しいと思いますから、ぜひともいろんな知恵をフルに活用して人脈も制度もやっていただければ、市民サービスが最高になり、本巢市民が、ああ、住んでいてよかったな、ぜひともこの市を末代まで続けていきたいなという思いになると思います。こんなに利便性がよくなって、モレラもあって、こんないい場所はないです。

僕も関東にも住んでいました、関西にも住んでいました。やっぱりローコストで生活できるんで

すよね、ここは。日本の真ん中でこんないいところはないと思っております。ぜひともその思いを
しっかり次につなげていくためにも、行政の皆さんにしっかり頑張ってもらいたいのと思ひして、
私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

散会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

9月8日月曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後4時14分 散会

